

労働総研

クォーターリー

ISSN 0918-7618

2022
秋
季号

特集

新型コロナ禍・日本型 グローバル化と 中小企業

巻頭言

中小企業の存立危機と雇用・労働条件の悪化を生み出す日本型グローバル化

全国一律最低賃金実現に向けた全労連が考える「中小企業支援政策」

2022 年最低賃金改定の経過と特徴

韓国の最低賃金引き上げと中小企業

下請二法の新局面

景況調査から見た中小企業経営の現状

【単産からの報告】【中小企業の立場から】【政党の立場から】

松丸和夫

吉田敬一

秋山正臣

衛藤 浩司

呉 学殊

相田利雄・中島 康浩

山本 篤民

RODO SOKEN

編集・発行 一般社団法人
労働運動総合研究所

発売 本の泉社

労働総研ブックレット No.11

The Japan Research Institute of Labour Movement RODO SOKEN Booklet / 編集：労働運動総合研究所

財界戦略とアベノミクス ——内部留保はどう使われる

藤田 宏 著



- 序 章 アベノミクスと財界戦略
- 第1章 バブル崩壊後の財界戦略——『新時代の「日本的経営」』と「新型経営」
- 第2章 財界・大企業の搾取強化の新段階——付加価値の企業配分の増大
- 第3章 「新型経営」下で急膨張する内部留保
- 第4章 財テク重視の「新・新型経営」による新たな資本蓄積方式
- 第5章 「新・新型経営」とアベノミクス
- 終 章 内部留保は国民経済の障害——内部留保を経済の好循環の糧に

ISBN：978-4-7807-1215-5 C0036 A5判・64 ページ・定価 600 円(+税)

『労働総研ブックレット』No.1～10も好評発売中

全てA5判／No.1～8：定価 571円(+税)／No.9：定価 800円(+税)／No.10：定価 550円(+税)

- No.10** 人間らしい働き方とジェンダー
平等の実現へ
労働組合の役割ととりくみ 64頁
労働総研女性労働研究部会編
- No.9** アベノ改憲の真実
平和と人権、暮らしを襲う濁流 104頁
坂本 修著
- No.8** 労働時間の短縮で
日本社会を変えよう
斉藤隆夫監修・労働総合運動研究所編 64頁
- No.7** ブラック企業と就活・働く権利
青年に希望を悪質企業を見分ける確かな眼 72頁
生熊茂実・鹿田勝一著
- No.6** 最低生計費調査とナショナル
ミニマム
健康で文化的な生活保障 64頁
金澤誠一著
- No.5** 地域循環型経済への挑戦
松丸和夫・吉田敬一・中島康浩著 64頁
- No.4** TPPと労働者、労働組合
萩原伸次郎著 64頁
- No.3** 公契約適正化運動のすすめ
発展方向と可能性を探る 64頁
伊藤圭一・斎藤寛生・原富悟著
- No.2** 大震災と日本の社会保障
被災地から労働・生活・地域の
再建を考える 64頁
日野秀逸著
- No.1** フランス、イギリス働くルールと
生活保障の最新事情
日本が学ぶことを探す旅 72頁
労働総研仏英調査団編

本の泉社

21世紀を生きる人と社会に役立ち、
感動を共有できる本づくり

お求めはお近くの書店または本の泉社へ
〒112-0005 東京都文京区水道2-10-9 板倉ビル2階
TEL:03-5810-1581 FAX:03-5810-1582
HP: <http://www.honnoizumi.co.jp/> 郵便振替：00130-6-137225



☞ 単行本の出版のご相談をお受けいたします。お気軽にご連絡ください。☞

目 次

特集

新型コロナ禍・日本型グローバル化と
中小企業

- 巻頭言 松丸 和夫 2
- 中小企業の存立危機と雇用・労働条件の悪化を生み出す日本型グローバル化 吉田 敬一 3
- 全国一律最低賃金実現に向けた全労連が考える「中小企業支援政策」 秋山 正臣 14
- 2022年最低賃金改定の経過と特徴 衛藤 浩司 20
- 韓国の最低賃金引き上げと中小企業 呉 学殊 25
- 下請二法の新局面 相田 利雄・中島 康浩 31
- 景況調査から見た中小企業経営の現状 山本 篤民 35
- 【単産からの報告】製造業における部品入手困難な状況と対策 鈴木 透 40
- 【単産からの報告】「トラック運転者」の過労死等防止に向けて 鈴木 正明 42
- 【単産からの報告】コロナ禍が加速させた市場縮小と資材高騰
——価格転嫁のアピールと新たな指針作り 田村 光龍 45
- 【単産からの報告】全国一律最低賃金1500円以上をめざした「最賃署名」のとりくみ
..... 渡辺 利賀 47
- 【単産からの報告】建設資材の高騰、資材不足に対する東京土建の取り組み 北川 誠太郎 49
- 【中小企業の立場から】中小企業が直面する諸課題と中小企業家の取り組み 平田 美穂 51
- 【中小企業の立場から】第7波のコロナ禍で異常な物価高騰。中小企業を守る
緊急対策待ったなし！ 藤田 信好 56
- 【政党の立場から】コロナ禍の中小企業支援策と直面する課題 佐田 珠実 61

〈労働戦線NOW〉

- 「組合の真価が問われる」——物価高の23春闘
——連合は29年ぶり5%程度要求、「国葬」出席で会長弁明、全労連は24年ぶり3万円・
10%以上要求と国民的春闘、岸田政権から国政転換へ 青山 悠 65

新型コロナ禍・日本型グローバリゼーションと中小企業

巻頭言

松丸 和夫

本号は、労働総研・中小企業問題研究部会が特集テーマの執筆を担当した。前回 2010 年刊行の夏季号No.79「特集 経済危機下の中小企業問題」から 11 年あまりを経ている。

新型コロナ感染症が世界を席卷してまもなく 3 年、その間、世界と日本経済は新たな激動を経験している。長期デフレから過去の石油ショック以来のインフレ傾向への転換、資源高、物価高にどう立ち向かうか、各国経済は今までにない複雑な課題に直面している。

本誌編集委員会の要請に応じて、特集テーマを「新型コロナ禍・日本型グローバリゼーションと中小企業」とし、収録された論文は極めて広範囲に及ぶ内容となっている。

巻頭論文「中小企業の存立危機と雇用・労働条件の悪化を生み出す日本型グローバリゼーション」（吉田敬一会員）は、本特集の総論として現局面における日本の中小企業を直撃する危機の性質、日本経済の長期低迷の原因を「日本型グローバリゼーション」にもとめ、そのオルタナティブとして「持続可能で地域特性を生かしたローカル循環型経済の再生」を提言している。

今回の特集では、全労連運動の中で継続的に取り組まれてきた全国一律最低賃金制実現の現局面

と、それと不可分の中小企業支援に関する提言や現状分析がなされているのをはじめ、労働政策研究・研修機構（JILPT）の呉学殊統括研究員による「韓国の最低賃金引き上げと中小企業」は、日本の最低賃金制度改善のための示唆を与えている。さらに、目次に示されているように、当部会員と会員以外の研究者、労働組合、中小・商工業者団体、政党関係者から多数の玉稿をお寄せいただいた。ご多忙のなか原稿執筆にご協力いただいたすべての方にお礼を申しあげたい。

今、2023 年春闘を目前に控え、労働者の生活は相次ぐ物価値上げ、社会保障改悪、増税で困難さを増している。日本では 30 年間賃金が上昇しないどころか、低下し続け、大企業の内部留保は史上最高水準に達している。世界に希なこうしたゆがんだ経済構造にメスを入れ、富の一方への過剰な蓄積を是正し、地域循環型の経済への転換を図るためには、今こそ大幅な賃上げ要求をし、全国一律最低賃金制の確立を政治日程に載せる必然性がかつてなく強くしている。

ぜひ本特集の論考を一読いただき、批判や感想をお寄せいただければ幸いである。

（まつまる かずお・中小企業問題研究部会部会長、
中央大学教授）

中小企業の存立危機と雇用・労働条件の悪化を生み出す日本型グローバル化

吉田 敬一

1 日本型グローバル化に起因する日本経済の長期低迷

(1) 先進国の中で長期低迷する日本経済

日本経済は21世紀に入ると長期低迷局面を歩み続け、新たな成長軌道への道筋が見えていない。図1は、G7諸国の2000年のGDP（国内総生産）を100としたときの、コロナ禍直前の2019年のGDPの伸び率を示している。日本のGDPは19年間で3.9%しか伸びていないが、アメリカは209.1で2倍に伸びた。実体経済がゼロ成長状態であるため、労働者の賃金も据え置き状態のままである。図2は、G5諸国の製造業の「時間当たり賃金」の上昇率を示している。日本の賃金は2005年から2017年の間に2.4%しか上がっていない一方、アメリカは41.4%も上昇した。他の主要先進国と比べても、日本の賃金上昇率は非常に低い。

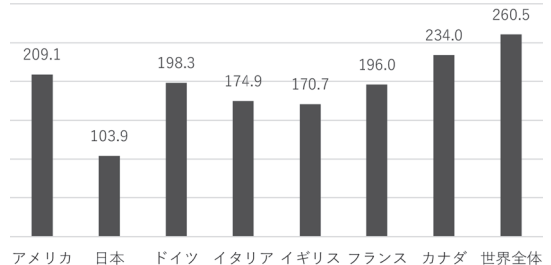
したがって、内需拡大による経済回復を実現するための前提条件である賃上げ実現をするためには、日本経済が低迷している原因を明らかにする必要がある。結論を先取りすると、日本経済低迷の原因は、世界的に異常な日本型のグローバル化にある。

経済のグローバル化は世界共通の傾向であるが、欧米諸国では進出国と受入国との間での資本の相互乗り入れ型・双方向型になっている。これに対して日本経済のグローバル化は、外へ向かっ

ての一方通行型の生産機能の海外移転である。ちなみに2021年末の日本の対外純資産は約411兆円で31年連続世界一であった。

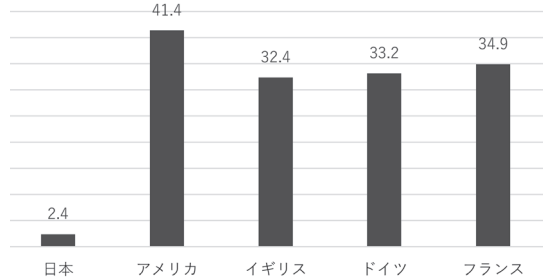
図3は主要国における対内直接投資金額が名目

図1 G7諸国のGDP伸び率



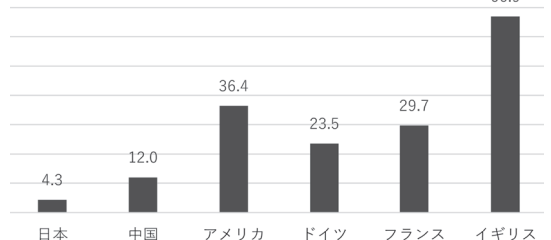
注) 2000年を100とした2019年の指数。
資料: 国際貿易投資研究所「国際比較統計」2021年4月16日より作成。

図2 2005年～2017年のG5諸国の賃金上昇率



注) 各国通貨を基準とした2005年～2017年の製造業の時間当たり賃金の上昇率(%)。
資料: 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2019」209頁より作成。

図3 対内直接投資の対名目GDP比率



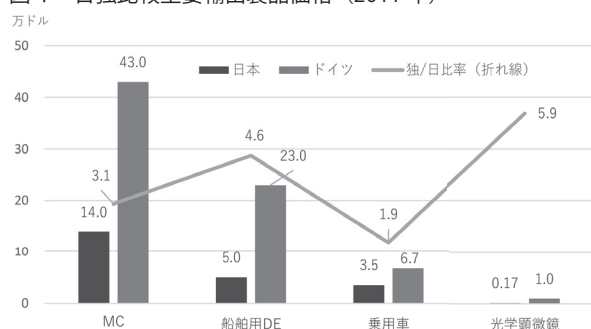
注) 2018年末: %。
資料: 「ファイナンス」2019 Oct. (財務省広報誌) より作成。

GDP に占める割合を示したものである。アメリカの割合は 36.4%、ドイツは 23.5%、フランスは 29.7%、イギリスは 66.9% に上っているのに対して、日本は 4.3% で中国の 12.0% をも下回っている。国連貿易開発会議（UNCTAD）の発表によれば、2019 年時点で日本は世界 201 カ国中最下位であった¹。こうした異常な日本型のグローバリゼーションは、価値を生み出す産業である製造業および関連する雇用と技能・熟練労働の海外流出を推し進め、ゼロ成長下での貧困と格差を拡大しつつある。

（2）先進国型経営に移行しきれていない日本の大企業

経団連は、「メイド・イン・ジャパン」の時代は終わり、「メイド・バイ・ジャパン」の時代であるという方針を 2003 年の「奥田ビジョン」で打ち出した。「メイド・バイ・ジャパン」戦略とは、「メイド・イン・チャイナ」でも、「メイド・イン・USA」でもよい、日本企業が生産・販売して儲かればよいという戦略である。こうした戦略により輸出が増えなくても、利益を上げる仕組みを大企業は造り出してきたので、国内の下請企業や流通に携わる中小企業・自営業は利用価値がなくなり、アトキンソン氏に代表されるような中小企業淘汰論が出てきた。

図4 日独比較主要輸出製品価格（2011 年）



注) MC はコンピュータ制御の高級工作機械のマシニングセンタの略、DE はディーゼル・エンジンの略。

資料:『2012 年版通商白書』308 頁より作成。

第二次大戦後、欧米の大企業は利益率の高い高級品市場にシフトしたのに対して、日本の機械・電機産業の大企業では大衆市場向けの量産・量販・低価格戦略を取ってきた。その結果、利益率は低くなるが、販売数量を増やすことによって利益額を増やしてきた。図4は、日本とドイツの主要輸出製品価格を比較したものである。マシニングセンタ、船舶用ディーゼル・エンジン、乗用車、光学顕微鏡という輸出製品については、日本はドイツ製品と比べて非常に安い価格で売ってきたことが分かる。

高級品市場の場合、ドイツのベンツや BMW の高級車を見ればわかるように、誰が、どこで、どのようにして作ったのか、ということが問題になる。メイド・イン・ジャーマニーでなければ世界中の富裕層は買わない。これらの製品には必ず技能・熟練労働が携わっており、技能・熟練労働が大切にされ、専門的加工機能に特化した中小企業の存在は不可欠になる。その結果、国内の実体経済は持続的な発展の道を辿り、GDP も着実に拡大する。

21 世紀になって日本は先進国型になったと言われている。そうであるならば、大企業は、主力製品分野において、高級品市場に移行しなければならなかったが、依然として量産・量販戦略を脱し切れていない。図5は、日本とアメリカと欧州

の上場企業の ROE（自己資本利益率）の推移を比較したものである。2009 年の日本はアメリカ、ヨーロッパと比べて、半分以下の利益率で、とても先進国型とは言えない。2018 年になると、日本の利益率は伸びているが、これは外資の株式市場への参入増による「物言う株主」が増えたことで「利益を配当に回せ」という主張がなされ、利益率重視の指標として ROE が高まった結果である。

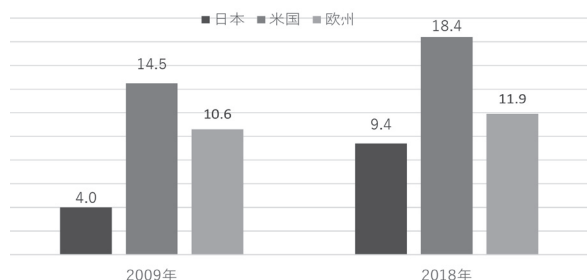
日本株の所有状況²をみると「外国法人等」の割合は1980年度には5.8%に過ぎなかったが、バブル崩壊後に外資の参入が増え、2000年度には18.8%となった。さらに政府・財界が経済グローバル化にのめり込む中で、外資は直接投資ではなく、日本の大企業への資本参加を推し進めた。こうした動きに大規模金融緩和による円安傾向が重なり、2020年度には「外国法人等」の保有比率は30.2%に達し、金融機関の29.9%、事業法人の20.4%を抜いて、株式市場では外資が支配する日本経済に変質した。今日の政府・日銀による大規模金融緩和による円安堅持方針は亡国・売国の経済・金融政策といわざるを得ない。

(3) コロナ禍で明らかになった薄利多売戦略の問題点

コロナ禍で大きな問題点となっているのが、原材料・資材価格高騰に起因する価格転嫁問題である。帝国データバンクの調査結果³によると、仕入単価が上昇した企業のうち、2020年12月と比べて2021年12月の販売単価について「上昇」した企業の割合は43.8%で半数以下にとどまった。他方で「不変」であった企業の割合は47.9%、逆に「低下」した企業は6.3%存在していた。この調査では、仕入単価の上昇分の一部しか上乗せできていない企業も含まれているために、仕入単価の上昇分の全てを販売単価に上乗せできているか否かは不明であるが、コスト上昇分が販売価格に転嫁できない経済構造の実態が浮かび上がっている。

そこで『2022年版中小企業白書』に掲載された原油・石油製品に限定した価格転嫁状況調査結果をみると(図6参照)、「転嫁できていない」企業が7割近くを占め、転嫁できた企業でも8割以上の転

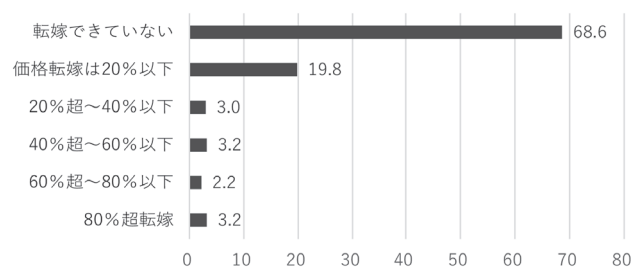
図5 日米欧上場企業のROEの推移



注) ROEとはReturn On Equityの略称で、和訳は自己資本利益率のこと。
資料: 経済産業省経済産業政策局産業資金課作成資料(2019年11月)7頁より作成。

嫁が3.2%に過ぎない。なぜ転嫁できないのか、その理由として一番多い回答(複数回答)は「販売先との交渉が困難」(63.4%)であり、次いで「市場での競争が激しい」(52.4%)、「長期契約のため価格改定が困難」(8.7%)であった。この回答結果には、取引関係の不公平さと下請企業の立場の弱さが示されている。こうした現実の改善の道筋は見えず、大企業は依然として薄利多売戦略の道を選び、コストダウンの追求に活路打開の道筋を求めている。例えば、トヨタは今年(2022年)の6月23日までに一部の部品メーカーに値下げ方針を通知した⁴。例年、4月と10月の年2回、部品メーカーと交渉し、年率1%程度の値下げを求めるのが一般的であり、それが踏襲されている。こうした原価低減運動は、重層的な下請構造の下では、より下層の中小・零細企業へと順次転嫁され、中小企業の経営体質は弱体化し、賃上げ余力を失ってしまう。

図6 原油・石油製品高騰と価格転嫁状況



注) 原資料: 政策公庫「中小企業景況調査」2021年12月付常調査 (%)
資料: 『2022年版 中小企業白書』57頁より作成。

2 持続可能な日本経済づくりに逆行する大企業のグローバル化戦略の構図

(1) 国民経済のあり方を規定する3つの経済循環

20世紀の日本経済は国内産業基盤の拡充による内需拡大と輸出強化によって生産規模を拡大してきた。その結果、大企業の業績拡大は生産・流通を支える中小企業の仕事を増やし、雇用拡大と賃金上昇を実現し、いわゆるトリクルダウン効果が機能していた。しかし1985年のG5・プラザ合意を契機とする急激な円高により輸出環境は大幅に悪化し、生産の海外移転が進み、支配的な経済循環は国内中心（ナショナル循環）から国際的な枠組み（グローバル循環）へと激変した。

資本の循環は「資金調達→労働力・原材料調達→生産・加工→卸売機能→小売機能→売上代金の還流→再投資」という経緯を経て再生産されるが、各企業はすべての工程・機能を自社内で完結することは不可能であり、一定の生産分業・ネットワー

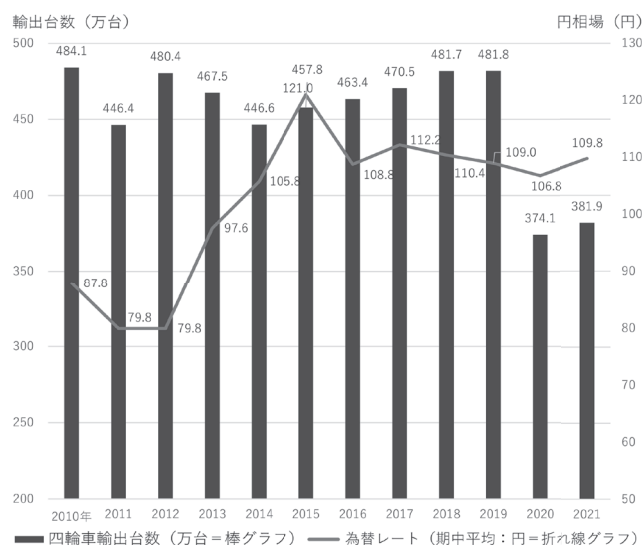
クを形成している。その結果、生産・供給される財・サービスの特性および市場規模ならびにネットワークを統括するリーディング・カンパニーの戦略に応じて、①ローカル循環（地場産業に代表される地域内生産分業構造＝地域経済循環）、②ナショナル循環（かつての自動車メーカーにみられた国民経済レベルでの企業内地域間分業構造＝国民経済循環）および③グローバル循環（現在の自動車メーカーに代表される世界的規模での企業内国際分業構造＝世界経済循環）の3つに大別される。

(2) グローバル循環では円安は国民経済にとってメリット消滅

政府・財界が目指す21世紀の日本の経済構造とは、中小企業の受注増および勤労者の所得増につながる国内生産基盤の拡充による内需・輸出拡大を可能にするナショナル循環およびローカル循環の強化ではなく、アメリカとアジア地域に重点を置いた企業内国際分業構造（グローバル循環）の構築である。

ナショナル循環からグローバル循環への移行は、アベノミクスの成長戦略の下で急速に進んだ。支配的な経済循環パターンが変わると経済・金融政策の効果も変わる。その典型例の1つが自動車の輸出動向にみられる。安倍政権登場前の2012年の円相場（年平均）は1ドル＝79.8円だったが、翌年の大規模金融緩和実施以降の円相場は下落傾向が進み、2015年には121円の円安になった。ナショナル循環の場合には円安になると輸出は増える。しかし日本経済を主導する自動車工業の場合、グローバル循環に移行した結果、四輪車の輸出台数は2012年の480.4万台から増えるどころか逆に減少

図7 円相場と四輪車輸出の動向



しており、2015 年は 457.8 万台に留まった（図 7 参照）。グローバル戦略（消費地で生産・販売するという大企業版の地産地消戦略）を取る大企業にとって、後述するような理由により、円安は国内生産と輸出の拡大に全く効果がなかった。

以上のように異次元の金融緩和政策による急速な円安傾向にもかかわらず、アベノミクス効果による製造業国内回帰や輸出数量拡大という希望的観測は裏切られ、国内生産増大のための設備投資には繋がらず、アジアを中心に海外での日本企業の増産計画が相次いできた。こうした推移をみて異次元の金融緩和を推進してきた日銀の黒田総裁は「教科書には為替が下がると輸出が増える」と書いてある。しかし日本では円安でも輸出は大幅には増えなかった」と嘆いた（17 年 5 月 6 日アジア開発銀行関連イベントでの発言）⁵。

この黒田発言は日本経済の実態分析を抜きにして、経済学の理論を無原則に適用したものである。アダム・スミス以降の経済学はナショナル循環を基本にした国民経済を対象としたものである。しかし日本の現実、ナショナル循環とローカル循環の分野も巻き込んだグローバル循環主体の経済構造に変質している。大企業が現地生産・現地販売を基本にしている限り、円安が進行しても国内生産や輸出は増えない。

これに対して欧米の場合には、例えばアメリカでは GM やフォードは大衆品を中心に海外生産を進めているが、他方でフォルクス・ワーゲンやトヨタがアメリカでの現地生産を拡大しているの、アメリカ国内でのナショナル循環は形式的に確保されており、既存の経済学の理論は当てはまるが、日本の場合は出ていく一方のグローバル化なので経済学理論は当てはまらない。逆に行き過ぎた円安は輸入資材の高騰

に繋がっている。

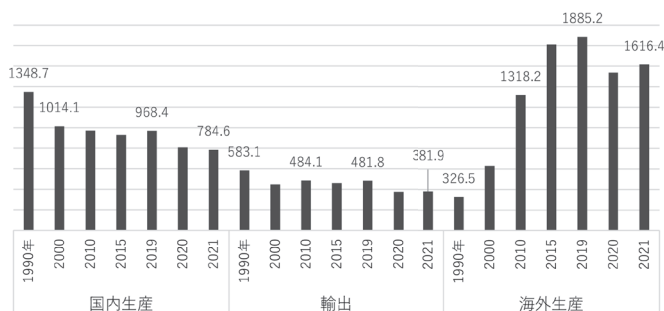
（3）自動車工業にみるグローバル循環構造の到達点

自動車工業では、既に 2000 年には海外生産（629 万台）が輸出（446 万台）を上回っており、リーマン・ショック前の 07 年度に海外生産が国内生産を凌駕した。その後も国内生産と輸出実績は低迷傾向をたどり、コロナ禍直前の 2019 年実績は国内生産 968.4 万台に対して海外生産は 1885.2 万台へと増加した一方、輸出台数は 481.8 万台に留まり、海外生産比率は約 66.1% に達した（図 8 参照）。

円安効果が輸出拡大効果を生み出さなかった理由は以下のとおりである。

自動車工業を例にとれば、240 万円の日本車の輸出価格（ドル建て）は 1ドル = 80 円レートの場合（安倍政権登場直前の 2012 年の為替レート）には 3 万ドルであるが、1ドル = 100 円の円安（13 年初頭）になると 2 万 4000 ドルと 2 割安での輸出が可能になる。基本的に生産拠点を国内に配置していた 20 世紀には、この理屈に従って円安は輸出拡大につながり、中小企業での受注拡大や労働者への賃上げ効果があった（ナショナル循環の時代）。しかし生産の海外移転が進み、グローバル循環が支配的になり海外生産が大幅に国内生産を上回っている現状では同じ車種を海外でも生産

図 8 自動車工業の生産・販売動向の変化（単位：万台）



資料：日本自動車工業会 HP 資料より作成。

しており、日本からの輸出価格（ドル建て）を円安効果を反映した形で引き下げることができなくなった。なぜなら海外拠点では円安効果は存在しないからである。その結果、円安が進んでもドル表示価格は変えなかったのが日本からの輸出台数は増えなかった。しかし従来どおりの3万ドルで輸出した結果、手取りのドル価格を円に転換すると1ドル100円レートでは300万円になり、60万円の為替利益が生じる。加えて海外拠点から日本への送金は、例えば2012年も13年も1億ドルで変わらなかったとしても円表示では80億円から100億円へと増加する。生産や輸出は不変でも利益だけが増大する現象が生じる。この特別利益は生産増とは無縁なので、内部留保と配当にのみ回る。これがアベノミクス景気の実態であり、一部の大企業・資産家と国民多数派との間の格差拡大を推し進めた。

自動車工業では国内生産や輸出が減少しても本社の利益は増える構造を確立している。すなわち、トヨタやホンダなどの日本の本社が設計図や生産技術を海外子会社に「貸す」ことで本社は安定した特許や生産性向上・現場改善ノウハウなどの使用料・技術指導料から多額の知財収入を得ている。とくに技術指導料は海外工場の出荷額の5～10%といわれている。すなわち海外の現地法人の採算が悪化しても生産している限り、海外から国内本社への技術指導料は支払われる⁶。さらに海外現地法人からの配当などの利益配分の本国送金がこれに加わる。加えて円安の場合、海外事業所から本国にドルで送金される金額は為替差益分だけ膨らむことになる。多国籍大企業が国内生産を犠牲にしても海外生産拡大の道に邁進する理由はこの点にある。

（4）グローバル循環型経済の下での国内生産と中小企業の役割

それではグローバル循環における日本の国内経済と中小企業の役割はどこにあるのか。この点をトヨタが国内生産300万台体制にこだわる理由を手掛かりに考えてみよう。

まず第1の理由は、グローバル需給調整機能を維持するための輸出能力の確保である。トヨタは今日、国内12工場に加えて、海外で約60の工場を展開しており、消費地で生産するという多国籍企業版の地産地消システムを構築している。その際、トヨタのグローバル戦略における日本国内の役割と位置づけは、どのようになっているのか。まず海外生産拠点の生産能力は、損益分岐点と生産効率を考慮して年間20万台が基本ユニットといわれている。そのため高級車や特殊仕様の自動車の場合、国内で生産し輸出の方が経営効率が良い。またある国の需要が好調で例えば主力車種の「カムリ」が年間30万台販売可能だと仮定すると、現地生産能力では供給不足となる10万台は他国のトヨタの工場から調達する。その場合のグローバルな需給ギャップの最終的な調整機能の拠点が日本である（グローバルリンク輸出）。現地生産が基本戦略であるので円安がいかに進行しようが、日本からの輸出が増える可能性は出てこない⁷。

第2は国内需要への対応である。国内市場は依然として年間500万台を数える世界有数の市場であり、トヨタの国内販売目標台数は150万台が基本となっている。以上のグローバルリンク輸出と内需向け生産2つの役割を合わせるとトヨタの国内生産目標は300万台となっている。内需と輸出に関わる量産能力を土台・収益源として、一定数の中小企業への仕事量を確保することにより、仕事が不規則に発生し採算性が悪い多品種・少量の部品生産や試作・開発能力を有する中小企業の営業が維持されており、その結果としてトヨタと下請中小企業との間の運命共同体的意識が強化され

ている。

国内工場の第3の役割は母工場機能である。母工場の第1の役割は次の点にある。新しいモデルの企画・開発から試作を経て量産試作から量産化に至るまでのプロセスでは、生産工程面で様々な問題（金型の不具合、部品仕様の欠陥、加工や組立工程間での仕掛品の滞留など）が生じる。こうしたネック工程に対応し、問題点を解消していくためには高度な技術水準を有する多くの部品加工関連の下請中小企業群との間の密接な連携が不可欠である。とくに日本の下請構造では長期継続取引に基づく信頼関係が緊密であり、中小企業が有する生産ノウハウや提案・改善能力の点で海外では構築不可能な生産分業ネットワークとなっている。こうして母工場で試作品の量産化への移行に関するネック工程が量産試作段階で解消され、生産のマニュアル化が実現した後、新車の生産は海外工場に移転可能になる。下請中小企業の存立基盤はこうした高度な機能を有する中小企業に限定されてくるので、規格化された量産部品を担当してきた下請中小企業は整理・淘汰の対象となってきた。

母工場としての第2の役割は既述のように、海外生産では採算が合わない少量多品種生産の高級車の生産機能である。

母工場としての3つ目の役割は、先端技術を駆使した新しい発想のモデルの開発拠点の役割である。また既存車種の部分的改良や生産性向上・ムダ排除運動の追求とマニュアル化が指摘される。加えて新素材の利用、電気自動車の開発のための電池システムの開発、無人運転システムのためのセンサー・制御機構開発などは広範な業種の企業との密接な連携が必要のため、海外では実現不可能である。このような母工場機能から生まれる生産ノウハウや知的財産が、海外現地工場によって本社に支払われる技術指導料の根拠になっている。

以上の考察から明らかなようにグローバル企業は世界最適地生産の基本戦略の下で、国内生産や中小企業を位置づけているのに過ぎないので、20世紀のように大企業の生産拡大が地域経済や中小企業の発展につながるというストーリーは描けない。

3 岸田政権による対米従属型新自由主義の新局面

(1) 「新しい資本主義」はアベノミクスの焼き直し

岸田首相は、今年6月7日に「骨太の方針」と「新しい資本主義実現実行計画」を閣議決定した。その中身をみると昨年の自民党総裁選挙で訴えていた分配重視の観点は消え去り、富裕層を念頭に置いた「金融所得課税の見直し」は姿を消した。また60年代の高度成長の発端となった池田勇元首相になぞらえた「令和版所得倍增計画」（国民全体の所得向上）は「金融資産倍增計画」（資産家の所得向上）に修正された。

実行計画では「経済財政運営の枠組みについては、大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢の枠組みを堅持する」と明記され、アベノミクスの路線踏襲が宣言された。加えてロシアのウクライナ侵略を利用し、台湾危機をあおり、骨太方針では「防衛力を5年以内に抜本的に強化する」ことが盛り込まれ、GDP比で軍事費を従来の1%から2%（NATO加盟諸国の基準）への倍増が盛り込まれ、国民の暮らしや平和と安全を危うくする政策方針を打ち出した。

(2) 対米従属深化・中国敵視政策に繋がる経済安保法とブロック経済化の危険性

中国の軍事的・経済的影響力の強化によってアメリカ主導の国際的な安全保障体制が揺らぎ始め

る中で、ロシアのウクライナ侵攻が加わり、アメリカの中国封じ込め政策と歩調を合わせる形で、5月11日に経済安全保障推進法が成立した。その中身は、①重要物資のサプライチェーン強化、②電力・通信などの基幹インフラ設備導入の際の政府の事前審査、③官民協力による先端技術の開発支援、④安全保障上の重要な特許の非公開の4つからなっている。要約すると、アメリカの中国封じ込め政策に対応して、日本国内の基幹設備から中国・ロシアなどの企業を排除することと軍事産業の育成を狙っており、日本の対米従属的安全保障を軍事的側面だけでなく、経済面でも拡大することにある。他方で、国民生活にとって重要な食料とエネルギーの自給率向上については触れられておらず、誰のための経済安全保障なのかが問われる。

こうした国内での対米従属的な経済軍事化と並行して、対外的には5月23日に始動したアメリカ主導の新経済圏構想「インド太平洋経済枠組み(IPEF)」に日本は率先して参加した。日米のほかに韓国やインドなど13カ国が発足メンバーとなり、中国に対抗したサプライチェーンの再構築やデジタル貿易のルール作りなどで連携することが目論まれている。しかしバイデン政権は議会の承認が必要な関税交渉を IPEF に含めておらず、

参加国にとってメリットが乏しく、政権が変わっても合意が守られるかどうか不透明なので、アジア諸国の中では不安がくすぶっている。

他方で中国は広域経済圏構想「一帯一路」を推進し、東アジアの地域的な包括的経済連携(RCEP)に加わり、また TPP にも加盟申請しており、アジア太平洋地域での経済的影響力は強まっている。

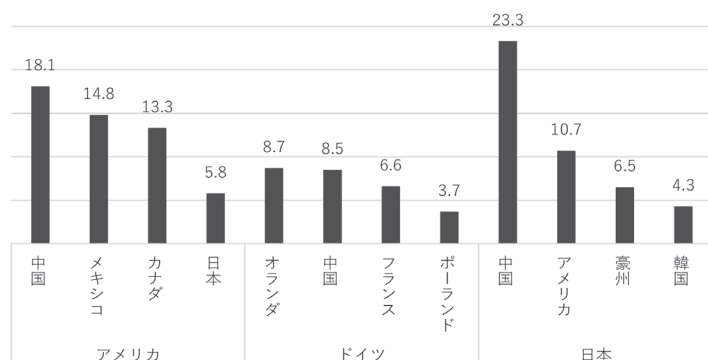
(3) 中国敵視政策によるサプライチェーン問題の激化

日本経済はすでに中国と密接な経済的関係を作り上げており、政治的思惑先行のブロック経済化は日本経済の不安定性をいっそう強める可能性がある。例えば米独日の輸入依存度の高い国を比較すると(図9参照)、日本の場合、中国への依存度が極端に高いこと、加えて第4位に韓国が入っており、政府が敵視政策を取っている中国と韓国への輸入依存度が3割近くも占めている。輸入品目をみると自動車部品やハイテク部品、パソコンや事務機器から食品・雑貨・繊維製品まで多岐にわたる品目で中国依存が高いのが実情である。これに対してアメリカの場合、中国以外ではメキシコとカナダという北米自由貿易協定(NAFTA)の相手国と日本という友好国となっている。また

ドイツは中国への依存度が相対的に小さく、他の輸入依存度が大きな国はいずれも EU 加盟国である。つまりアメリカに盲従した理念なき中国敵視のブロック経済化の試みは、日本の内需関連産業や国民生活にとって必要な製品・素材の調達に危機に瀕する危険性がある。

以上の懸念について、内閣府が公表した調査結果(「世界経済の

図9 米独日の主要輸入先国(2019年、金額構成比%)



資料:「世界経済の潮流 2021 年Ⅱ」(2022 年 2 月)内閣府より作成。

潮流 2021 年Ⅱ」(2022 年 2 月)によると、米独日の集中的供給財（輸入シェアが 1 カ国で 5 割以上を占める品目）の割合をみると（図 10 参照）、日本の場合、ある製品の輸入の 5 割以上を中国から輸入している品目数は調査対象の約 5 千品目のうち 1,133 品目（23％）を占めており、米（590 品目、11.9％）、独（250 品目、5％）とは雲泥の差がある。こうした実態を踏まえて内閣府は「仮に中国で何らかの供給ショックや輸送の停滞が生じて輸入が

滞った場合には日本では多くの品目で他の輸入先国への代替が難しく、金額の規模でも影響が大きい」（上記調査結果の 57 頁）と述べている。アジアの中の日本という原点に立ち返り、中国・韓国に対してはアメリカ追従の敵視政策ではなく、自主・独立の外交的立場と平等・互惠の原則に従った民主的対応が求められる。

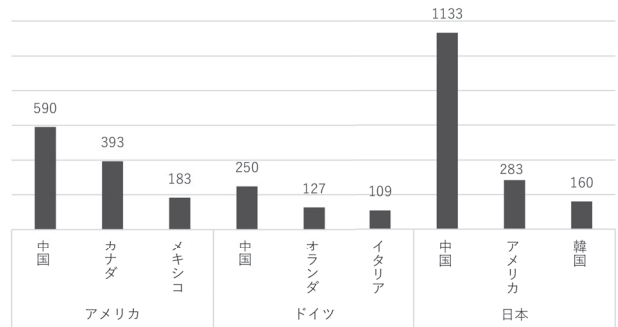
4 持続可能で国民生活向上を目指す日本経済の変革課題

（1）新自由主義から経済民主主義に基づく国づくりへ

市場経済システムを社会・経済・生活などのあらゆる領域に全面的に導入するのか、それとも市場経済システムを導入すべき領域、市場経済をコントロールしつつ上手く活用すべき領域、市場経済システムを導入してはいけない領域に区分した多元主義を土台に据えた経済民主主義の道筋に舵を切るのかが、今問われている。この点で、EU（欧州連合）が活用している社会的市場経済の考え方が参考になる。

EU の市場に対する考え方を整理すると以下のように要約できる。まず第 1 に、市場原理を無制限に適用すると格差が拡大し、社会不安が増大す

図 10 集中的供給財の主要依存先国（品目数、2019 年）



注）集中的供給財とは輸入シェアが 1 カ国で 5 割以上を占める品目、対象品目数は約 5000 品目。
資料：「世界経済の潮流 2021 年Ⅱ」（2022 年 2 月）内閣府より作成。

るので、無制限に適用するのではなく、上手く活用することが必要であるという発想が共通了解事項となっている。

第 2 に市場経済を有効に活用するためにも非市場制度を守り、育成する必要性が強調されている。なぜなら、個性豊かな労働力を生み出し育てる家庭やコミュニティ、文化・芸能・民族行事などを市場が自ら作り出すことはできないからである。

第 3 に企業利潤の極大化（最大限利潤の追求）を唯一の企業行動原理としていない。イタリアやドイツ、フランスの中小企業・家族経営を見れば、利潤極大化を経営の基本原則としていないけれども高度な競争力を保持しており、所得水準も高く、安定した地域経済を構築する土台となっており、「人間の顔をした資本主義」が指向されている。2000 年に制定された EU の小企業憲章は、こうした発想から生まれた。

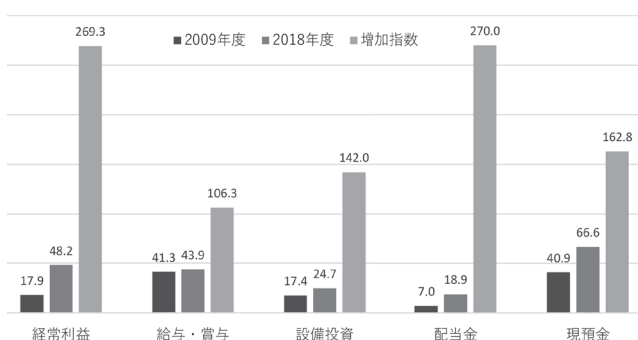
第 4 に、株主利益極大化を絶対命題とする市場原理主義・競争万能主義は多様性を駆逐し、社会全体の規格化・標準化を推し進める。EU では多様性・個性が尊重され、社会福祉の向上が政策的に大きな位置づけを与えられており、社会的公正・福祉の向上に向けた政府の役割の重要性が打ち出されている。

ドイツの元首相 H・シュミットは「市場それ自

体が、自動的に社会的公正を、あるいは十分な職場を創出するなどということをして、今日だれ一人信じる者はいない」。「公共の福祉こそ最高の掟である。エゴイズムが最高の掟であってはならない」。それゆえ、すべてを市場に委ねるのでなく、市場経済の有効性を活かすためにも「われわれは社会的国家にとどまるべきである」。「したがって、ヨーロッパ大陸の産業民主主義国家では、アメリカ的な見本は問題外である」（ヘルムート・シュミット『グローバリゼーションの時代』集英社）と断言した。

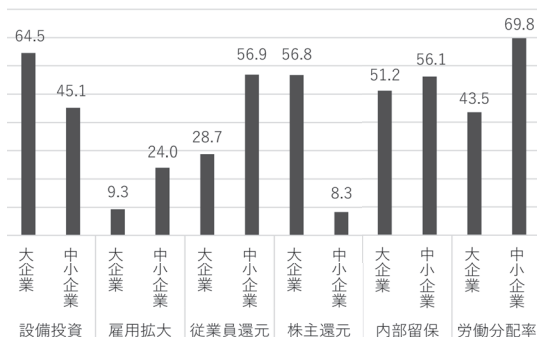
（２）社会的責任放棄の大企業と中小企業の存在意義

図 11 日本の大企業の利益配分状況



注）金額は兆円、増加指数は2009年度を100とした2018年度の指数。
資料：経済産業省経済産業政策局産業資金課作成資料（2019年11月）7頁より作成。

図 12 利益配分のスタンス（数値は指摘割合：％）



注）10項目の選択肢から3つまでの複数回答。大企業＝資本金10億円以上、中小企業＝1億円未満。労働分配率の大企業は資本金10億円以上、中小企業は10億円未満の数値。

資料：内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」2019年第1四半期、労働分配率は財務省「法人企業統計調査」2017年第2四半期より作成。

大企業は、円安だろうと円高だろうと、国内生産を増やさずに国民経済を犠牲にして、利益を上げている。その利益はどう配分されているのかというと、図11の「日本の大企業の利益配分状況」から明らかになる。2009年度と2018年度を比べて、日本の大企業の経常利益は17.9兆円から48.2兆円と2.69倍に増えており、配当金も同じ勢いで増えている。また現預金も1.6倍に増えた。ところが、給与・給与は6.3%しか増えていない。設備投資も1.4倍にとどまっている。

こうして見ると、結局、日本で賃金が低い理由は、小泉改革から始まった新自由主義的構造改革に端を発し、その後のアベノミクスによる株価高騰と、国内生産を無視するかたちで大企業の利

益急増を実現させてきたこと、すなわち勤労者の所得向上による内需拡大ではなく、賃金・加工賃引き下げによる大企業の利益追求政策によるものである。その結果、日本では貧困と格差が21世紀に入って急速に拡大した。

そういうなかで、中小企業の持続的発展こそ、賃上げと国民生活向上の基本であるということとは、図12から明瞭である。利益をなにもに配分しようとしているのかについて、大企業と中小企業を比較したデータである。「雇用拡大」は、大企業はわずか9.3%であるが、中小企業は24%に上っており、大きな差がある。「従業員還元」も中小企業は大企業の倍の割合である。さらに、「労働分配率」の実績をみると、大企業の43.5%に対して、中小企業は69.8%に上っている。これらのことから、中小企業が安定的に発展し利益が増えたと、従業員の雇用が増え、賃上げ可能性を広げることが分かる。

(3) 持続可能で地域特性を生かしたローカル循環型経済の再生を目指して

国民の間での格差と貧困を深める日本型グローバリゼーションを打破し、持続可能な国民経済を実現するためには、疲弊の度を増し続けている地域経済の再生、すなわち地域資源を活かしたローカル循環型経済づくりが前提条件となる。これまでも企業誘致ではなく、内発的発展を目指してきた自治体の事例は数多く存在している⁸。その際に重要なポイントは、地域住民が消費している財・サービスの中で無駄に地域外に資金が流出している品目に注目し、地域で消費しているものは出来るだけ地域内で生産するという発想（地消地産）である。この場合に域外資金流出の中心は食料品とエネルギーへの支出である。イタリア、ドイツ、フランスなどの中部ヨーロッパ先進諸国の地域経済が安定しているのは、これらの分野での「地消地産」システムが確立しているからである。また地消地産あるいは地産地消システムが形成されても、販売過程を域外資本が支配している場合には、売上利益は域外に流出する一方である。すなわち地消地産・地産地消システムづくりで忘れてならないのは、流過程を地域内の企業・業者が担うという「地産地商」システムづくりである。日本の地域経済の現状は、地域内の農林漁業や製

造業（価値を作り出す産業）が生産の主役になっている、製品を販売する流過程（価値を実現する産業）が東京を中心にした大都市圏の企業に支配されているため、ローカル循環の地域内での経済的波及効果が削減され、経済的側面でも東京一極集中現象が生じているのである。

日本の場合、先進国の中で異常なまでに地域資源を活用したローカル循環が疲弊化した結果、どの地方に行っても「食」と「住」は大企業主導のナショナル循環が基本になっている。飲食ではチェーン店ばかりが乱立し、地元の飲食店が疲弊している。住宅をみても規格化されたハウスメーカーの住宅が目につく。EU諸国のような「記憶を重ねる街づくり」ではなく、日本中が規格化された効率性重視の「記憶を消し去る街づくり」となっている。これでは地域資源は放置され、自然環境は破壊され、地域の個性的な生活文化は廃れてしまう。エネルギーに関しても東日本大震災以降、被災地を中心に地域資源を活かした木質バイオマスや小水力発電・風力発電などの再生エネルギーの創出が試みられてきたが、残念ながら東京電力などの地域独占大企業による発送電システムが前提のため、地域の努力が報われていない。この点では地方分権の在り方を真剣に考え、地域を単位にした運動をさらに強めていく必要がある。

（よしだ けいいち・駒澤大学名誉教授）

- 1 独立行政法人経済産業研究所 HP、2020 年 12 月 24 日掲載「新春特別コラム：2021 年の日本経済を読む～コロナ危機を日本経済再生のチャンスに」参照。
- 2 東京証券取引所・名古屋証券取引所・福岡証券取引所・札幌証券取引所「2020 年度株式分布状況調査の調査結果について」2021 年 7 月 7 日参照。
- 3 帝国データバンク「企業の価格転嫁動向（2021 年 12 月調査）」2022 年 1 月 26 日参照。
- 4 「日本経済新聞」2022 年 6 月 24 日付け参照。
- 5 「日本経済新聞」2017 年 6 月 7 日付け。
- 6 「日本経済新聞」2016 年 12 月 26 日付け。
- 7 財部誠一『メイド・イン・ジャパン消滅！』朝日新聞出版、2012 年、第 4 章参照。
- 8 地域資源を活かした食・住・エネルギーのローカル循環の仕組みづくりについては、岩手県住田町における経験を紹介した『地域循環型経済への挑戦』労働総研ブックレット No.5、2012 年、を参照されたい。

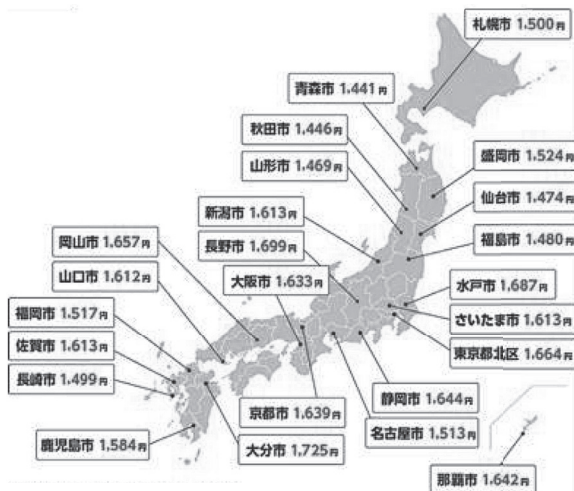
全国一律最低賃金実現に向けた 全労連が考える「中小企業支援政策」

秋山 正臣

はじめに

全労連は、全国一律最低賃金の実現をめざした「最賃アクションプラン」を第28回定期大会(2016年7月)で決定し、全国一律最低賃金1500円の実現をめざし、とりくみを進めてきた。

図1 最低生計費試算調査結果(全労連作成)



資料：最低生計費試算調査結果 2022年2月現在(静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授監修)

図2 従業者規模別事業所数の割合

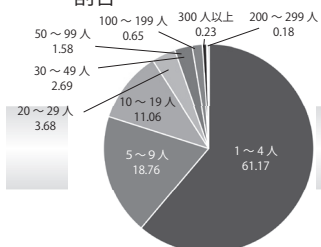
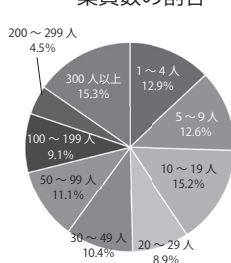


図3 従業者規模別従業員数の割合



資料：総務省「2019年経済センサス基礎調査」より作成。(単位：%)

全労連が行ってきた最低生計費試算調査では、全国どの地域でも生計費が変わらないことが明らかになった(図1)。

2022年の最低賃金改定では、中央最低賃金審議会はA、Bランクで31円、C、Dランクで30円の一律引き上げ額を答申した。

しかし依然として、最高額と最低額の格差は219円のままとなっており、是正への道りはまだまだといわざるを得ない。

全国一律最低賃金の実現には、中小企業支援政策の充実が必要であり、中小企業団体とも意見交換しながら提言をとりまとめた。

提言は、①中小企業への直接支援、②公正な取引の実現、③有効需要の創出という3つの柱で構成されている。本稿では、その内容を報告する。

1 最低賃金引き上げの重要性

前述のとおり、最低賃金の地域間格差是正には、多くの壁が立ちはだかっている。とりわけ、低い水準の県において、地域最低賃金の急激な引き上げが中小零細企業の経営を圧迫しているとの声が強く、経営者団体との懇談においても、中小企業支援策が欠かせない課題・話題となる。

日本経済の鍵を握る中小企業(図2・図3)を活性化させるには、個人消費を拡大させなければならない。そのためには、全国一律最

低賃金制を確立させて多数の労働者の賃金を引き上げ、地域経済の好循環を図ることが必要だと考える。

同時に考えなければならないのは、地域最賃の地域間格差の是正だ。地域間格差は、図4のとおり拡大してきた。2002年は104円であった地域間格差が、現在では219円と2倍を超えている。

だからこそ、国による支援で引き上げを行いつつ、収益の流出を抑え、地域循環型経済を実現することが求められる。この地域循環型経済は、エネルギーをはじめ食料などについても域内での調達と消費を行うこととなり、気候危機打開に向けたとりくみとも軌を一にする。

2 中小企業への直接支援

前述したとおり、中小企業支援策の第一は国による直接支援である。直接支援といっても助成金を支給するといったものから、税・社会保険料などの負担軽減によって支援する方法が考えられる。

これはどちらか一方だけを行えばよいというものではなく、相乗的に行うことが必要と考える。

施策の中には「卵が先か、鶏が先か」といったものもあるが、労働者の生活と、中小企業経営者の生活と営業のどちらも壊すことがあってはならない。こうした観点から、施策を提言している。

(1) 最低賃金引き上げに伴う助成金支給

① 法定の最低賃金が引き上げられたこと

により、賃金の改善を行わなければならなくなった事業所に対し、経営状態などを勘案して、事業規模に応じた助成を行うものに改正するよう求める。

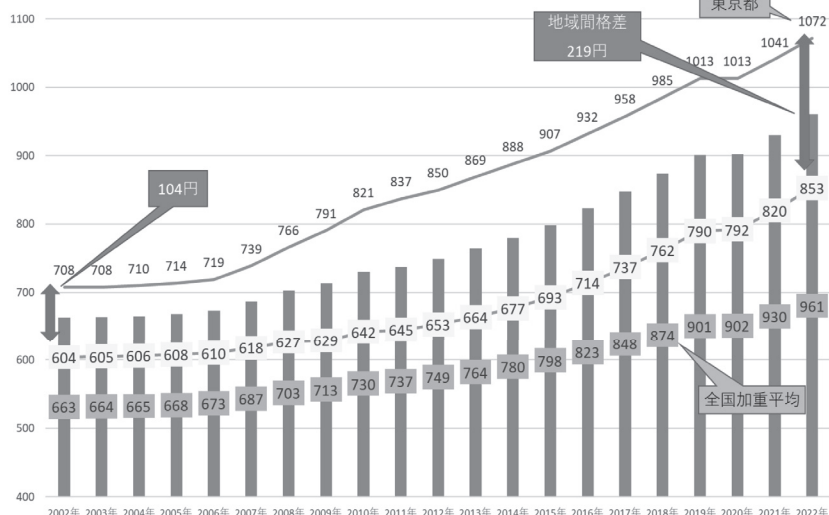
② 必要な財源を試算する。加重平均で最低賃金は930円(2021年)のため、最低賃金を1500円に引き上げるため、1時間あたりの助成額は300円程度必要と考える。そのため、月150時間労働で1人あたり年額は54万円となる。

③ 対象労働者数については、厚生労働省が中央最低賃金審議会に提出している「賃金分布に関する資料」(都道府県別・総合指数順)で、東京都でも1500円未満の労働者が150万人近く存在し、鳥取県でも10万人程度存在することが確認できる。ただし、当該労働者には、大企業で働く労働者も多数存在していることが考えられる。

④ 助成金の支給については、地域経済の好循環につなげるため、必要な資金を事前に提供し、賃金引き上げからスタートさせることが必要だと考える。

⑤ 中小企業に対し、賃金引き上げのための助成金を最低賃金改定時に国から前渡しして支給す

図4 最低賃金の推移



資料：厚生労働省資料をもとに全労連作成。

る制度を創設し、1人あたり年額54万円を支給する。

(2) 社会保険料の負担軽減で雇用をまもる

最低賃金の引き上げは、対象となる労働者の大部分が中小零細企業で働く労働者であることから、経営に多大な影響を与える。そのため、賃金支払いが困難との判断が強くなれば、雇用労働者を正規雇用からパート雇用へ切り替えることにつながる危険性が生じる。

これでは、労働者の収入拡大にはつながらず、地域経済にもメリットはうまれない。賃金を底上げし、正規雇用労働者を拡大させていく方向につながるようにしなければならない。

以下、社会保険料の種別ごとに負担軽減策について説明する。

① 健康保険料

全国健康保険協会の事業年報「協会管掌健康保

表1 協会管掌健康保険（第一表・適用状況）

	事業所数	被保険者総数 (人)	標準報酬月額 の平均(円)
2019年度	2,324,510	24,793,285	292,462
2018年度	2,224,070	22,757,186	290,660
2017年度	2,113,359	23,203,471	287,218
2016年度	1,994,022	22,428,161	284,285

資料：「健康保険協会事業年報」（2019年3月現在）より。

表2 厚生年金保険業態別・規模別適用状況調

	事業所数	被保険者総数 (人)	標準報酬月額 の平均(円)
2人以下	860,366	994,588	281,300
3人・4人	344,300	1,179,693	303,099
5～9人	372,490	2,439,472	307,604
10～19人	215,503	2,901,182	303,665
20～29人	78,184	1,866,782	297,262
30～49人	64,831	2,454,501	296,066
50～99人	51,516	3,572,212	293,143
100～299人	36,141	5,966,865	297,396
300～499人	6,994	2,677,357	305,879
500～999人	4,843	3,333,015	314,614
1,000人以上	3,345	10,323,141	342,323

資料：厚生労働省年金局調べ、2019年9月1日現在。

険の適用状況（第一表）」（表1）によれば、2019年3月現在で適用事業所数が232万4,510、被保険者総数が2,479万3,285人、標準報酬額の平均は29万2,462円となっている。このため、事業所負担分は年額で約19万円となる。したがって、協会管掌健康保険適用事業所の事業所負担分全額を負担するとした場合の財源は、4兆4,300億円余りとなる。

② 年金保険料

厚生年金保険料は、保険料率の引き上げが終了し、2018年10月から18.3%となっている。

厚生労働省「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」（2019年9月1日現在）（表2）によれば、規模299人以下の被保険者数は2,137万5,295人となっている。規模別の標準報酬月額の平均では、5～9人の標準報酬月額の平均が30万7,604円と一番高く、当該額を基礎に試算すると、年額で事業所負担額は34万3,000円余りとなるため、全額で7兆7,400億円程度となる。

③ 介護保険料

2021年度の介護保険料率は1.92%とされている。全国健康保険協会の事業年報「協会管掌健康保険第一表（続）法第3条第2項被保険者」によれば、被保険者数は1,317万9,000人となっており、標準報酬月額の平均は31万7,069円となっている。したがって、事業主負担分は年額で3万7,097円となるため、全額を負担する場合の財源は4,900億円弱となる。

④ 労災保険料

労災保険の趣旨は、勤務中の災害を補償することであり、保険料の減免で事業主責任が軽減されるわけではない。賃金が引き上げられることにより、保険料収入が増えれば収支が改善され、全体的な保険料率引き下げが可能となる。また、保険料率の計算で労災事故によるメリット制が導入されていることもあり、保険料を国が負担すること

による軽減措置をとることは、技術的・事務的にも困難と考える。

⑤ 雇用保険料

雇用保険料は、失業給付・雇用継続給付及び雇用安定事業などのための保険料であり、賃金の引き上げによって保険料収入が増大し、収支が改善されて保険料の引き下げが可能となる。

保険料を国が負担する軽減措置をとることは技術的・事務的にも困難であることから、失業者に対する給付改善、助成金の拡充のため、国庫負担を拡大することを求める。

ただし、雇用安定事業として徴収される事業主負担分については、雇用調整助成金などの事業所を対象とする給付金であるため、中小企業に対する保険料は免除対象とする。

⑥ 負担軽減案とそれに伴う財源について

以上の通り、社会保険料に関する中小企業の負担軽減は、事業主負担分からどの程度軽減するかによる。試算した社会保険額の総額は13兆円となっており、全額免除とするには財政負担があまりにも大きいといわざるを得ない。単年度の負担軽減では済まされない課題でもあり、政治的な決断・判断が必要となる。

これらをふまえ、恒常的に負担軽減を図る必要があるとの立場から、社会保険料を一律3割減免とし、4兆円弱の予算確保を提言する。

社会保険料の減免などに必要な財源は、大企業に対する法人税減税の見直し、所得税の最高税率見直し等によって賄うことが必要と考える。加えて、増額し続けている防衛費を削減し、中小企業支援の予算に回すべきと考える。なお、時限的に内部留保課税も検討を始める必要がある。

(3) 税制改革による中小企業の負担軽減策

① 消費税法の見直し

消費税の引き上げにより、価格転嫁のできない

中小零細企業は次々と廃業した。また、導入が進められようとしている適格請求書（インボイス）制度も負担が大きい。

原油価格の上昇をはじめ円安による物価上昇も続いていることから、消費税の引き下げとともにインボイス制度の導入見送りを求める。

② 所得拡大促進税制

賃上げを実施する企業に対する税制上の優遇措置として、「中小企業向け所得拡大促進税制」がある。これは、継続雇用者給与等支給額が前年度比より1.5%以上増加した場合、増加額の15%を税額控除できる。前年度比で2.5%以上増加させた場合は、25%を税額控除できる。ただし、法人税額の20%が上限となっているため、賃金引き上げの効果を高めるためにも、増加額の50%を法人税額から控除するよう求める。

③ 事業承継税制の継続もしくは恒久化

事業承継については、中小企業庁による相談対応、「事業引継支援センター」の設置、「事業承継補助金」、「税制措置（非上場株式等にかかる相続税免除、事業用資産の承継にかかる相続税・贈与税の納税猶予・免除など）」、「経営承継円滑化法による総合的支援」などだが、相続税・贈与税の納税猶予・免除措置の期間延長もしくは恒久措置とすることを求める。また、総合的支援窓口の拡充を求める。

3 公正取引の実現

(1) 低価格入札の防止

印刷業界では、重層下請構造で最下層にあたる製本業者にしわ寄せがなされ、最盛期から70%もの事業者が減少し、業界の存続さえ危ぶまれている。口頭契約、後指値、支払いの先延ばし、過剰なクレームによる返品や、やり直しなどがまかり通り、公正取引委員会にも訴えることができない

いなど、深刻な実態にある。低価格入札の防止が必要であり、下請代金支払遅延防止法の履行確保を図ることなどにより、防止措置を実効性のあるものとしていくことが必要だ。

実効性を高めるためには、罰金額の大幅な引き上げなど実効性の確保が欠かせない。また、厚労省と中小企業庁における通報制度が十分に活用されていない。

経営者が「買いたたき」など不当なしわ寄せを受けていると考えられる場合は、労働組合から積極的に告発する。

(2) フリーランサーへの保護やプラットフォーム事業者への規制について

公正取引を実現させる観点では、増大するフリーランサーへの保護やプラットフォーム事業者に対する規制を検討する必要がある。

労働者としての判断がされない場合であっても、労働者に対する賃金支払いなどで保護される水準に必要な経費相当分を加味した額が保障されなければ、下請法に反するとして、反則金の徴収など罰則を加えることを求める。

プラットフォーム事業者については、国内法で規制することには限界がある。したがって、国際的な取り決めを行うよう政府に求めるとともに、国内法による規制法の創設を求める。

(3) 「下請代金支払遅延等防止法」の履行確保と法改正

下請代金支払遅延防止法第2条の2にもとづき定められている指針では、「下請代金の減額」、「返品」、「買いたたき」などが禁止されている。このため、公正取引委員会では中小企業者専用相談窓口を開設し、情報の提供を呼びかけている。

法の履行を確保するため、公正取引委員会の拡充を求める。

急速なデジタル化の中、このような形態で働く個人が増加しており、支払いに関する紛争も増加している。弱い立場にある個人請負労働者を保護するため、対象範囲を見直し、法改正を行うよう求める。

4 有効需要の創出

(1) 地域における有効需要の創設では、公共投資が中心として考えられてきたが、建設業に従事する労働者数は減少を続ける一方、医療・福祉・介護分野に従事する労働者が増加している。これらの分野で働く労働者の賃金は、公務員労働者の賃金を参考にしつつも、診療報酬や介護報酬など保険制度による制約を受けている。

これらの点から、社会保険の診療報酬・介護報酬などの改定を国に迫ることも重要となっている。保育の分野でも同様であり、運営費の増額がなければ保育士の賃金改善は進まない。劣悪な労働条件が保育士不足の原因でもあり、運営費の増額で賃金引き上げを求める。

(2) 中小企業振興条例の制定が進展（理念条例を含む）しているが、中小企業振興、地域経済の活性化の施策を具体化する「円卓会議」を設置するなど、実効性の担保が課題となっている。そのため、自治体による中小企業への発注等を義務づける等の対策が求められるが、引き続き、すべての自治体で中小企業振興条例が制定されるよう求める。

(3) 社会生活にとって欠かせないインフラを整備することは、持続可能な社会を構築する上で欠かせないことであり、長期にわたる計画的な工事を行うことが求められる。計画的なインフラ整備は、技術者の育成と「地消地産」にもつながる。

こうしたインフラなどの整備は、気象条件をはじめ、地域に応じた計画と対策が求められるため、

国による支援を元に、地方自治体が主体となって住民とともに計画を作成し、実行することが求められる。この際、予算単年度主義による工事発注などではなく、耐用年数や減価償却なども考慮した限界工事量を設定し、長期にわたる計画的な発注を行うことが求められる。

（４）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律を実践するため、発注単価の計算に最低制限価格を必ず導入する。その積算においては、従事する労働者の労働時間を勘案するものとし、国において発注単価を示すこととする。

なお、国・自治体などが発注する場合における入札参加資格において、中小企業が参加できる範囲を拡大するため、分割発注を増加させるとともに、設定金額の引き下げを求める。

（５）2016年に公共サービス基本法が制定されているが、実質的に機能していないことから、従事する労働者の賃金を重視した「公契約法」及び「公契約条例」の制定及び、労働報酬下限額の設定を求める。

（６）「小規模企業振興基本法」において、下請企業振興法が定める「振興基準」を条文に付加し、下請け事業者に不利益な契約に対するコスト負担などを定める。

小規模企業以外の下請け企業に対する振興基準に反するような取引に対し、中小企業庁による監視体制の強化、親企業に対する指導など行政処分を強化する。

（７）事業協同組合等が労働環境の「改善計画」を策定し、認可を受けることによって助成措置を受けられることとされている。これら助成金については、申請が複雑であることなどから、

簡素化や要件の緩和などを求める。

加えて、「独占禁止法」第22条の活用を図るには、「中小企業等協同組合法」に基づく届け出などを必要としているため、手続きの簡素化など要件緩和を求める。

（８）最低賃金の引き上げは、中小零細企業の経営に多大な影響を与えることから、密接な関係にある地域金融機関を強化・重視すべきであり、金融政策においても政策の方向転換が求められる。

おわりに

以上提言の内容を紹介してきたが、新型コロナウイルスによる感染防止対策の必要性などにより、中小企業の経営が脅かされ続けている。ロシア政府によるウクライナ侵略から、国際情勢は戦禍が広がる危険な状態にある。

日本が戦争に巻き込まれるようなことがあってはならず、平和を維持するための外交努力がいまほど求められているときはない。

一方で、人びとの営みをまもるため、政府が役割を発揮することが求められる。諸物価の高騰によって実質賃金の低下に苦しむ労働者が増加することが懸念される。

最低賃金の引き上げは、「持続可能な地域社会の実現」につながるものであると考える。

本提言を契機として、政府の中小企業対策が強化され、「全国どこでも1500円の最低賃金」が早急に実現し、国民の誰もが、環境に優しく豊かでゆとりある生活を送ることができるように願ってやまない。

（あきやま まさおみ・全労連副議長、労働総研理事）

2022 年最低賃金改定の経過と特徴

衛藤 浩司

1 2021 年最低賃金改定の特徴

(1) 2021 年度、中央最低賃金審議会が答申した「目安」の特徴

中央最低賃金審議会（中賃）は昨年（2021 年）、「すべてのランク一律プラス 28 円」の目安を答申した。目安を出すにあたり中賃は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）と「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮して審議を行ってきたと述べている。

その「骨太の方針 2021」は、「民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」としており、2020 年が「ゼロ」だっ

たのに対して 3.1%引き上げる目安を答申した。

1978 年度に現制度が始まって以来最大の上げ幅である一律 28 円引き上げ、加重平均で 930 円とする目安は、これまで A～D の地域ランクごとに示してきた目安をすべてのランクで一律の目安額が示されたのも特徴である。もう 1 つの特徴は、すべての地方で目安どおりの引き上げなら、最も高い東京都が 1,041 円、最も低い県が 820 円となり、全ての都道府県で 800 円を超えることになる一方、昨年同様 221 円の格差は縮まらないままとなる。

(2) 地域間格差の是正を求める地方最低賃金審議会の答申

2021 年 8 月 12 日、すべての都道府県で最低賃金の改定額が答申された。地方最低賃金審議会（地賃）では労働者委員が目安を上回る引き上げを求める一方、経営者委員はゼロ円改定を主張するなど厳しい審議がすすめられた。

地方労連も大幅引き上げと格差是正を訴えたほか、審議会の労働者委員の奮闘もあり、プラス 4 円が島根県、プラス 2 円が 2 県（秋田・大分）、プラス 1 円が 4 県（青森・山形・鳥取・佐賀）と、7 県で中央最賃の「目安」を上回る答申が出された。

目安を 4 円上回る金額となった島根県は、6 月の県議会で「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を採択している。意見書は、「コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低

賃金で働いている。また、最低賃金が低い C・D ランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻である。この難局を乗り越えるには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。2020 年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給 1,013 円、島根県など最も低い 7 県では 792 円に過ぎない。毎日 8 時間働いても年収 130 万～170 万円である。最低賃金法第 9 条 3 項の『労働者の健康で文化的な生活』を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、島根県と東京都では、同じ仕事でも時給で 221 円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている」として、①政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、全国一律最低賃金制度をめざし地域間格差の是正をはかること、②政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること、を国に求めてきた。

2 2022 年、最低賃金改定の特徴

(1) 2022 年度、中央最低賃金審議会が「目安」を答申

2022 年 6 月 28 日（火）から 7 月 25 日（月）にかけて 4 回にわたり中央最低賃金審議会の目安小委員会が開かれたが、目安額の「水準とその根拠」についての考えに隔たりが大きく結論を出すことができなかった。

8 月 1 日には 5 回目の目安小委員会が深夜まで開催された。目安小委員会で労働者側は、物価高

を背景に大幅な引き上げを求めている。一方、経営者側は、仕入れ価格の上昇を納入価格へ転嫁し切れずに収益が圧迫されており、引き上げ幅は小幅にとどめたい考えで、両者の間で隔たりがあったが、引き上げ額を 30 円台前半とする方向で調整がすすめられ、同日深夜により決着した。翌 8 月 2 日に開かれた中賃で、A・B ランクで「31 円」、C・D ランクで「30 円」、加重平均で 961 円（3.3%）を厚生労働相に答申した。

(2) 労働者側委員の見解

労働者側委員は「今後重要なことは、経済をより自律的な成長軌道にのせていくことであり、そのためには、経済・社会の活力の源となる『人への投資』が必要で、その重要な要素の 1 つが最低賃金の引き上げにほかならない」と主張した。そのうえで「現在の最低賃金の水準では、年間 2,000 時間働いても年収 200 万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、また、連合が公表している最低限必要な賃金水準では、最も低い県であっても時間単価で 950 円を上回らなければ単身でも生活できないとの試算結果が出ていることも踏まえ、最低賃金は生存権を確保したうえで労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべき」と、連合のリビングウェッジの水準を「最低生計費」として主張している。この点では、私たち全労連と地方組織が取り組んできた「最低生計費試算調査」の結果である全国どこでも時給 1,500 円以上（月 150 時間）とは大きな隔りがある。

また、この間の物価高騰について労働者側委員は「生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引き上げが必要」と主張している。

(3) 使用者側委員の見解

使用者側委員は「今年度の目安については、引き続き新型コロナ感染症や、急激な原材料費等の高騰や物価の上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小企業の経営状況や、地域経済の実情を各種資料からの確に読み取り、各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、最低賃金法第9条における3要素に基づいて慎重な審議を行うべき」と主張し、「企業の支払能力」を考慮するよう求めた。

また、「『生産性が向上し、賃上げの原資となる収益が拡大した企業が、自主的に賃上げする』という経済の好循環を機能させることが重要であり、スムーズな好循環の実現のため、中小企業に対する一層の支援を含め、産業構造上の上流から下流まで、企業規模にかかわらず、さらなる生産性の向上や価格転嫁を含む取引環境の適正化への支援等の充実が不可欠である」と、最低賃金の引き上げのための中小企業支援策の強化を求めている。

(4) 「目安」の特徴

中賃は8月2日に、A・Bランク「31円」、C・Dランク「30円」、加重平均で961円(3.3%)との目安を厚生労働大臣に答申した(表)。

特徴の1つは地域間格差を広げる目安だ。昨年

表 中央最低賃金審議会の「目安」額

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	31円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	31円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	30円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	30円

がすべてのランクでプラス28円だったのに対し、A・BランクとC・Dランクの格差を1円広げるものとなり、目安どおりだとAランクの最高額1,072円とDランクの最低額850円との格差は222円となる。審議会に示された賃金上昇率は、Aランクで1.4%、Bで1.3%、Cで1.6%、Dで1.9%と最低賃金が低い地域ほど高くなっているのに逆行するものである。

特徴のもう1つは、異常な物価高を反映していないことだ。「今年度は、特に労働者の生計費を重視した目安額とした」としているが、少なくとも3%程度の物価上昇を考慮すれば、昨年の28円に物価上昇分を加味しなければ現在の生計を維持することすらできない低水準と言える。

3 全労連・国民春闘共闘委員会のたたかい

全労連と国民春闘共闘委員会は、今年に入り1月27日に厚生労働省に対して目安の在り方に関する全員協議会への意見書と署名を提出し、①現在4つあるランク制度を段階的に減らして、最低賃金の全国一律化を図ること、②最低賃金額の決定は、単身で8時間働けば人間らしく暮らせる1500円とすること、③改定にあたっては、科学的、民主的な調査を実施し、分析すること、④すべての審議を公開とすることを求めた。

2月6日の「第一次最賃デー」は「ローカルビッグアクション」として30地方で実施(昨年、18地方)、東京では新宿駅東口での宣伝行動には70人が参加した。

また、2月10日には「最賃院内学習会&最賃運動全国交流会」を開催し、会場30人、オンライン70人が参加。院内学習会は國學院大學の小越洋之助名誉教授が「全国一律最低賃金の実現に向けて、最低賃金法の問題点を考える」と題して

講演。議員 9 人（自民、共産、立憲、国民、れいわ）、秘書 10 人が参加した。最賃運動全国交流集会は、地元国会議員への要請行動や地方自治体での意見書採択を求める取り組みなどを交流し、春闘期の最賃運動の取り組みを提起した。

3 月 2 日には「22 春闘総決起集会 & 請願署名提出行動」が取り組まれ、参議院議員会館講堂には約 200 人が参加し、「新しいち署名」・「全国一律最賃署名」の提出と、労働法制 2 署名の議員要請を手分けして行った。最賃署名 12 万 1517 筆を 103 人の紹介議員に届ける取り組みを行った。

3 月 29 日には厚生労働省「政策統括官要請」が取り組まれ、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制度の早期実現を求めた。

4 月 15 日は「第二次最賃デー」として、厚生労働省に対して署名（168 団体・640 人分、総計 590 団体・7,642 人分）と VOICE（438 人分）を提出するとともに、最賃近傍で働く人たちが記者会見を行い、生協労働者とオリンパスの子会社で働く人が記者会見で厳しい生活実態を訴えた。

5 月 11 日の中央行動は「第三次最賃デー」として「全国一律最賃署名」の提出と紹介議員の要請行動を行った。当日は、全国から約 200 人が参加。署名は 3 月提出分とあわせて 18 万 5,178 筆を提出するとともに、与野党の参院議員、衆参の厚生労働委員に紹介議員の要請を行い、その日のうちに 1 議員が応諾の回答を寄せた。

6 月 24 日の「第四次最賃デー」は、午前中に厚生労働省と中小企業庁への要請行動、お昼休みは非正規センターの厚労省前行動に合流した。14 時から厚生労働省で兵庫県と高知県の最低生計費試算調査結果についての記者会見を行った。

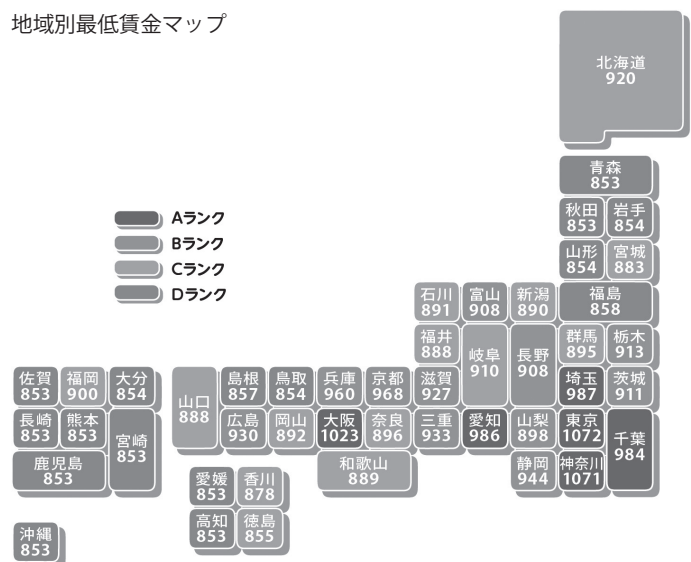
7 月 15 日の「第五次最賃デー」は、雨天のため予定していた日本商工会議所前での宣伝行動は中止し、夕方にディーセントワーク宣伝を新宿駅西口地下で行い、50 人が参加した。

そのほか、6 月 26 日から 8 月 1 日まで 5 回にわたって開催された中賃の日安小委員会の開催に合わせて、全労連・国民春闘各連のほか全労協などとともに最低賃金の大幅な引き上げを求める宣伝行動を展開した。

4 最低賃金引き上げの議論は地方最低賃金審議会へ

目安を受けて、各地方で最低賃金の引き上げ額について審議が続けられてきた。8 月 23 日に山梨県と岩手県で答申が出され、すべての都道府県で最低賃金の引き上げ額の答申が出そろった（最賃マップを参照）。今年の特徴は、中賃で A・B ランクと C・D ランクの格差を広げる目安が出されたのに対して、格差の縮小を求める地方の抵抗で、C・D ランクを中心に目安を 1 円から 3 円上回る改定額を答申したことだ。去年は 7 県で目安

地域別最低賃金マップ



資料：全労連作成

を上回る答申が出されたのに対して、地域間の格差是正を求める地方の声の広がり、今年も22県で目安を上回る改定額が答申され、地域間の格差も221円から219円と2円縮まった。

プラス3円は5県（鳥根・岩手・鳥取・高知・沖縄）、プラス2円は8県（山形・大分・愛媛・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島）、プラス1円は9県（兵庫・茨城・山梨・北海道・新潟・山口・徳島・青森・秋田）となっている。

「答申」のもう1つの特徴は、中小企業に対する支援を求める付帯決議が増えていることだ。

岩手県の「答申」の付帯決議は、「中小企業・小規模事業者への実効性のある支援のための現行制度の拡充及び早急な制度創設を次のとおり政府に対し要望する」として、以下の3点を挙げている。

- ①賃上げのための環境整備として、業務改善助成金の拡充、及び賃上げ分を補填するような新たな助成金の早急な創設を求める。
- ②企業間取引の適正化、価格転嫁に関する問題解消を目指し「パートナーシップによる価格創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」等の施策を確実に実行するよう求める。
- ③賃金引き上げに起因する就業調整の原因となる税控除制度の見直しや社会保険料の減免措置等の検討を求める。

としている。また、兵庫県では「社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと」が明記されたほか、滋賀県でも「中小企業、小規模事業者に対し、価格転嫁できる環境と各種支援策を拡充すること」などの要望が付帯された。

5 全国一律制度の実現を求める全労連

日本以外で地域別最低賃金制度を採用している国は少ない。州別最低賃金制度をとっているカナダ以外のG7加盟国である米国、英国、ドイツ、フランスのほか、韓国も全国一律の最低賃金制度を採用している。地方からも地域間の格差是正を訴える声があがっている。

全国労働組合総連合（全労連）は、1989年の結成時から「私たちは、大幅賃上げ、全国一律最低賃金制の確立、労働時間短縮、『合理化』反対、雇用保障、働く女性の地位向上、ILO条約など国際労働基準への到達をはじめとする労働者の切実な要求の実現をめざします」と、全国一律最低賃金制度の確立を掲げてきた。翌年の1990年10月には「全国一律最低賃金制にたいする全労連の政策」を発表し、最低賃金の決定基準を「健康で文化的な生活を営むために必要な生計費を基本」とすることや、最低生計費は「単身者の理論生計費によって算出」することなどとし、最低生計費試算調査を取り組んできた。これまで、27都道府県で4万6,800人の協力を得て「最低賃金は都市と地方で差がないこと」「月額25万円・時間額1,500円（月150時間）以上必要」であることを明らかにしてきた。

「最低賃金、誰でもどこでも1500円以上」という私たちの要求は広く認知され、最低賃金の引き上げが市民連合と立憲野党の政策合意に盛り込まれた。「格差と貧困を是正する」項で、「最低賃金の引き上げや非正規雇用・フリーランスの処遇改善により、ワーキングプアをなくす」としている。そして、2021年に行われた衆議院議員選挙や今年行われた参議院選挙でも立憲、共産、社民、れいわ4野党が「最低賃金1500円」を公約に掲げた。

全労連は、2024年の最低賃金法の改正を実現するために「最低賃金アクションプラン2024」を補強し、今後も運動を大きく上げていく。

（えとう ひろし・全労連常任幹事）

韓国の最低賃金引き上げと中小企業

呉 学殊

1 韓国の最低賃金制度

韓国で最低賃金（以下、「最賃」）に関する規定は、1953年労働基準法（韓国では「勤労基準法」）が制定される際に、最賃に関する条文（第34条¹と第35条²）が設けられた。しかし、経済が最賃に応えられるほどの水準ではないと判断し、運用を見送った。1970年代中盤以降、韓国政府は、行き過ぎた低賃金を解消するために企業に対して行政指導を行ったものの、目的を達成することはできなかった。低賃金の解消及び労働者の一定水準以上の安定生活を保障するために、1986年、「最低賃金法」が制定されて88年から施行された。

同法では、最賃の目的を「労働者に対し賃金の最低水準を保障し、労働者の生活安定と労働力の質的向上を図ることによって国民経済の健全な発展に資する」こととしている。最賃は、決定基準として労働者の生計費、類似労働者の賃金、労働生産性及び所得分配率などを考慮して定めることになっている。

毎年、最低賃金委員会が翌年の最低賃金を審議・議決し、雇用労働部長官（日本の厚労大臣）がそれを決定しているが、最賃委員会の審議が尊重されている³。同委員会は、公労使の代表者各9人によって構成されているが、議決は在籍委員の過半数の出席と出席委員の過半数でなされる。議決の際には、労使代表委員はそれぞれ1/3以上出席をしなければならない。ただし、2回以上出席要

求をされても正当な理由なく出席しなければその限りでないとされている。公益委員の案に労使のどちらかが賛成して最賃が決まることが多い。2022年の場合、労働者委員の一部（4人）が退場する中、5.0%アップし9,620ウォンとする公益委員案に対し、賛否を問うた結果、賛成12人、反対1人、棄権10人⁴という割合で同案が議決された。議決の前に労使が4回にわたりそれぞれの案を次のように出した。

すなわち、1回目労18.9%対使凍結、2回目労12.9%対使1.1%、3回目労10.1%対使1.6%、4回目労10.0%対使1.7%であった。公益委員は、労使の案の隔たりが大きすぎる中、労使からの要請を受けて、審議促進区間の最賃案を示した。上限は7.6%、下限は2.7%であったが、それに対しても労使の歩み寄りが見られない中、上記の通り、公益委員案が提示された。なお、同公益委員案の根拠は、2022年、経済成長率の予想値2.7%＋消費者物価上昇率の予想値4.5%－就業者増加率2.2%であるとされているが、主に労働者の生計費基準を重視して出されたものとみられる。

最賃決定をめぐる労使の攻防は激しく法定の審議期間を過ぎることが多いが、2022年の場合、8年ぶりに期限を守ったという（労使の攻防の激しさについては後述）。

2 最賃の引き上げ推移

1988年以降、韓国の最賃（時給）と引き上げ

率は、図1のとおりである。最賃制度の施行以降、35年間、最賃の平均引き上げ率は9%であった。施行してから間もない時期に相対的に引き上げ率が高かったが、保守と革新の政権交代があった2000年以降を見ると、革新系の金大中大統領（1998年～2003年）と盧武鉉大統領（2003年～08年）の在任期間中の平均引き上げ率は9.8%、10.6%と平均以上であった。保守系の李明博大統領（2008年～13年）と朴槿恵大統領（13年～17年）はそれぞれ5.2%、7.4%であった。直近、革新系文在寅大統領（17年～22年）は7.4%と朴槿恵大統領と同じ割合であった。各大統領の在任期間中、国内外の経済・社会情勢などが異なるので、単純比較には無理があるものの、革新系の大統領の時期に最賃の引き上げ率は高い傾向がみられるといつてよからう。なお、韓国の最賃は、日本の地域別最賃と違って、全国一律である。

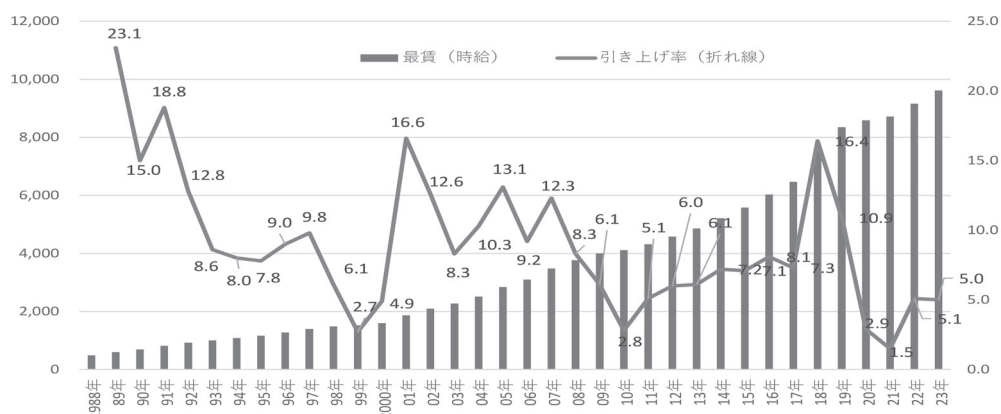
韓国で最賃に対する国民の注目が最も高かったのが、大統領選挙があった2017年と、文在寅大統領の就任以降1年目の最賃決定である。2018年に適用される最賃の引き上げ率が16.4%と、2000年以降、2番目の高さであった。2001年の16.6%は、1997年経済危機以降、2年間押さえられた最賃水準を正常化する意味もあって高い引

き上げ率が理解できるものの、2017年はそのような経済状況ではなかったからである。2017年、朴大統領の弾劾に伴う大統領選挙の際に、5人の主要立候補者が揃って最賃水準を1万ウォンに掲げたが、文大統領は2020年までにそれを達成する公約であった。それを達成するために⁵、16.4%という大幅な賃上げ率となったが、それは、立候補者の共通公約であり、また、所得主導成長の成長戦略の一環であった。しかし、大幅最賃引き上げによって中小企業への否定的な影響が予想されて、支援策を講じることになった（後述）。

韓国の最賃は、前述の通り、全国一律であり、また、具体的な金額を決めるので、労使の攻防が激しい。毎年、委員会の会議が重なるにつれて労使の最賃提示率の隔たりは多少縮小していくが、最終提示率でも依然として大きい。労使の攻防の激しさは、最賃決定の際に、最終的に提示する引き上げ率から読み取ることができる。今まで労使が同じ最賃引き上げ率を示したのは、1994年、96年、2000年、08年、09年と5回しかなく、そのほかは違う引き上げ率を示した（図2参照）。

最終提示率は大変重要な意味を持つ。それは、公益委員が労使のどちらかの提示率に賛成すればそれが最賃として決定されるからである。もちろ

図1 韓国の最賃と引き上げ率の推移（単位：ウォン、%）



資料出所：韓国最低賃金委員会 HP「年度別最低賃金決定現況」

ん、労使の提示率に隔たりが大きければ、公益委員はどちらかに賛同することに負担感が大きい。その際には、公益委員が自らの案を示して労使の賛同を得る形で最賃を決定しているが、多くはこれに当たる。特に最近はその傾向が強い。そういう意味で、前記のとおり、労使の同一最賃引き上げ率の提示は極めて異例である。労使の最終提示率の隔たりは、時期によって異なるが、最も大きかったのは2016年と2017年であった。朴大統領の弾劾という社会的な不安と最賃1万ウォンへの期待、また、労働側委員の競合など⁶により、労働者委員の要求が非常に高まった中で、出された労働者委員の提示率であったのである。

最低賃金の影響率⁷と未満率⁸についてみてみることにする（図3参照）。影響率は最賃が大幅

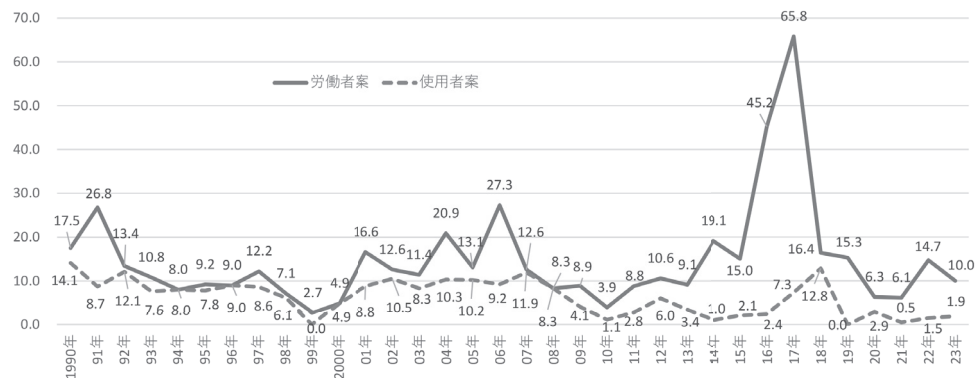
に上がった2018年と19年、それぞれ18.0%、18.3%と最も高く、最賃によって賃金上がる対象労働者が多かった。ところが、最賃を下回る未満率は、影響率が最も高かった2018年と19年にそれぞれ5.1%、4.8%と相対的に低く抑えられている。それは、後述の政府の支援策による影響が大きいと見られる。

3 中小企業への支援、その効果と課題

韓国政府は、2018年に適用される大幅最賃引き上げ（16.4%）の中小企業へのマイナス影響（過度な人件費負担や雇用削減など）の最小化に向けて次のような対策を講じた⁹。

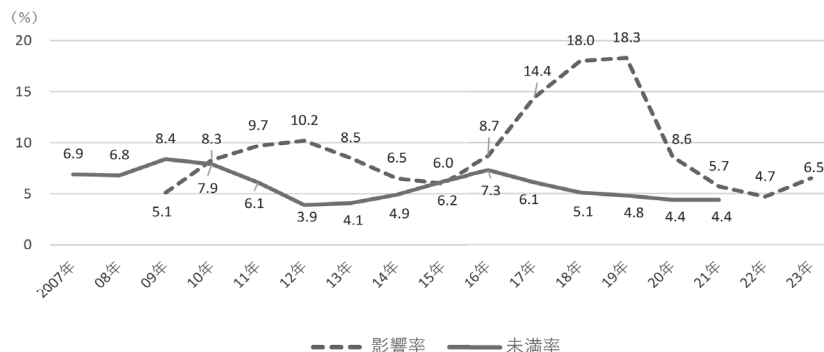
第1に、「雇用（일자리）安定資金」による直

図2 労使の最賃決定時の最終提示率の推移（単位：%）



資料出所：韓国最低賃金委員会 HP「最低賃金提示現況」

図3 最賃の影響率と未満率の推移（単位：%）



資料出所：韓国最低賃金委員会 HP「最低賃金の影響率と未満率」

接支援である。2018年、支援対象要件や支援額等は次のとおりである。①支援対象は、雇用労働者数が30人未満で雇用保険に加入している事業主。例外的にマンションの警備・清掃関係の事業主には、雇用労働者数が30人以上も対象。②賃金が月190万ウォン未満の労働者であること。対象労働者の範囲を、新しい最賃の月額（157万ウォン）の120%までにして、できるだけ広くしようとした。③支援額は、対象労働者1人当たり月13万ウォンであるが、それは、新しい最賃が過去5年平均引き上げ率（7.4%）より高い9%分に当たる金額（12万ウォン）とそれに伴う労務費用（1万ウォン）から試算したものである。政府は、雇用安定資金に必要な1年間の費用約3兆ウォン¹⁰を予算化したが、同予算は、約300万の支援対象労働者を見込んだものである。同安定資金は、2021年まで毎年約3兆ウォンが予算化されて執行された。2022年の場合、6月までの予算が4,286億ウォンである。新政権の下で同安定資金の事業は終了する見込みである。

第2に、社会保険料負担の軽減である。雇用安定資金の支援対象者を雇用保険加入事業主としたが、それはセーフティネットを拡充するためである。しかし、保険料の負担を回避するために雇用保険に加入しない事業主もありうるが、全事業主が雇用保険に加入するように負担を軽減することにした。雇用保険料および年金保険料の80～90%を政府が肩代わりすることにした。それだけでなく、健康保険料も新規加入者に限り、50%軽減した。その結果、労働者1人当たり社会保険

料の負担は、13万7,700ウォンから1万7,420ウォンへ減り、87.3%も軽減された。その結果、雇用保険新規加入の事業主（5人未満）の場合、最賃引き上げによる実質の負担増が労働者1人当たり10万7,440ウォンと見込まれる。

雇用安定資金の受給要件として雇用保険加入を設定したことにより、雇用保険新規成立事業場数と新規被保険者数がそれぞれ大幅に増加した。同安定資金の支給対象となっている30人未満に限ってみると、雇用保険新規成立事業場数は実施前の2017年123万6,262事業場から2020年181万2,737事業場へと46.6%増加した。5～9人と10～29人の事業場は減ったものの、5人未満が大幅に増加したことによる。また、新規加入被保険者数は、各同年564万2,169人から623万1,784人へ10.5%増加したが、いずれの規模でも増加した。雇用保険新規成立事業場と被保険者数の増加が専ら同安定資金の影響だけであるとは限定できないが、大幅な増加を鑑みると、関係性が大きいといえる（表1参照）。

このように雇用保険新規成立事業場数と被保険者数が、コロナ禍の中でも増加したことに注目すべきところである。コロナによる事業の廃止や雇用削減の恐れがある中、両指標がむしろ増加したことは政府の支援が功を奏したといえる。また、30人未満事業場の労働者の平均勤続年数は2017年3.9年から2020年4.6年に増加し、低賃金労働者¹¹の割合も同時期22.3%から16.0%に減ったことも政府の支援が大きかったのではないかとみられる。そして、最賃未満率も、前記のとおり、

表1 雇用保険の新規成立事業場所数と新規加入被保険者

	雇用保険新規成立事業場数				雇用保険新規加入被保険者数			
	5人未満	5～9人	10～29人	計	5人未満	5～9人	10～29人	計
2020年	1,674,109	89,349	49,279	1,812,737	2,353,434	1,495,846	2,382,504	6,231,784
2017年	1,073,089	105,635	57,538	1,236,262	2,044,169	1,400,727	2,197,273	5,642,169

資料出所：雇用労働部・雇用情報院「雇用保険統計表」各年。

2018年5.1%、19年4.8%、20年4.4、21年4.4%と相対的に低い水準に留まっているのは政府の支援効果といえよう。

第3に、経営上の諸費用負担の緩和および公正取引秩序の確立である。クレジットカード手数料の引き下げ、店舗賃貸料引き上げの抑制、チェーン店・請負契約の公正な取引等である。クレジットカード手数料の引き下げについてみると、年間売上高が5億ウォン未満の事業所に対しては、2018年から3億ウォン以下：1.3%→0.8%、3億ウォン超～5億ウォン以下：2.5%→1.3%、それに加えて2019年からは売上高：5億ウォン～10億ウォン：2.05%→1.4%、10億ウォン～30億ウォン：2.21%→1.6%に引き下げられた。また、30億ウォン～100億ウォン：2.2%→1.9%、100億ウォン～500億ウォン2.17%→1.95%にそれぞれ引き下げられた¹²。韓国では原則どんなに小規模事業所でもクレジットカードが一般的に使われているので、カード手数料の引き下げは全ての小規模事業所にも適用されるものとみてよく、その効果は大きい。

2018年、16.4%という大幅な最賃引き上げ率により、中小企業の人件費負担から多くの失業者が発生するのではないかと憂慮されていた。しかし、分析によると¹³、全体の雇用には意味のある影響が見られない中、日雇労働者のみにわずかな影響があるが、雇用は0.324～0.541%ポイント減少、時給は7.04～10.72%の増加が見られるという。

しかし、最賃の大幅引き上げに対する批判が強まる中、企業の負担を軽減するために、最低賃金

法の改正を行い、最低賃金の算定に含まれる範囲を、既存の基本給や職務手当に加えて毎月1回以上定期支給の賞与や食事補助などの福利厚生 of 現金給付も段階的に多く含まれるようにし、2024年からは全てが最賃算定に含まれる（表2参照）。改正法は2019年から段階的に適用されるが、その影響は極めて小さいのではないかと見られる。それは、最低賃金の影響を受ける労働者にはそもそも賞与や福利厚生が支給されない可能性が高いからである。

2022年5月、政権交代により、保守政党出身者が大統領に就任した。それに伴い雇用安定資金制度が廃止となった。それにより、中小企業労働者の雇用や賃金、雇用保険加入率、最賃未満率などにどのような影響が現れるのかが注目される。

4 日本への示唆

韓国では、2017年大統領選挙の際に、主要立候補者が公約として最賃1万ウォンを掲げたが、当選した文在寅大統領は、立候補者の共通公約である最賃1万ウォンを達成するために2018年16.4%という大幅引き上げを断行した。大幅引き上げによる中小企業への影響を最少化するために、雇用安定資金、雇用保険料の補助やクレジットカード手数料の引き下げなどを行った。その結果、大幅引き上げにもかかわらず、最賃の未満率は前年よりむしろ下がり、その後も低水準に留まっている。雇用への否定的な影響はほとんど見られない中、政府の雇用保険支援対象となる30

表2 賞与や福利厚生 of 最賃未算入比率

年度		2019年	20年	21年	22年	23年	24年
最賃未算入比率	賞与	25%	20%	15%	10%	5%	0%
	福利厚生	7%	5%	3%	2%	1%	0%

出所：韓国最低賃金委員会「2022年度最低賃金パンフレット」。

人未満の事業所及び労働者の雇用保険加入率は上がりセーフティネットの強化につながった。

2023 年、韓国の最賃は 9,620 ウォンと日本円で換算すると約 962 円となり、日本の最賃加重平均の 961 円を上回ることになる。OECD によると¹⁴、労働者 1 人当たり平均年収は、2015 年、韓国が日本を上回りその後差を広げているが、最賃も来年から同じ傾向が見られることになるだろう。

う。

日本の最賃は最近毎年約 3 %引き上げられているものの、G7 の中で最低水準であり、来年から韓国にも抜かれる。日本の最賃についてその適正水準や引き上げ、また、セーフティネットの強化などの面から検討するに当たり、韓国から何らかの示唆が得られることを期待する。

(おう はくすう・労働政策研究・研修機構統括研究員)

【参考文献】(一部除き、全て韓国語)

- ・金テフン (2019)「最低賃金引上げの雇用及び賃金効果」韓国労働研究院『労働政策研究』2019 年第 19 巻第 2 号
- ・金融委員会 (2018)「報道資料：2018 年適格費用算定を通じたカード手数料改編」(2018 年 11 月 26 日発表)
- ・韓国最低賃金委員会 HP「年度別最低賃金決定現況」
- ・韓国最低賃金委員会 HP「最低賃金提示現況」
- ・韓国最低賃金委員会 HP「最低賃金の影響率と未満率」
- ・韓国最低賃金委員会 (2022)「2022 年度最低賃金パンフレット」
- ・呉学殊 (2018)「韓国で最賃大幅引き上げの動き」『月刊労働組合』3 月号 (日本語)
- ・雇用労働部 (2021)「報道資料：2022 年仕事安定資金 6 か月継続支援」(2021 年 12 月 23 日発表)
- ・雇用労働部・雇用情報院「雇用保険統計表」各年

- 1 「一定の事業または職業に従事する労働者のために最低賃金を定めることができる。」
- 2 「使用者は最賃に満たない額で労働者を使用することはできない。」そのほか、障害者などの対象外の規定もある。
- 3 最低賃金法の第 8 条では、「雇用労働部長官は、毎年 8 月 5 日まで最賃を決定しなければならない。その場合、同長官は最低賃金委員会に審議を要請し、同委員会が審議して決定した最低賃金案にそって、最低賃金を決定しなければならない。」と定められているからである。
- 4 票決の宣布後に退場した 9 人の使用者委員の場合、棄権とみなされた。
- 5 2020 年 1 万ウォンを達成するためには毎年平均 15.7%の引き上げが必要であった。
- 6 韓国の労働組合組織率は 2020 年 14.2%であるが、主なナショナルセンターは韓国労総と民主労総がある。前者の組合員数は 1,154 千人と全組合員の 41.1%を占め、後者は 1,134 千人と 40.5%を占めており、両ナショナルセンターの勢力は拮抗している。2018 年と 19 年は、民主労総の組合員数が韓国労総より多くなったことがある。最近、両ナショナルセンターがより多くの組合員を獲得するために、最賃要求を高く設定しているが、2017 年と 18 年が代表的である。なお、最賃労働者委員は、韓国労総に 5 人、民主労総に 4 人割り当てられている。
- 7 影響率は、当該年 (最賃決定をする年) に決定された最賃が次年度適用される場合に、最賃違反を免れるために、賃上げをしなければならない労働者が全労働者に占める割合である。ちなみに、韓国の場合、最賃の決定は、最賃の適用年の前年に行われることになっている。また、影響率は企業に対して行っている雇用労働部の「雇用形態別勤労実態調査」に基づいている。労働者個人に対する「経済活動人口付加調査」による影響率も合わせて示されているが、企業調査より影響率が高い。例えば、2022 年の影響率は、雇用形態別勤労実態調査では 4.7%であるのに対し、経済活動人口付加調査では 17.4%である。個人調査より企業調査のほうがより正確であると考えられるので、本稿では企業調査を採択している。
- 8 最賃未満の労働者が全労働者に占める割合である。調査は影響率と同じである。
- 9 この部分は呉学殊 (2018)「韓国で最賃大幅引き上げの動き」『月刊労働組合』3 月号から多く引用した。
- 10 2019 年の場合 2 兆 9,165 億ウォン、2020 年の場合 2 兆 6,610 億ウォンが予算として計上された。2021 年は、12 月 17 日まで 2 兆 342 億ウォンが執行され、支援を受けた事業所は約 75 万所、対象労働者は約 315 万人にのぼった (雇用労働部 2021「報道資料：2022 年仕事安定資金 6 か月継続支援」(2021 年 12 月 23 日発表))。
- 11 中位賃金の 2/3 未満。
- 12 金融委員会「報道資料：2018 年適格費用算定を通じたカード手数料改編」(2018 年 11 月 26 日発表)。
- 13 金テフン (2019)「最低賃金引上げの雇用及び賃金効果」韓国労働研究院『労働政策研究』2019 年第 19 巻第 2 号。
- 14 OECD (<https://stats.oecd.org/Index.aspx?QueryId=64160>)

下請二法の新局面

相田 利雄・中島 康浩

はじめに（下請二法の新局面とは）

新型コロナの感染拡大から2年7カ月、下請二法（独占禁止法を補完する「下請代金法」と「下請振興法」）をめぐる最大の動きは、①燃料や半導体など原材料費高騰の価格転嫁問題、②労働者の賃金や最低賃金の引き上げを如何にして取引価格に反映させるか、という点である。

この間に、政治の舞台では、2020年8月に安倍首相が退陣して、9月に菅首相が誕生、翌21年9月には岸田首相にバトンタッチされた。首相は変わったが、「アベノミクス路線の継続」という点では大方の見方は一致している。本稿が検証する下請二法の新局面においても、指導者が変わったことによって、力の入れ具合に違いはあるものの、歴代政権が掲げた経済財政の骨太方針・労働分野の政策＝賃上げで消費拡大、物価上昇2%目標を念頭にしたものである。賃上げは財界・大企業の抵抗によって低額に抑え込まれているが、同時に、大幅な賃上げや最低賃金の引き上げ、下請取引の改善は、全労連などたたかう労働組合が強く求めてきた運動が反映したものであることを強調したい。

下請二法は、当初から守られない「ザル法」と言われてきた。しかしながら、公正取引委員会（以下、「公取委」）が主管する下請代金法は、2003年の改正で、違反した親事業者は社名を公表され、マスコミや世論から「ブラック」なイメージで見

られるようになるなど、一定の抑止効果をもつようになった。その後も、自動車業界、コンビニ業界などと毎年、重点業種を定めて指導を強めている。一方の中小企業庁（以下「中企庁」）が主管する下請振興法の「振興基準」とその中の「対価の決定方法」は、下請取引の規範（ガイドライン）を示したもので、2016年改正で最低賃金の引き上げを加味するようにと補強されたが、違反しても罰則はなく、相変わらず守られていない。

ザル法の目を塞ぎルール化するのは、改正点をアピールする運動である。原材料の高騰は避けられず、最低賃金は大幅に引き上げられる必要がある。これが下請代金に反映されない不公正な取引は、労働組合（上部団体など）が告発したり記者発表することができる。こうした運動に資するよう、下請二法をめぐる動きと新局面を整理しておきたい。

1 中小企業が直面する不公正な取引問題

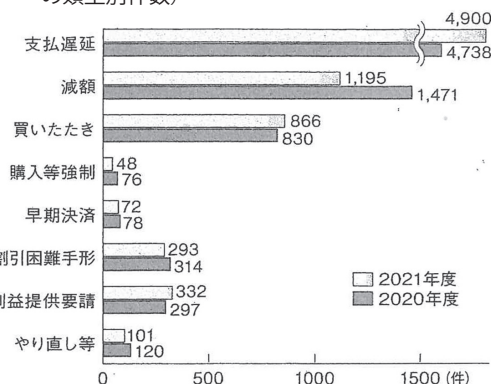
下請二法改正の動きを検証する前に、下請取引の現状の問題点を見てみよう。

① まず、下請いじめの実態である。公取委が発表する「下請法の運用状況」（2021年度）より、勧告または指導を行った下請法違反行為の類型別件数を見ると、その特徴がわかる。全体では14,011件で、うち、発注書面の交付義務など手続規定に係る違反が6,133件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反が7,878件となって

いる。とくに、被害が切実な実体規定違反の行為別件数は、「支払遅延」が最も多く4,900件（実体違反合計の62.2%）、次いで「下請代金の減額」が1,195件（同15.2%）、「買いたたき」が866件（同11.0%）となっており、この3つの違反行為が全体の9割弱を占めている（図1参照）。

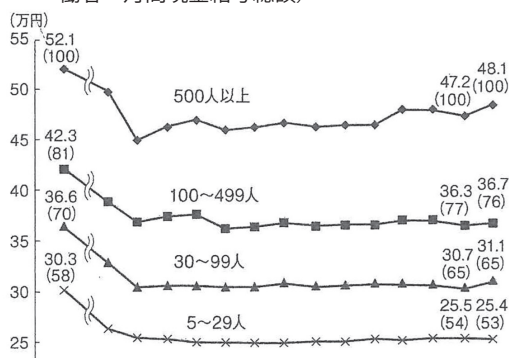
このような違反件数は「氷山の一角」と言われているが、公取委ではこうした件数の掌握とともに、新型コロナ時代の違反行為の特徴として、①買いたたきに関連するもの、②新型コロナウイルス

図1 コロナ禍で買いたたきが増加（下請法違反行為の類型別件数）



注：①この他に、受領拒否48件、返品11件、報復措置12件がある。
②手続き規定違反では、書類交付義務違反5,401件、書類保存義務違反732件がある。
資料：公正取引委員会「令和3年度における下請法の運用状況」

図2 小企業の賃金は大企業の約半分（規模別常用労働者・月間現金給与総額）



注：①1人平均月間給与総額は、時間外手当を含み、一時金などの特別に支払われた賃金（年収）を12で除した金額。
②2011年以前は「時系列比較のための推計値」である。
資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」2021年版

ス感染症に関連するもの、③フリーランスに関連するもの、働き方改革に関連するものなど、下請法違反の実例を紹介して注意喚起している。

② 次に、価格の転嫁問題である。中企庁は2022年4月、2022年版「中小企業白書」を発表した。この中で、原油・石油製品の価格高騰によるコスト上昇分の価格転嫁について、「まったく転嫁できていないとする割合は全体の約7割を占める」と指摘した（吉田論文図6参照）。さらに、「コスト変動を価格転嫁できなかった際の対応」として最も多かったのは「利益の減少（対応なし）」で、約71%に上ることを紹介している。多くの中小企業が価格転嫁できず、適切な対応も取れていない実態が明らかになった。最近では、本年4月以降、企業物価指数は8.6～10.0%の高水準で推移しているのに対して、消費者物価指数は同時期に2.4～2.6%である。タイムラグはあるものの、末端の小売店や飲食店などにしわ寄せされている。

③ 以上のような下請法違反の件数と実例が示すように、親事業者（主として大企業）が優越的な地位を濫用し続けてきた結果、労働者の賃金は企業規模別に大きな格差が広がっている。厚生労働省「毎月勤労統計調査」によれば、大企業労働者の賃金を100とすると、5～29人の小規模事業所の労働者の賃金はわずか53である（図2参照）。

2 関係機関による下請二法改正の動き

（1）2016年の下請二法改正の特徴

公取委と中企庁は2016年12月に下請二法の運用基準を改正し、閣議決定された。主な改正点は、下請代金法では、トヨタをはじめ自動車産業などに蔓延している「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」などを違反行為事例に追加したこと。さらに、自動車に加えて、大型店、

貨物運輸、建設業、アニメ産業などをターゲットに違反行為事例を大幅に増やした。実効性を図るため、業種別ガイドラインの改定、自主行動計画の策定、下請Gメンの訪問調査などを実施することとした。

一方の下請振興法では、振興基準の「対価の決定方法」の中に、「最低賃金の引上げなどを加味して…決定すること」が初めて明記された。但し、最賃引き上げなどの労務費上昇分の単価引き上げを求めたものではなく、「協議すること」を求めたものである。

(2) コロナ禍で下請二法をめぐる関係省庁の対応

① 経済産業省はいち早く2020年の2月14日、「新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請等中小企業との取引に関する配慮について」と題する通達を、親会社である関係事業者団体に発出した。その内容は、第1に、新型コロナの発生に伴って親事業者は、下請事業者に対して、①通常支払われる対価より低い対価による下請代金の設定、②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託など、負担を押しつけることがないよう、十分に留意することとした。また第2に、新型コロナの影響を受けた下請事業者が事業活動を維持し、又は今後再開させる場合には、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮することを求めた。

② 公取委は2021年9月8日、新たな地域最賃の発効を前に、下請二法の周知と、中小企業への不当なしわ寄せ防止のための実行計画をまとめた。公取委の実行計画では、政府が「価格交渉促進月間」に指定した9月以降、下請事業者を対象にした相談窓口の設置や、定期調査での「最賃引上げを含む労務費や原材料上昇の影響に関する追

加調査」、買いたたきの多い業種への調査拡大などを順次行い、法違反には「厳正に対処していく」とした。また、下請事業者が、最賃引き上げによる人件費上昇分を価格に反映するよう求めているのに、発注元が一方的に単価を据え置いて発注することは「買いたたきに該当するおそれがある」として、公取委は疑義応答集などで明示している。

③ 関係省庁の新対応に連動して、中企庁は2022年7月29日、下請振興法の「振興基準」を新型コロナやウクライナ対応に改定した。改定による主な新規追加事項（親事業者の取組内容）はつぎのとおりである。

1) 価格交渉・価格転嫁＝①毎年9月及び3月の「価格交渉推進月間」の機会を捉え、少なくとも年に1回以上の価格協議を行うこと。②労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した下請事業者から申出があった場合、遅滞なく協議を行うこと。③下請事業者における賃金の引上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定すること。

2) 支払方法・約束手形＝①下請代金は、物品等の受領日から起算して60日以内において定める支払期日までに支払うこと。②令和8（2026）年の約束手形の利用廃止に向け、できる限り、約束手形を利用せず、現金支払いを行うこと。

3) パートナースhip構築宣言＝①パートナーシップ構築宣言（後述）を行い、定期的に見直すこと。また、社内担当者・取引先に宣言を浸透させること。

4) 知的取引・その他＝①下請事業者の秘密情報（ノウハウ含む）の提供や開示を強要しないこと。②下請事業者の直接的な利益に十分配慮した協議や書面等での合意を行わずに、協賛金、協力金等を要請しないこと。③取引上の交渉の際に、威圧的な言動による交渉を行わないこと。

(3) パートナースhip構築宣言について

新型コロナの影響が長引く中で、経済産業省は2020年5月18日、取引条件の「しわ寄せ」が懸念されるとして、経団連会長、日商会長、連合会長及び関係大臣が協議して、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入することで合意した。これは、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築するというものである。

この内容の第1は、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携が謳われている。第2に、「振興基準」の遵守である。具体的項目は、①価格決定方法、②型管理などのコスト負担、③手形などの支払条件、④知的財産・ノウハウ、⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ、などである。第3に、その他として、任意に記載する事項を記述するようになっている。最後に、同意する企業名と代表者名を列記して、宣言のPDF版を作成する。これを、全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに登録し、公開するというもの。

2022年8月5日現在、同宣言企業数は12,200社まで拡大してきたが、うち大企業は820社（宣言数の6.7%）にすぎない。参加すらしない大企業が多い。ここがネックになっている。

3 まとめに代えて

以上のように、下請二法はこの間の新型コロナの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻という国際的な大障害のもとで、公取委、中企庁はじめ関係省庁が対応策を模索してきた。

ここに紹介した文言を追っていくと、“原材料価格の高騰や、賃上げ、最低賃金の引き上げを取引価格に反映させようとする”大きな改正に見える。しかし、冒頭に紹介したように、下請二法は元々「ザル法」と言われ続けてきた。何故かと言えば、必要な罰則規定がないこと、体制も予算も少ないこと、国の法制度そのものが中小企業が主人公になっていないことである。

したがって、今次下請二法の改正内容を、真に実効あるものにするには、たたかう労働組合や自覚的な中小企業団体の運動が不可欠である。これまでも、全労連や全商連、中同協などがシンポジウムを開催して前進面を共有し、政策立案をすすめてきた。また、中小企業や地域経済、関係労働者の切実な声や実態調査にもとづいて、国会や関係行政機関に要望、懇談、交渉してきた。時には労使共同の運動も展開された。こうした積極面を発展させて、改正下請二法をおおいに活用することを期待したい。

（あいだ としお・法政大学名誉教授）

（なかじま やすひろ・労働総研理事）

景況調査から見た中小企業経営の現状

山本 篤民

はじめに

中小企業は、非1次産業における企業数の99.7%、従業者数では約70%を占めている¹。日本の産業において大きな位置を占めるとともに、全国各地に存在しており、地域経済の主要な担い手にもなっている。また、それぞれの地域で雇用の機会を創出することを通して、人々の生活を支えている。

このように重要な役割を担っている中小企業ではあるが、新型コロナウイルス（以下、「新型コロナ」とする。）の感染拡大にともなう経済社会活動の制限や原材料、エネルギー価格の高騰などの影響により、厳しい経営環境のもとに置かれている。今後もこのような状況が続くと、中小企業の経営はさらに悪化し倒産件数が増加することも懸念される。そうなると、地域経済は一段と落ち込み、人々の生活もいっそう苦しくなっていく恐れもある。このような状況に対応していくためには、中小企業を取り巻く経営環境や中小企業の経営状況を把握することが必要である。

そこで、本論では、

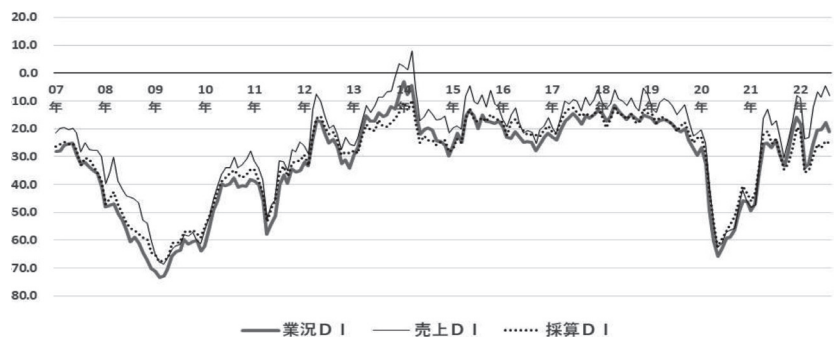
景況調査などの結果をもとに中小企業の経営環境および中小企業の経営状況を明らかにしていきたい。そのうえで、中小企業の経営の悪化をくい止める方策について検討を加えたい。

1 中小企業の業況等の推移

中小企業をめぐる経営環境がどのような状況にあるのかを把握するために、まず、業況等の長期的な推移を確認する。ここでは、日本商工会議所が実施している、商工会議所 LOBO 調査（早期景気観測）の結果を利用する²。同調査を利用するのは、地域や中小企業が「肌で感じる 足元の景気感」や「直面する経営課題」（採用、設備投資、賃金動向等）を全国ベースで毎月調査し、その結果が集計・公表されているからである³。

まず、図表1は、2007年1月から2022年8月までの約15年間の業況DI、売上DI、採算DIの

図表1 業況DI、売上DI、採算DIの推移



業況DI = 「好転」の回答割合 - 「悪化」の回答割合 売上DI = 「増加」の回答割合 - 「減少」の回答割合
採算DI = 「好転」の回答割合 - 「悪化」の回答割合

出所：日本商工会議所ホームページより作成。（<https://cci-lobojcci.or.jp/about>）2022年8月30日参照。

推移を示している。2020年の新型コロナの感染拡大による業況等の落ち込みは、2008年のリーマンショックや2011年の東日本大震災による業況等の落ち込みに匹敵するほど深刻なものであったことがわかる。

さらに細かく2020年前後の状況をふり返ると、2019年には消費税率の引き上げにより業況等が後退していた。そこから回復をみないまま、2020年には日本国内でも新型コロナの感染が拡大し、飲食店や商業施設などに営業時間の短縮や休業要請が出されることになった。また、市民には不要不急の外出をしないことや、企業や労働者には在宅ワークが呼びかけられることになった。このように、経済社会活動が制限されたことにより、中小企業をめぐる業況等も一段と落ち込んでいった。

こうしたなかで中小企業者は、休業補償や家賃補助、雇用調整助成金の助成額の引き上げなどを政府に要求した。しかし、当初、政府はこれらの要求に応じなかったことから、多くの中小企業が経営難に陥っていった⁴。業況等は、第1回目の緊急事態宣言が発令された翌月の2020年5月を底にして改善に向かったが、その後も水面下で推移している。直近では、2022年2月に業況等が

落ち込み、その後は持ち直しつつあるが、売上高DIに比べると採算DIは低迷している。採算の悪化は、中小企業の存続を左右することになるため、その推移を注視していく必要がある。採算DIの低迷に関する問題は、次節でも言及していきたい。

2 中小企業の経営状況

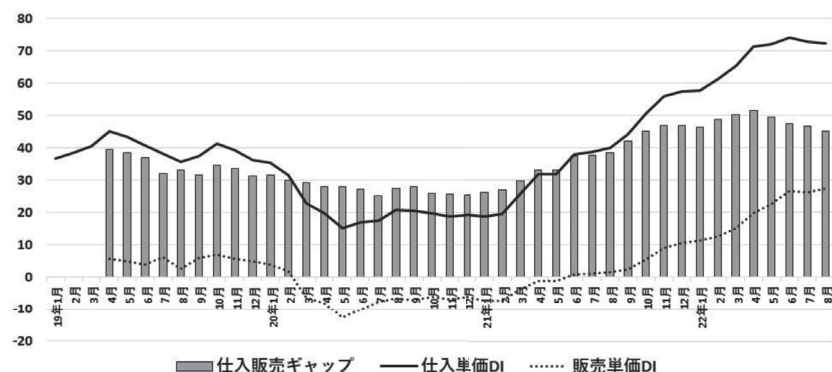
(1) 仕入単価の上昇

新型コロナの感染拡大は、2020年以降も世界各地でくり返し発生しているものの、中国やアメリカなどでは経済が回復し、需要も急速に拡大している。一方、生産や物流の現場では新型コロナの影響が残っているため、原材料や製品・部品などの供給が滞り、価格上昇を招いている。さらに、2022年2月のロシアによるウクライナへの侵攻は、小麦などの穀物やエネルギー不足をもたらしている。

このような原材料や製品・部品価格、さらにはエネルギー価格の高騰は、中小企業の経営を圧迫している。図表2は、仕入単価DIと販売単価DIの推移を表している。仕入単価DIは、2021年

はじめからほぼ一貫して上昇している。一方、販売単価DIも上昇傾向をたどっている。ただし、仕入単価DIと販売単価DIのポイントのギャップは、2021年1月には26.2ポイントであったものが、2022年4月には51.6ポイントまで広がった。その後、仕入販売ギャップは縮小しつつあるが、依然として原材料などの仕入単価の

図表2 仕入単価DIと販売単価DI、仕入販売ギャップの推移



仕入単価DI = 「上昇」の回答割合 - 「低下」の回答割合 販売単価DI = 「上昇」の回答割合 - 「低下」の回答割合
 仕入販売ギャップ = 仕入単価DI - 販売単価DI
 出所：日本商工会議所ホームページより作成。(https://cci-lobojcci.or.jp/about) 2022年8月30日参照。
 仕入単価DIは出所では「低下」の回答割合 - 「上昇」の回答割合として記載されているが、本論では上記のように集計し直している。

上昇分を販売価格に十分に転嫁できていないことがうかがえる。こうしたことが中小企業の採算悪化の原因の一つになっている。

(2) 資金繰りの悪化

続いて、コロナ禍において深刻化した中小企業の資金繰りの状況について取り上げていきたい。図表3は、資金繰りDIの推移を示している。国内で新型コロナウイルスの感染が拡大していった2020年2月から5月にかけて、急激に資金繰りの悪化が進んだことがわかる。営業時間の短縮や休業を余儀なくされた飲食店などを中心に、売上が減少する一方で店舗の家賃や賃金の支払いは継続することにより、資金繰りが厳しくなっていた。

こうしたなかで、中小企業者や中小企業団体のみならず野党各党からも政府に対する中小企業支援を求める声が高まっていった。こうしたことから、政府も中小企業の資金繰り対策に力を入れるようになっていった。その結果、資金繰りDIは、2020年5月を境に上昇に転じている。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大前の水準には回復していない。

後から言及するように、このような資金繰り支援が行われたことにより、コロナ禍における中小企業の倒産件数は比較的に低水準にとどまっていた。しかし、今後、コロナ禍で融資を受けた中小企業の多くが返済時期をむかえることになる。これらの中小企業が返済に耐えうるまで経営体力が回復しているのか見定めていく必要がある。

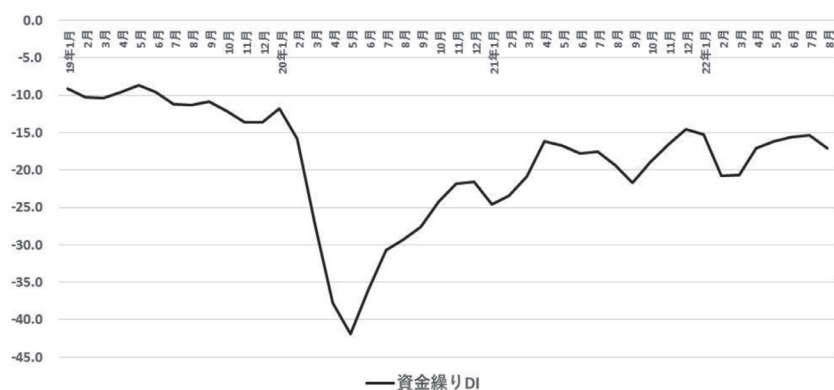
新型コロナの感染拡大にともなう経済社会活動の制限は徐々に緩和されてきたが、それに代わり原材料やエネルギー価格の高騰が経営を圧迫している。こうしたことから、計画通りに返済が進まなくなる中小企業が増加することも予想される⁵。

3 増加基調に転じる倒産件数

続いて、企業の倒産件数についてみていくことにしたい。ここでは、帝国データバンクが公表している「全国企業倒産集計」を取り上げていく⁶。なお、同集計の倒産件数には大企業も含まれているが、企業数の99.7%は中小企業であることから、中小企業の倒産件数とみなして論じていく。

さて、企業の倒産件数は、コロナ禍における資金繰り支援によって、低水準に抑えられてきた。しかし、倒産件数は、増加基調に転じている。図表4は、2019年1月から2022年7月までの倒産件数と、2020年7月から2022年7月までの「コロナ融資後倒産」⁷件数を示している。まず、倒産件数全体をみると、2020年5月は倒産件数が極端に少なくなっている。これは、緊急事態宣言の発令により裁判所などの業務が滞り法的整理の

図表3 資金繰りDIの推移



資金繰りDI = 「好転」の回答割合 - 「悪化」の回答割合

出所：日本商工会議所ホームページより作成。(https://cci-lobojccci.or.jp/about) 2022年8月30日参照。

手続きが減少したことが原因である。その反動で翌月の6月と翌々月の7月には倒産件数が増加しているが、その後は低下をたどっている。ただし、年度末をむかえる2021年3月には倒産件数が増加に転じたが、それ以降はひと月500件前後で推移している。なお、2020年の年間の倒産件数は7,809件と2000年代以降2番目の低水準となった。翌年の2021年の年間の倒産件数は6,015件と、さらに前年を下回っている。

このように、倒産件数は低水準で推移してきたが、ここに来て倒産件数は増加基調に転じようとしている。倒産件数は、2022年5月から7月の3カ月間連続して、前年同月を上回るようになっている。倒産件数に占める割合は少ないながらも、図表4に示したように、「コロナ融資後倒産」は増加傾向にある。今後、コロナ禍で融資を受けた中小企業の多くが返済時期をむかえることになる。そのため、資金繰りがつかなくなった中小企業の倒産が増加する恐れがある。

さらに、原材料等の価格高騰の影響により倒産した、「物価高倒産」⁸も増加している。「物価高倒産」の件数は、2020年が97件、2021年が138件、2022年は7月までで116件となっており、しかも2022年7月の「物価高倒産」の件数は31件と、

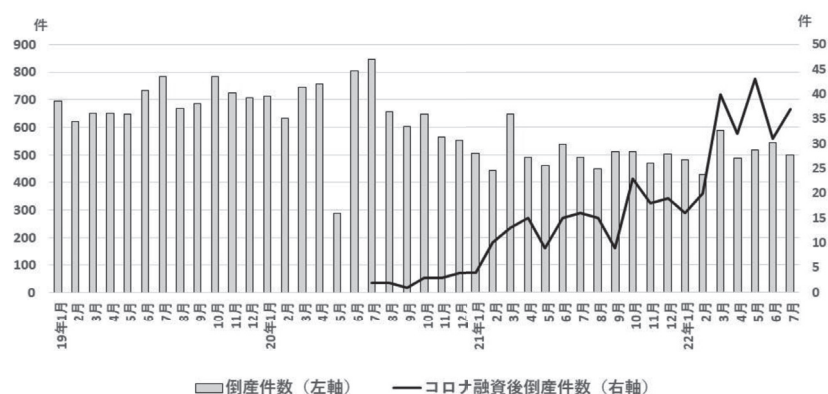
ひと月当たりの件数としては最多を記録した⁹。このように、「コロナ融資後倒産」も「物価高倒産」も増加傾向にあり、倒産件数を押し上げていくことが懸念される。

4 おわりに

これまで述べてきたように、現在、中小企業をめぐる経営環境は、新型コロナの感染拡大による業況等の大幅な落ち込みから回復しつつあるものの、コロナ禍以前の水準には戻っていない。また、業況DIや売上DIと比較すると、採算DIは低迷している。採算DIが低迷する理由の一つとしては、原材料やエネルギー価格が上昇しているにもかかわらず、上昇分を価格に転嫁できていないことがあげられる。こうしたなかで、「物価高倒産」が増加しており、これまで低水準で推移してきた倒産件数も増加基調に転じている。今後、多くの中小企業がコロナ禍で借り入れた資金の返済時期をむかえることになるが、返済の見通しがたっていない中小企業も少なくない。そのため、倒産件数がさらに増加することも予想される。

このような状況を踏まえ、中小企業の経営状況の悪化をくい止める方策について検討しておきたい。

図表4 倒産件数とコロナ融資後倒産の推移



出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計2022年7月報」より作成。（<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/pdf/2207.pdf>）2022年9月3日参照。

第1には、中小企業がコロナ禍で借り入れた資金の返還期間や据置期間の延長に柔軟に対応するなど、資金繰り支援を継続することが必要である。新型コロナの感染拡大による経済社会活動の制限は緩和されつつあるものの、原材料やエネル

ギー価格の上昇など新たな問題に直面しており、当初の返済の見通しも変更せざるを得なくなっているといえよう。もちろん、返還期間や据置期間の延長といったことだけではなく、新型コロナウイルスの感染拡大や原材料やエネルギー価格の上昇に対応するための経営改善に向けた取り組みなどの支援も求められる。

第2には、中小企業が適正に価格転嫁ができるような公平・公正な取引関係を整備していくことが求められる。昨年から政府も「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を策定したり、「価格交渉推進月間」を制定したりするなど、中小企業が価格転嫁を行える環境整備に取り組んでいる。このような取り組みを中小企業や大企業に対して周知を図るとともに、取引の実態を調査したり、下請法に違反したりするような取引が行われないよう監視体制を強化することも重要であると考えられる。

第3には、原材料やエネルギー価格の上昇に対するきめ細かい支援を実施するべきである。既に

多くの自治体において、物価上昇の影響を受けた中小企業に対して一律に支援金を給付したり、業種ごとの特性に合わせた補助金を給付したりしている。原材料やエネルギー価格の上昇が継続するようであれば、これらの支援を継続・拡充することが必要である。このような自治体の取り組みを政府が支えていくことが求められる。

さらに、本論では詳しく触れることはできないが、円安により海外からの原材料やエネルギーの調達が高くなり、中小企業の経営を圧迫している。急速な円安の原因にもなっている金融や為替政策についても、政府は是正を図る必要がある。また、世界経済に混乱をもたらしているロシアによるウクライナへの侵攻を平和的に解決することに貢献することも政府には求めていきたい。

以上のような取り組みは、中小企業や中小企業団体のみならず、政府や自治体、金融機関などが連携しながら進めていくことが不可欠であると考えられる。

(やまもと あつたみ・日本大学商学部教授)

- 1 中小企業庁編『中小企業白書 小規模企業白書 2022年版 上』(https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2022/PDF/chusho.html) 2022年8月30日参照。
- 2 商工会議所 LOBO 調査(早期景観観測)は、338 商工会議所により、約 2,700 企業を対象に実施されている。調査協力商工会議所職員(含む経営指導員)により調査票が配布・回収される。調査期間は、毎月中旬となっている。(https://cci-lobo.jcci.or.jp/about) 2022年8月30日参照。
- 3 出所: 日本商工会議所ホームページ (https://cci-lobo.jcci.or.jp/about) 2022年8月30日参照。
- 4 コロナ感染の拡大期における政府の対策については、山本篤民(2021)「中小企業の廃業・解散」『経済』No.305を参照されたい。
- 5 帝国データバンクが2022年2月14日から28日に全国2万4,213社(有効回答企業数は1万1,562社、回答率47.8%)を対象に行った調査によると、新型コロナウイルス関連の融資について「借りた・借りている」と回答があったのは52.6%となっている。このうち、返済に不安を抱えている企業は9.0%となっている。帝国データバンクホームページ (https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p220308.html) 2022年8月30日参照。
- 6 帝国データバンクの「全国企業倒産集計」で集計されているのは、法的整理(会社更生、民事再生、破産、特別清算)手続きによる倒産のみを集計対象としている。
- 7 コロナ融資後倒産とは、帝国データバンクの「全国企業倒産集計 2022年5月報 別紙号外リポート」による定義で、法的整理(倒産)となった企業のうち、政府系金融機関および民間金融機関による「無利子・無担保融資(コロナ融資、通称:ゼロゼロ融資)」を受けたことが判明した倒産としている。
帝国データバンクホームページ (https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p220604.pdf) 2022年9月3日参照。
- 8 物価高倒産とは、帝国データバンクの「『物価高倒産』動向調査」にもとづくもので、法的整理(倒産)となった企業のうち、原油や燃料、原材料などの「仕入価格上昇」、取引先からの値下げ圧力などで価格転嫁ができなかった「値上げ難」などにより、収益が維持できずに倒産した企業としている。
帝国データバンクホームページ (https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p220802.pdf) 2022年9月3日参照。
- 9 帝国データバンクホームページ (https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p220802.pdf) 2022年9月3日参照。

【単産からの報告】製造業における部品入手 困難な状況と対策

鈴木 透

JMITU（全日本金属製造情報通信労働組合）で組織する職場は中小零細企業が多く業種もさまざまなであるが、産業機器製造の分野で大きな問題となっているのが部品入手困難問題である。問題部品は製品の主要部品というわけではなく、製品からすればアクセサリとでもいうべき補助部品が手に入らずに製品出荷に支障を来す事態を引き起こしている。その実態の特徴と JMITU として取り組んでいる対策を述べたい。

この状況は昨年（2021 年）夏頃より顕著になった。コロナ禍の影響と言われ、一部の電子部品をはじめとする部品が手に入らなくなってきた。まずは、中小零細企業のものづくりにおける部品調達の流れを説明する。

ここでは産業用ロボットの製造を例に取る。ロボットというと多関節を持ったアーム型で自動車を製造しているような姿を思い浮かべるかもしれない。そのようなロボットは複雑な構造と複雑な制御が必要であり、様々な技術の蓄積がなければまともなものはつくれない。すなわち、一定の開発費用を用意できて一定の量をつくらなければ商売として成立しない。よって、このようなロボットを製造できるのは一定規模の企業に限られる。一方、もっと単純化したロボットも存在する。一直線上、あるいはこれを2つ組み合わせると二次元空間を動けるようにしたロボットである。産業機器としては、むしろこのような単純な機構のものを組み合わせることのほうが多く、制御も簡単にコストも安価である。JMITU の中ではこのよ

うなロボットを活用して製品をつくっている職場がいくつかある。

このような、一軸のみが動く単純なロボットを製造する場合を見てみよう。単純とは言ったものの、これをつくるためには数多くの部品が必要である。まず機械部分としては、ロボット本体となる架台、動く部分であるスライダ、スライダをスムーズに動かすためのスライドベアリング、スライダを実際に動かすモーター、モーターの回転を直線運動に変えるボールねじ。さらにモーターを制御する電気部品としてモータードライバ、制御用コンピューター、操作パネル等々、大雑把に見てもこれだけの部品が必要であり、実際には1,000点近くの部品が必要になる。

この部品の中で主要部品と呼べるのは、モーター、スライドベアリング、ボールねじで、この部品によってロボットとしての性能が決まる。これらは専用部品メーカーから購入することになるのだが、単純に手に入るというわけではない。産業機械では必ず使う部品であることから、大企業から零細企業まで、およそすべての機械メーカーの間で取り合いになるからである。部品メーカー側からすれば、さまざまなサイズや性能の部品がある中で、注文が多い部品のために製造ラインを組み替えるのは当然であり、JMITU の職場である中小零細企業職場からの少数注文は後回しにされるケースがある。そのため、なかなかこれらが手に入らないことを前提として、製品受注が決まると同時に主要部品だけ即座に購入手続きをとる

のである。

ところが、昨年来見られるようになったのは思いもかけない部品の入手困難であった。主要部品であるモーターは電気配線をする必要があり、そのためには中継する線を繋ぐコネクタが必要となる。コネクタの単価は数百円程度のものであって、通常は補助部品として大量にストックしている。このコネクタが手に入らない事態となった。

製品の性能に無関係な部品でもあり、手に入る代替品を使えばいいのではと考えるところではあるが、そう簡単にはいかない。同様の製品を今までも作ってきて数多く出荷している中で特定の装置だけコネクタが異なっているとすれば、例えばモーターを交換する修理が必要なとき等、混乱を招く。不要な管理が増えるため部品は統一しておかなければならない。そのため、同型のコネクタを手に入れるためにさまざまな入手経路を模索し、結果的に高価な買い物となってしまう。通常 100 個～1,000 個単位で購入していたものを Amazon 等の通販サイトから 1 個単位で購入する。これだけでも通常ルートから購入する額の 10～20 倍はかかる。海外の怪しげなサイトから 100 倍以上のコストをかけて手に入れた例もあった。

JMITU の職場では、このようなコネクタに代表される樹脂部品だけでなく半導体をはじめとする電子部品の入手困難も数多く報告されている。問題を複雑にしているのは、コネクタのように具体的な部品ではなく、一定の製品としての部品が入手困難となったときに具体的に何が手に入らないかが見えてこないところにもある。前記のロボットの場合では、客先からすればロボットという

部品が手に入らないとなる。この場合、具体的にはコネクタが手に入らないことは見えてこない。JMITU の職場で、液体を送り出すポンプやかき混ぜる攪拌機メーカーがある。ここでは製品を駆動するモーターを購入できずに製品出荷が滞っている。このモーターがなぜ手に入らないのかはモーターメーカーにしかわからない。

JMITU では、昨年秋と今年春にこの問題について経済産業省・中小企業庁との交渉を行った。省庁側も注目している内容であり、材料の入手困難な状況と原因はある程度つかんでいた。例えばコネクタの件は、世界的なナイロン供給不足からくること、半導体は米中貿易摩擦やコロナロックダウンの影響、その他個別の素材についても素材メーカーの問題も把握しているようであった。しかし、実際の製造現場での状況は認識できていないようであった。JMITU としては職場から交渉参加を募って省庁交渉で現場の状況を説明してもらい、現状調査と改善を要求した。

今年も 10 月に省庁交渉を予定している。今年は、経営者に対して部品入手困難な状況に関するアンケートを行い、その内容を集計して交渉に臨む。先に述べたように、一つの部品が手に入らない原因がどの素材／部品にあるのかはその部品メーカーにしかわからない。それを調査し根本原因を見つけ改善するには行政に動いてもらわねばならない。

今年の春闘における賃上げ交渉を見ても、本件は経営側の大きな問題となっている。来春闘に向けてもこの取り組みは重要であると考えている。

(すずき とおる・JMITU 副執行委員長)

【単産からの報告】「トラック運転者」の過労死等防止に向けて

鈴木 正明

貨物自動車運転者における脳・心臓疾患の2021年度の労災支給決定件数は53件で、全業種に占める割合が30.8%と最も高く、雇用者数との対比では全業種の10.3倍に及んでいる（図表）。

このような過労死等の実態が長期間続くもと、2018年に成立した「働き方改革関連法」

では、自動車運転者は5年間の猶予期間が設けられ、猶予後においても時間外労働の上限規制は一般則を大きく上回る休日労働を除いた年間960時間とした。

一方、「働き方改革関連法」では衆参両院において附帯決議が確認され、過労死等を防止する観点で「自動車運転者の労働時間等の改善の

脳・心臓疾患の職種別労災支給決定件数（厚生労働省調べ）

職種	種類	脳・心臓疾患	職種	種類	脳・心臓疾患	職種	種類	脳・心臓疾患
貨物自動車運転者	30.8%	(53件)	貨物自動車運転者	27.3%	(53件)	貨物自動車運転者	22.1%	(65件)
乗用自動車運転者	0%	(0件)	乗用自動車運転者	1.0%	(2件)	乗用自動車運転者	5.1%	(15件)
バス運転者	0%	(0件)	バス運転者	0.5%	(1件)	バス運転者	0.6%	(2件)
全職種	100%	(172件)	全職種	100%	(194件)	全職種	100%	(293件)

脳・心臓疾患の職種別労災支給決定件数（総務省「労働力調査」及び厚労省調べ）

【令和3年度】（2021年度）				【令和2年度】（2020年度）				【平成21年度】（2009年度）			
職種	雇用者数	支給決定件数	全業種の雇用者数に対する支給決定件数割合を1としたときの比率	職種	雇用者数	支給決定件数	全業種の雇用者数に対する支給決定件数割合を1としたときの比率	職種	雇用者数	支給決定件数	全業種の雇用者数に対する支給決定件数割合を1としたときの比率
全業種	6,013万人	172件	1倍	全業種	5,962万人	194件	1倍	全業種	5,457万人	293件	1倍
運輸業、郵便業	339万人	59件	6.1倍	運輸業、郵便業	336万人	58件	5.3倍	運輸業、郵便業	331万人	85件	4.8倍
道路貨物運送業	190万人	56件	10.3倍	道路貨物運送業	188万人	55件	9.0倍	道路貨物運送業	174万人	65件	7.0倍
道路旅客運送業	39万人	0件	0倍	道路旅客運送業	42万人	2件	1.5倍	道路旅客運送業	55万人	19件	6.4倍
建設業	395万人	17件	1.5倍	建設業	402万人	27件	2.1倍	建設業	419万人	30件	1.3倍
医療、福祉	861万人	6件	0.2倍	医療、福祉	837万人	8件	0.3倍	医療、福祉	599万人	9件	0.3倍

ための基準（以下、改善基準告示）」の総拘束時間等の改善について速やかに検討することを明記している。

現行の改善基準告示は年間総拘束時間 3,516 時間、月間拘束時間 293 時間・最大 320 時間まで延長が可能で、脳・心臓疾患の労災認定基準を超える時間外労働や休日労働がおこなわれてきた。また、勤務終了から次の勤務開始までの時間を休息期間＝勤務間インターバルとして、自動車運転者においては 8 時間以上としてきた。このことは、その 8 時間に通勤時間や食事時間などが含まれ、十分な睡眠時間を確保できるものではない。

附帯決議における改善基準告示の見直しは、トラック運転者の長時間労働を改善させることができる重要な機会である。

9 月 27 日、厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会において、トラック・ハイヤー・タクシー・バスの「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の在り方について（報告）」がまとめられた。改善基準告示は 2022 年 12 月に改正され、周知期間を経た 2024 年 4 月に適用となる。

改正内容は、拘束時間について年 3,300 時間を原則としつつも、1 カ月の拘束時間は原則 89 時間の時間外労働が可能な 284 時間とし、例外として年間 6 カ月かつ 284 時間を超える月が 3 カ月を超えて連続しないこととしている。しかしながら、年 3,400 時間、1 カ月の拘束時間を 310 時間まで延長でき、最大 115 時間の時間外労働を許容し、1 カ月の時間外・休日労働時間数が 100 時間未満となるようにとする努力義務になっている。このことは、最大 125 時間の時間外労働から 10 時間短縮したのみで、過労死等防止を考慮した改正とは言い難いもの

だ。

とりわけ 1 日の休息期間では、先行して 3 月にとりまとめられたバス・タクシー運転者の「勤務終了後、継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続 9 時間を下回らないものとする。」とした内容に合わせた。それぞれトラック・タクシー・バスの実態調査をおこない、各作業部会で議論してそれぞれの特性などにもとづき決定すべき内容が、先に決めていたという理由で合わせるのであれば各作業部会の意味をなさない。

また、現在の 8 時間以上としている休息期間を 9 時間とした場合、1 日（始業時刻から起算して 24 時間をいう。以下同じ。）の拘束時間が 15 時間となる。現在では 1 日の拘束時間を原則 13 時間から延長する場合であっても、15 時間を超える回数は 1 週間につき 2 回が限度となっている。しかしながら、とりまとめ報告では、「1 日についての拘束時間は、13 時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1 日についての拘束時間の限度は 15 時間とする。この場合において、1 日についての拘束時間が 14 時間を超える回数（※通達において、1 週間について 3 回以内）を目安として示すこととする。）をできるだけ少なくするよう努めるものとする。」となった。

このことは、14 時間を超える回数を目安として、できるだけという努力義務の範囲であれば、連日 15 時間拘束が可能であり、現在の 14 時間 59 分までと変わりなく、過労死等防止を目的とした拘束時間の短縮になり得ないばかりか、規制の緩和と言わざるを得ない。

一方、例外規定として改善基準告示の新たな考え方である、長距離貨物運送においては週 2 回 8 時間以上とする休息期間が維持され、裏を

返せば1日16時間拘束も引き続き維持されることになる。改善基準告示は近距離運転者よりも長距離貨物運送の運転者を重点対象として、拘束時間や休息期間を規制する側面が強くあったものをより複雑にしたものだと言わざるを得ない。

このようなことは、厚労省が自ら過労死認定基準をも上回る時間外労働を助長し、最も多いトラック運転者の過労死をなくすという観点に立たない重要な問題であると同時に、改善基準告示をさらに形骸化させたものと考えている。

あわせて、国土交通省と改善基準告示の関係では、最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間を「一の運行」として、1週あたり144時間以内の連続運行が2001年に認められ、また、2003年には営業区域が廃止されたことによって、日本中どこでも1週間、自宅や会社に帰らなくても運行ができるようになったことが長時間労働を生む原因の一つとなっている。

車両内ベッドにおける休息を前提とした運行では、重大事故や過労死を生む長時間労働の是正につなげることはできない。このことは「勤務と勤務の間の時間で睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとってまったく自由な時間」ということの定義が十分に周知されずに現在にいたり、車両内ベッドでの休息

という労働慣行を是認していることを改めなければならない。

2024年4月1日の改正改善基準告示の施行とともに、「働き方改革関連法」による年960時間の時間外労働の上限規制が開始する。また、2023年4月1日からは、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が、中小企業においても50%へ引き上げられる。

多くの職場で60時間を超える時間外労働をおこなっているトラックの中小零細企業の職場では、人件費が大幅に増加することから、急激な時間外労働の抑制がおこなわれる可能性がある。長時間労働を前提にした賃金体系が多いトラック職場では、時間外労働割増賃金が減少し、大幅な減収が懸念される。

建交労のトラック職場においては、すでに2024年問題を見越した労使交渉をおこない、労働時間抑制への対応について協議している職場がある一方、現状では俎上に載せることができていない職場も多く存在する。職場内において2024年問題を早期に議論し、経営者への申入れ等の対応が必要であることを組合員に周知し、過労死等防止を目的にした賃金減額のない労働時間の短縮をめざした運動を進めている。

(すずき まさあき・建交労全国トラック部会
事務局長)

【単産からの報告】コロナ禍が加速させた市場縮小と人材高騰——価格転嫁のアピールと新たな指針作り

田村 光龍

1 不可逆的な市場縮小

総務省・経済産業省の「21年経済センサス—活動調査産業別集計」によると、印刷・同関連産業の2020年の出荷額は、従業員4人以上の事業所集計で4兆5,756億円（前年比5.6%減）となり、下げ幅は東日本大震災によるものを超えた。新型コロナウイルスによるダメージの重さが明らかになった。

21年の市場動向は、少なくとも20年よりは改善したが、コロナ前の19年との乖離は小さくないのは間違いない。中小企業では売り上げが19年比で10～15%減となったとする推計もある。22年の改善も力強いとは言えない。

印刷・同関連産業はコロナ前から稼働率が7割程度という設備過剰に悩まされてきた。20年のコロナ禍当初、経済活動停滞による需要減に見舞われた形だが、以降、「新たな生活様式」などとして従前からのデジタル化・紙離れが加速、不可逆的に市場が縮小している。コロナ禍のダメージとともに回復しにくい構造が懸念される。

2 続く労働条件の低下

職場では20年のコロナ禍以降、副業の容認を求める声が高まった。仕事量の激減で、低賃金を長時間労働（残業代）で補うことが成り立たなくなったためだ。雇用調整助成金で基本給は保障されても、残業代がないと暮らせないという声は切

実だ。

長期にわたる市場の縮小は、いつでも設備が過剰であるという状況を招いてきた。そのことが価格交渉力を弱め、印刷単価は下がり続け、賃金水準も下がり続けてきた。「日本語」が障壁となって、製造の海外移転は他産業と異なり大きくは進まなかったのは確かだが、インターネットメディアの台頭や社会インフラのITC活用で、「設備の過剰」が加速した。

多くの職場に定期昇給制度がなく、春闘ごとに賃上げ幅を決めてきたが、バブル崩壊以降、低調な回答によってすでに前年の同じ年齢、同じ勤続年数の労働者の賃金に届かない「もぐりこみ」と呼ばれる事実上の賃下げが常態化していた。かつて劣悪な労働条件で私たちと争議になったこともある印刷通販が価格破壊を行っていることもあり、近年では60歳まで勤めても基本給が30万円に満たない職場が広がっている。定着率の低下や採用の困難という形で顕在化していたが、その上での仕事量の激減＝残業代の激減は、職場を守り、働き続けてきた労働者の暮らしを打ちのめしている。

3 かつてない人材高騰

コロナ禍の困難に加え22年に入り、原材料費の高騰が相次ぎ、職場の持続可能性をさらに削ろうとしている。

用紙代、インク代、その他印刷にかかわる資材

で4月からの値上げが申し入れられた。メーカーの戦略があり一斉とまではならず、タイミングは少しズレたが1～2割といわれる幅で価格が引き上げられている。すべての価格が引き上げられることに加えて、これまでであればメーカー発の値上げがあっても市場の中で揺り戻しも起きてきたが、今回はそれもないとされる。20年近く資材調達にあたるベテランの労働者が「かつてない」事態を迎えていると言う。用紙代に至っては春に続いて今秋・冬にも値上げが表明されており、天井が見えない状況でもある。

職場の努力で呑み込める水準ではなく、価格転嫁しなければ企業、労働者の暮らしも立ち行かない。その緊急性に鑑み、全印総連では値上げが明らかになった1月と、その第2弾が示された7月の2度にわたって価格転嫁のアピールを発信した。経営が「仕事が減っても構わない」構えでの価格転嫁交渉を打ち出す例もある。ただし、公正取引委員会と中小企業庁が5月、21年度の下請法違反被疑事件の処理状況などから取りまとめた「価格転嫁に係る業種分析報告書」の「価格交渉月間アンケート調査及び下請Gメンヒアリング」では、価格転嫁の状況がよくない業種として、印刷は1位のトラック運送に続く2位となっている。価格転嫁が進まないことは、労働条件のさらなる切り下げにつながりかねない状況だ。

22年秋年末闘争では諸物価の高騰から暮らしを守る年末一時金の獲得を目指し、価格転嫁の不全を労働者に押し付けさせない闘いを展開し、23年春夏闘も継続するが、一方、職場を守る視点で、価格転嫁のアピールを強める必要がある。

4 『提言』 持ち闘い続ける

これまでも全印総連は、長期にわたる市場縮小

のもと、労働条件の後退に抗する闘いを展開してきた。労使交渉で生活改善を求め続けてきたのは当然だが、さらに「文字活字文化を支えるに相応しい賃金と労働条件を実現し、印刷出版関連産業の発展と産業民主主義を確立するために」を掲げた『産業政策提言』を2010年に発信、それに基づく運動を展開してきた。

最新の21年7月に改訂した4版では「適正印刷単価の確立と公平な取引条件の確保」「公契約条例(法)制定」「入札制度改善と官公需の適正化」「印刷出版関連産業の育成と振興」「『文字・活字と紙文化』を守り発展させる」と提言しており、暮らし、働き続けられる賃金の確保につながる適正な印刷単価の確立に向けて、とりわけ官公需の入札制度改善につながる公契約運動に力を注いできた。他産別組織あるいは地域組織と連携、官製ワーキングプアの社会問題化や地場産業の保全の価値観の醸成を含めて、実効性の高い公契約条例の制定を求めている。

さらに4版の発信を機に、提言の全面改訂を決定した。公契約運動などの重要性は変わらないが、コロナ禍で加速する産業さらには職場の危機に向き合う指針とする構えだ。限られたメンバーにとどめず、多くの組合員の声を集める運動体としての機能を持たせた議論を進めている。改訂の決定以降に今回の資材高騰が顕在化し、改訂に向けた議論の場がそれに対する当面の施策の発信拠点となっている。

社会の変容を捉えつつ、職場の持続可能性の観点から現時点では公正や公平とはいえない取引慣行など、官公需に加えて民間取引の適正化にアプローチすることが検討されている。

(たむら みつたか・全印総連書記長)

【単産からの報告】全国一律最低賃金 1500 円以上をめざした「最賃署名」のとりくみ

渡辺 利賀

全国生協労働組合連合会（生協労連）は、全国の生協及び生協関連ではたらくなかまを組織している。現在の組織人数は約 65,000 人で、うち 40,000 人余りの約 6 割がパートなど時間給で働くなかま。運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現、どこでもだれでも 8 時間働いたら暮らせる社会、全国一律最低賃金制度の確立と、最低賃金 1500 円以上をめざしている。

生協労連では、重点課題でもある最低賃金の引き上げのために、2021 年度は「全国一律最低賃金制度の実現を求める」請願署名 10 万筆をめざしてとりくんだ。全国のなかまと意思統一を図るために、昨年の秋には「最賃闘争交流決起集会」をおこない、それぞれの地連や単組での署名数の目標を立てた。あわせて、最賃のとりくみ状況は署名に限らず、駅頭などでおこなう宣伝行動、最低生計費試算調査のとりくみや、自治体への要請行動、各地での最低賃金審議会にむけた行動など「最賃のとりくみ重点集約表」で毎月の進捗状況を把握することとした。

今回のとりくみの大きな特徴として、最賃署名の推進のために「最賃署名チャレンジャー」50 筆、100 筆のエントリーを募り、全国から 138 人がエントリーし、各自で目標枚数を決め、署名を達成したなかまが多数出た。これまでも各単組で職場や地域などでもとりくんできた署名だが、今回の「最賃署名チャレンジャー」は、同じやり方では目標に到達しないと、さまざまな工夫をおこなっ

た。チャレンジャー各自の特徴的なとりくみの一部を紹介する。

「現在、在宅勤務で事務所出勤の日程の制限などがあり、署名集めの時間が取れない、用紙を渡しても個人情報保護から不在の時の回収について不安がありましたが、事務所の出勤の日の昼休みに最賃署名のとりくみをしました。署名用紙を出勤している人に直接一人ひとりに手渡し、本人だけではなく家族の署名も記入してもらうようお願いしました。正規の 2 年目の人の意見で『もっと給料が上がってほしい、使いすぎかな?』という声がありました。そこで『最賃が全体的に上がれば正規も上がるよ。だから署名お願いしますね』と声がけして記入してもらいました」

「最賃署名チャレンジャーに 4 人（100 筆 1 人、50 筆 3 人）が登録しました。署名にとりくむうえで確認したことがあります。それは『チャレンジャーは労組員以外から署名を集めよう』ということです。娘の働くデパートの従業員、孫の通う看護師学校の生徒たちやアルバイト先の同僚、夫の通う床屋さん、隣近所の人たちなど、家族や地域、職場 OB などのつながりを頼りに、頭に浮かんだ人に片っ端から声をかけて、現在目標の 100 筆を大きく上回って 180 筆！生協・九条の会の集まりでのこと。地域で人気の産直販売店を数店舗営む、生協 OB の経営者であるなかまに署名を頼んでみました。経営者なので遠慮気味にお願いしたのですが、

『店長会議でみんなに書いてもらうから!』と持ち帰り、たくさん集めてくれました。これまで署名を頼んで断られた人はいません。『最低賃金を全国一律に! 最賃の大幅引き上げを!』は、大人から子どもまでみんなの願いになっています。ダブルスコア 200 筆めざしてがんばります!」

「うちの単組では、新たに 1 分会が目標の『署名数』を達成しました。全体では、57.6%の達成率です。あと 764 筆で単組目標の 1800 筆を達成します。達成分会には引きつづき、お菓子をプレゼント。『最賃署名チャレンジャー』にエントリーしたなかま 5 人がすでに目標を達成しています。『最賃署名』は 2 月までの集約をめざしてさらに声がけします」

それぞれのとりくみの工夫はほんの一部だが、これまでと違うのは、職場内だけの広がりではなく、知人、友人をはじめ各地域にも最低賃金全国一律制度にむけた運動と、その重要性がさらに広がったことだと思う。最終的には 5 月末時点で

39,417 筆の集約となり、かかげた目標の 10 万筆を達成することはできなかったが、2020 年度の 26,658 筆を大きく上回る結果となった。

集めた「最賃署名」は、紹介議員のとりつけのために署名のとりくみと同様に、全国の各地域で 2022 年の年明けから 700 人を超える地元の国会議員要請行動をおこなった。まずは要請懇談のアポ取りの電話かけからはじめ、生協労連が毎年作成している「パート労働黒書」を持参し、最賃近傍で働くなかまの声を紹介した。「要請に賛同し、紹介議員になる」「紹介議員にはならない」の回答をふくめて、5 月末までに 66 人の国会議員から回答用紙が届いた。また、5 月におこなった中央行動では、各自が集めた「最賃署名」を国会議員に届ける行動に生協労連から 96 人が参加した。地元の国会議員要請行動のとりくみは、昨年もおこなったが、それぞれの地域の地元の国会議員事務所を訪問するため「中央行動などで、東京の国会議員事務所訪問をおこなった時より話を聞く時間を取ってくれる」「直接国会議員とも話ができ」など、手ごたえのあるものになってきている。

各単組では春闘期の忙しい時期と、新型コロナウイルス感染拡大もあり大変な中だったが、全国各地のとりくみの工夫をさらに広げて、引きつづき 2022 年度の全国一律最低賃金 1500 円以上の運動を大きく盛り上げていく。

(わたなべ りか・生協労連書記次長)

2021年度 生協労連
「最賃署名チャレンジャー」ニュース No.13
2022年2月4日 生協労連書記局

～最賃署名 10 万筆をめざして～

北海道地連 目標の 1,000 筆を達成!

北海道地連は「最賃署名」目標 1,000 筆（組織人数の約 2 倍）をめざして署名にとりくんできました。900 筆をこえたところで『目標の数字がみえてきました!』これまでとりくめていなかった単組にも話をして、この最賃署名は全単組が目標をたてることができました。目標の 1,000 筆は必ず達成しようとならためてとりくみをすすめました。「昔であれば家族の名前も記入してくれていたが、慣れていない人もいます。今後もしっかりすすめていく」と、地連で確認もしています。 <北大生協パート労組 佐藤美奈さんより>

目標まであと 594 筆!

大阪いすみ市民生協労働組合では、新たに 10 分会が目標の「署名数」を達成し合計 30 分会が目標を達成しました。全体では、67.0%の達成率です。あと 594 筆で単組目標の 1800 筆を達成します。あと少して達成する分会には、再度署名を送っています。達成分会には引きつづき、お菓子をプレゼント。「最賃署名」は 2 月 18 日の集約をめざしてさらに声がけします。 <最賃署名推進ニュースより>

全国からの「最賃署名チャレンジャー」のとりくみ情報をお寄せください。(写真もお願いします)

パート労働黒書 No.9

最賃賃金は全国一律 1,500 円以上に!

人間らしく働き、暮らすために
正規と非正規の格差解消、均等待遇を前進させよう!

雇用の原則は「均等待遇」と「無差別雇用」

2022年1月 全国生協労働組合連合会

【単産からの報告】建設資材の高騰、資材不足に対する東京土建の取り組み

北川 誠太郎

1 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う建設産業への影響

建設産業は長時間労働、低賃金をめぐる課題から国内労働者の入職が減り続け、高齢化と後継者不足の問題を抱えてきた。そうした状況の中、新型コロナウイルス感染拡大により、労働者の解雇や事業所の廃業などにつながる大きな影響を与えた。また国内労働者が不足している状況に対して外国人技能実習生制度などで対応した結果、入国が厳しくなったため事業が順調な事業者も労働者の確保に関する影響を受けることとなった。新型コロナにより建設資材や労働者を国内できちんと対応できるようにしないと、国際的な情勢の影響で左右される弱い産業になることが明確になったことが特徴といえる。

2 「建設資材の不足」に対する運動を「建設アクション」として労働組合による共同の取り組みとして取り組む

住宅設備機器や冷暖房機器、建具の部材など建設資材の不足はすでに2020年3月には表面化していた。新型コロナ感染による影響で、中国やアジア諸国の工場の生産が停止あるいは限定的な工場の稼働となったことが一因だ。このことにより、建設資材の供給に遅れが発生し、引き渡しができず、代金回収への影響が発生した。

東京土建は20年4月1日に建設資材の不足による影響で「引き渡しをすることができない」「検査済証の発行ができず、ローンの実行がされない」などの状況に対して「金融機関に対する柔軟な融資の実行」を求め、「建設資材」の国内生産を後押しする施策を求める「建設労働者と中小零細事業所の支援及び建設産業発展のための緊急の要望提言」を提起した。

その後、建設木材・建設資材の安定的な供給を求める取り組みとして東京土建は埼玉土建、神奈川県連、千葉土建をはじめとした共闘団体との「建設アクション」としての運動を展開することとなった。

3 建設木材不足に対する林野庁に向けた取り組み

日本集成材工業協同組合は2021年3月29日に「構造用集成材について新型コロナによる世界的なDIYブームによる需要拡大、米国の住宅着工戸数が高水準にあることからコンテナが米国、中国に集中している」と状況について通知した。日本の建設業への影響が懸念される事態となった。

東京土建は全建総連とともに、21年9月から林野庁の「国産材の安定供給に向けた需給情報連絡協議会」の委員となり、21年度に3回、22年度も6月に木材の安定供給について協議を重ねた。その結果、22年度予算の予備費で「国産材の安定供給体制の構築」のため40億2,400万円

の確保につながった。

東京都に対しても、東京都連と共に都市整備局などに「多摩産材の活用などを求める」交渉を数度にわたり行った。21年5月31日には多摩産材情報センターでの現地情報の確認、22年6月には多摩産材の主伐地や木材の加工現場の見学を行い実態の把握に努めた。

東京土建では木材の安定供給のためには国際情勢に左右されない供給体制を築くことが重要であり、そのためには国産材の活用は欠かせないと考えている。継続的に国や都、そして自治体に対して本部と支部でそれぞれの立場で木材と建設資材の安定供給を求める要請を進めていく方針である。

4 建設資材不足に対する経済産業省・中小企業庁に向けた取り組み

建設資材の不足は納品時期が見えず工期に影響を与え、価格の高騰から価格転嫁の問題となっている。価格転嫁の問題については、関係する省庁から21年12月27日には「転嫁円滑施策パッケージ」、22年2月10日には「取引適正化に向けた5つの取り組み」を公表した。しかしその後、ウクライナへのロシアの侵略によりさらに深刻な状況となった。全建総連のアンケートでは価格の転嫁は工務店が一部または全額しているという回答が59.7%に上っており、更には建設資材の納品遅延による「工期を延ばした」「キャンセルになった」のは新築で75.8%、リフォームで88.0%であった。

こうした状況から、22年2月25日に「建設アクション」として経済産業省交渉を行った。経産省から「国境を越えた資材の安定供給について国

内生産化の働きかけを進め、当面は代替調達で対応をする」という回答を得た。しかし、一向に事態の解決が図られていないことから6月2日に再度、建設アクションによる経産省交渉を行った。仲間からの情報提供をもとに「大手には建設資材は安価で供給されており、納期も守られている。一方で、小零細事業所は資材を高価で仕入れ納期も約束されていない」という厳しい現場の実態を訴えた。小零細事業所が厳しい環境の中で事業運営を迫られている事態に対し、早期の解決を強く求めた。経産省からは「今日の意見を踏まえて対応を講じていきたい」と回答があった。

終わりに

東京土建では、組合員のコロナに関する生活と仕事に関する総合的な相談対応に20年4月から取り組んでいる。22年5月までに累計で2万5,094件の相談対応をした。直近の4月も1,279件、5月は1,096件と多くの相談が寄せられている。事業を支援する制度として事業復活支援金は6月17日で申請受付を終了し、雇用調整助成金も給付額が縮小している。返済を必要とする融資ではなく、事業を支え、生活を守る公的な支援制度が必要だ。建設産業では建設資材が大きく引き上がっていることから、売り上げは減少しなくても利益が大幅に減少する事態になっている。従来の売り上げの減少による給付要件に代わる新たな支援制度の創設が望まれる。

(きたがわ せいitarou・東京土建一般労働組合書記次長)

【中小企業の立場から】中小企業が直面する 諸課題と中小企業家の取り組み

平田 美穂

コロナ禍は3年にわたり、パンデミックによる「コロナショック」、その後の「ニューノーマル」と言われる新たな社会への変容が起きてくる中、変化への対応や優越的地位を利用するなどして発展成長している企業もあれば、その一方で、立場の弱い企業や人々へのしわ寄せが浮き彫りになり、格差が広がっている。

さらに、ウクライナ侵攻や円安などによる、原材料費や電力料金の高騰、人材不足、最賃引き上げなどに伴う賃金上昇の中、緊急融資の返済が始まり、破綻の危機に瀕する中小企業が増えている。

中小企業家同友会全国協議会（中同協）は47都道府県にある中小企業家同友会の協議体で、46,426名（8月1日現在）の会員数である。

2020年3月に発足した中同協新型コロナウイルス対策本部は、これまで6回にわたる会員企業の影響調査を実施するとともに、10次の政策・要望提言を発表し、会員に向けては、危機に対応する企業づくりのあり方などについて4回「会長談話」を発表。また4月には価格転嫁と資金繰り問題で会員に向け本部長談話も発表した。

1 会員企業に見る景況感

今年4～6月期の景況調査（2,200社中892社回答、サンプル調査）は、「指標は好転するも、懸念は募る～原材料費等の仕入額は急上昇へ」とし、「経営上の問題点」では、「仕入単価の上昇」の回答割合は、8期連続で上昇した。全ての業種、

企業規模、地域で「仕入単価の上昇」が続いており、影響は広範囲に及んでいる。

業況判断DI（「好転」－「悪化」割合）は $\Delta 7 \rightarrow 6$ 、足元の景況を示す業況水準DI（「良い」－「悪い」割合）は $\Delta 12 \rightarrow \Delta 3$ などと、前回悪化した主要指標はすべてコロナ前に近い状況に回復した。

しかし、仕入単価は本調査開始以来最大水準にあり、経営の中心課題は価格転嫁となっている。

また、現在実施している「「コロナ禍における中小企業の金融に関する特別調査」（WEB回答、1,287社回答）の中間報告（8月16日）では、キャッシュフロー「黒字」は42%、「赤字」は21%で、56%の企業で「持続化給付金（経済産業省）」、「雇用調整助成金（厚生労働省）」と「地方自治体による補助金、助成金」は32%の企業が活用している。

2 厳しい価格転嫁

今年2月に実施した「新型コロナウイルスに関する国への緊急要望アンケート」結果（47都道府県1,941社回答）では、新型コロナの実質無利子・無担保融資は63%の企業が受けており、返済が始まっている企業は45%に上る。45%中11%が「資金繰りが厳しい」としており、4社に1社は返済に苦慮している。また今後返済が始まる55%中17%、3社に1社がリスクもしくは借り換えを希望している。

価格転嫁問題については「原材料費の高騰分」

(図1)と「賃上げ分」(図2)に分けて聞いた。いずれも8割を超える企業が価格転嫁にいたっていないことがわかる。

原材料費の転嫁は運輸・倉庫業が最もできておらず、次いで専門サービス業となっている。専門サービス業の業況は良い方だが、仕事が増えている割に採算がとれていないことが見て取れる(図3)。

「賃上げ分」の転嫁は、さらに価格転嫁が難しく、全く「転嫁できていない」企業が49%で、「原材料費の高騰分」が「転嫁できていない」とする32%を大きく上回っており、「一部転嫁」も21%程度で原材料費36%よりも15%も下回っている。

最賃の引き上げについて、会として反対の立場はとっていないが、公正な取引環境、社会保険料の減免、地域間格差の是正や130万円の壁などは

図1 価格転嫁（原材料の高騰）

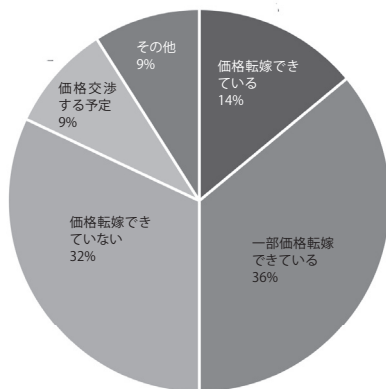
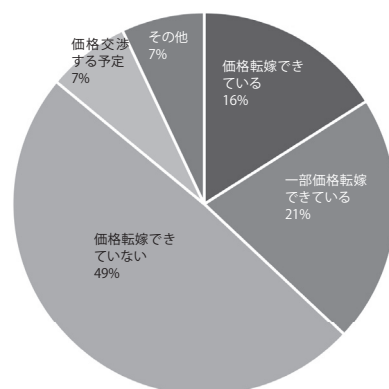
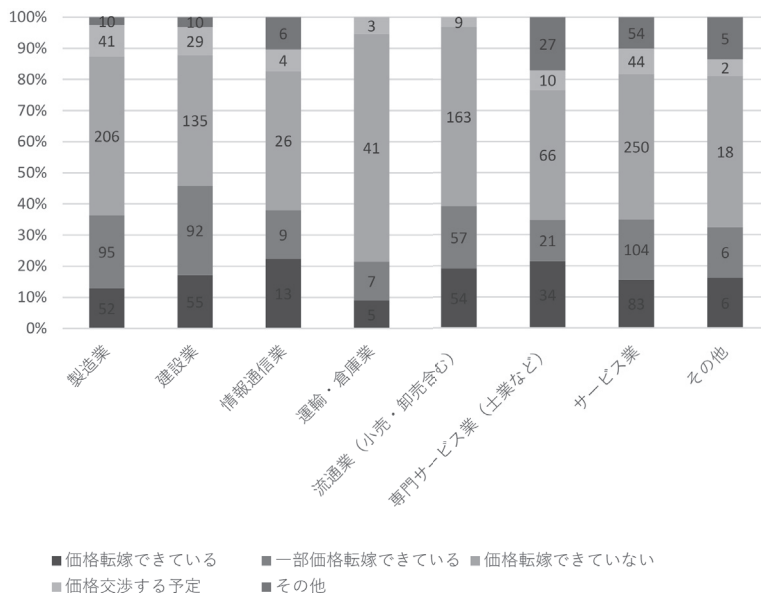


図2 価格転嫁（賃上げ分）



資料：中同協「新型コロナウイルスに関する国への緊急要望アンケート」結果（2022年3月1日発表）より。

図3 価格転嫁（賃上げ分・業種別） n=回答数



資料：図1と同じ。

課題であると考えている。

3 消費税インボイス制度理解できていない企業が3割

消費税インボイス制度への対応は、「制度を理解できていない」とする企業が29%、適格請求書等発行事業者登録をして対応を進めている企業は16%程度。規模別には10人未満の企業の対応が遅れている。「国への要望」のコメントで、自社だけでなく取引先のインボイス制度への対応の不安、事務負担増加、廃業も懸念されており、電子帳簿方式とともに凍結・延期を求める声が多い。

その他の要望では、原材料・資材・石油の価格高騰の抑制、雇用を維持するための社会保険料の減免、納税猶予期間の延長などを求める声が多い。また、新事業展開にあたってのデジタル化、DX化の支援や事業再構築補助金、事業復活支援金の枠の拡大を求める声もある。

コロナ禍で10次にわたる政策要望・提言

中同協は、1969年設立以来、自助努力による経営の安定・発展を図るとともに、中小企業をとりまく経営環境の是正に努めている。「雇用と地域社会を守り、日本経済の崩壊を防ぐためには、中小企業の維持・発展が不可欠」という立ち位置から、コロナ禍での調査にもとづき、10次にわたる国への政策要望*を発表。所轄官庁や国会各政党と懇談を重ねてきた。

在宅勤務などができない現場を抱える中小企業の中には、感染者や濃厚接触者の増加で、「工場が回らない」「現場が止まる」などの状況もあり、厳しい局面を乗り切ろうと奮闘している中小企業・小規模事業者の存在意義と重要性を国民に訴えけるとともに、柔軟で迅速な支援の取り組みを進めることを政府に強く訴えた。

第10次要望は以下の9点にわたるものである。

1. PCR検査の体制の強化とワクチン接種の加速化。
2. ゼロゼロ融資の返済猶予期間の延長と借り換え時の対応。
3. 金融機関に対し、中小・小規模事業者積極的に返済条件変更に応じ、長期資本性ローンや経営支援を行う施策の実施。
4. 雇用調整助成金特例措置のさらなる延長。その財源の国庫からの措置。
5. 甚大な影響を受けている企業への支援を早急かつ計画的に明示し、Go To事業を中小企業の事業活性化に結びつける。
6. 仕入れや人件費、消費税等の価格転嫁に対する指導の強化。
7. 中小企業の社会保険料の減免。事業主負担分や税金の納付猶予期間の延長。
8. 消費税のインボイス制度の導入の凍結。
9. 回復需要を担える前向きな投資活動の推進。公共調達の中小企業優先発注。事業再構築補助金制度の延長・要件緩和。

10次にわたる要望は、国会やマスコミでも取り上げられ、第10次については8のインボイスを除いて積極的に政策的に対応がすすめられている。

* 2020年3月4日（第1次）、3月31日（第2次）、4月20日（第3次）、5月25日（第4次）、10月13日（第5次）、2021年1月8日（第6次）、2月12日（第7次）、8月24日（第8次）、11月22日（第9次）、2022年2月25日（第10次）

4 参議院選挙に向けた政党アンケート

7月の参議院選挙前には、各政党に対し「各党の中小企業政策に関するアンケート」を以下の5点にわたる質問項目にて実施し、6月21日にホー

ムページ上で発表し、会員に周知した。

1. 中小企業憲章の国会決議や中小企業振興について
 2. 公平・公正な取引環境の実現に向けた原材料・資材の高騰分や賃上げ分の価格転嫁対策について
 3. 中小企業の発展と、最低賃金引き上げを両立させる具体的政策対応について
 4. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入について
 5. 中小企業の事業再構築支援策について
- それぞれの政党が考える中小企業像や対応が現れ、自助努力を基本とする同友会の姿勢を尊重しつつ、インボイスについては意見が分かれた。

5 原材料費や電力料金の高騰などで緊急要望・提言

選挙後の7-8月にかけて価格転嫁問題と電力料金の問題で緊急要望も発表し、毎年発表している年度の要望・提言とともに、国会各政党と懇談を行った。いずれの政党からも中小企業の厳しい現状と要望提言に理解が示されている。

7月4日に発表した「中小企業家の緊急要望・提言 急激な原材料・資材や電気代高騰、電気需給への対策・支援策を」とする要望・提言は、「1. 急激な物価上昇・資材高騰の抑制、価格転嫁・公正な取引への対策・支援を求めます」として、価格転嫁の促進や不正取引への罰則強化などを求めた4点。「2. 電力・エネルギーが逼迫しない発電体制の早急な整備、電気代高騰への対応・支援を求めます」では発電体制の整備や地域エネルギー自給率向上など4点を掲げた。

また、年度の要望・提言である「2023年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言」（11

項目、A4判2ページ）および「2023年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言」（13項目、A4判40ページ）も一緒に各政党や中小企業庁に持ち込み懇談してきた。

6 会員への呼びかけ

中同協として国への働きかけを強めるとともに、会としては日常的な月例会（年間約6,000回）や経営指針成文化・実践セミナー（毎年1,200-1,500名修了）など、「活動を止めない」とコロナでダメージの大きかった業界の経営者も積極的に誘い、2020年夏までにはオンラインで活動を再開する同友会が増え、「激動をよき友に」強じんな企業体質となるよう、中同協として2020年3月から会長やコロナ対策本部長談話などを出して励ました。

直近の談話は、中同協コロナ対策本部長談話「現状分析を急ぎ、資金繰りと価格転嫁対策の具体化を」を新年度すぐの4月1日に発表した。

全会員に向けて、本部長から資金繰りと価格転嫁対策を急ぐことを呼びかけた。「各同友会で第10次緊急要望・提言とともに、会員にとどまらず地域の経営者にも呼び掛け、また行政にも働きかけ、中小企業や地域を守ろう」と訴えた。

本談話の内容は「現状分析を急ぎ、資金繰りと価格転嫁対策の具体化を」として、中小企業としてこの変化への対応はできているのか、自主・自立の精神で、大きな変化の波をとらえ、新たな年度にあたって、改めて企業づくりの強化のために以下の4点を呼びかけた。

1. 自社の現状を月次、週次、日次で把握し、課題を明確にして都度対策を。
2. 価格転嫁を急ぎ、都度価格交渉を積極的に行う。販売チャネルを増やすべく、発信力を強化。

3. 資金繰り表を見直し、リスクと借り換え、資本性ローンなどについて早急に研究し、活用。金融機関との関係構築のためには企業側の情報開示。経営指針をもとに経済産業省のローカルベンチマーク、内閣府の経営デザインシートを「共通言語」として活用を。

4. 経営者は孤独ではありません。一人で悩まず同友会で相談し、さまざまな苦難を乗り越えてきた仲間や先輩経営者の教訓に学ぼう。

この4点の呼びかけの最後には「厳しい時代ではありますが、『激動をよき友に』この苦境を、全社一丸の力とし、仲間とともに乗り越えていきましょう」としている。

まとめ

自主・自立を大事にする同友会の姿勢は、企業づくりにおいても、地域づくりにおいても新たな可能性を切り開くものである。中同協では2019年に「同友会運動の将来展望（10年ビジョン）」を発表し、①一人ひとりのすばらしさが発揮でき

る企業づくり、②中小企業憲章の精神を体現し広める、③強靱な組織づくり、④同友会理念の実践と世界への発信を打ち出した。

コロナ禍の経験と同友会の活動は、「1社もつぶさない」「活動を止めない」という対策本部発足直後からの連帯の精神の発揮と、「雇用を守り、地域を守る」と、会内で声かけあい、外部機関と連携して、窮状に立ち向かい地域全体で取り組むなど、10年ビジョンを豊かに裏付けるものともなった。

会長談話や本部長談話で会員に呼びかけるとともに、調査や要望・提言を通じて対外発信・連携を強化し、中小企業庁や金融庁、国会各政党、金融機関の全国組織や中小企業団体、労働団体、報道機関との関係性を広げている。

ポスト・コロナにおける同友会運動は、日本の未来、地域の未来における中小企業の役割を踏まえ、「三つの目的」「自主・民主・連帯の精神」「国民や地域と歩む中小企業」の理念を、確実に実践していくことが求められている。

（ひらた みほ・中小企業家同友会全国協議会政策
広報局長）

※本稿は8月下旬に執筆されたものです（肩書は執筆当時のものです）。

【中小企業の立場から】第7波のコロナ禍で異常な物価高騰。中小企業を守る緊急対策待ったなし！

藤田 信好

はじめに

既に2年半を超える長引くコロナ禍に加え、原油・資材高騰・物価高騰が中小企業者の暮らしと営業に大きな苦難をもたらしている。

全国商工団体連合会附属中小商工業研究所では「営業動向調査」を年2回実施（3月、9月）している。2022年の上期調査の実施は2月16日～3月19日である。コロナパンデミックの感染拡大は第6波のピークを過ぎ、徐々に低減する兆しが表れてきた頃であった。1日当たりの感染者数は2月16日90,806人、3月16日は57,817人と低下が見られた。

その矢先、緊張が高まっていたウクライナ情勢が急激に悪化する。2月24日にはロシアによるウクライナ侵攻が開始され、その影響が直撃する。

周知のように、我が国はロシアからエネルギーや鉱物資源、農産物など多くを輸入しており、直後からガソリン価格や電気料金、小麦粉やパン、食用油など幅広い商品の値上げが相次ぐ。総務省が8月19日に発表した消費者物価指数では、11ヵ月連続の上昇で2%超は4ヵ月連続。物価高騰はウクライナ情勢ばかりでなく、アベノミクスの異次元の低金利政策や最賃の引き上げなどの影響もあってのものだが、生鮮食品は前年同月比8.3%、生鮮を除く食品は3.7%、電気代やガス、ガソリンなどエネルギー関連は16.2%アップなど大きな影響が広がっている。

さらに、沈静化するかに見えた感染拡大は7月初旬から急激な上昇に転じ、本稿執筆時点の8月中旬の新規感染者数は20万人を超え、昨冬のピークの2倍を超える。それにもかかわらず、岸田内閣のコロナ対策はなりゆきまかせて、「社会経済活動の維持」を優先し医療のひっ迫を回避すべき手立ても講じていない。感染者は必要な医療も受けられず、自宅療養を強いられる事態も常態化している。

第7波の感染爆発の渦中で自治体がコロナ対策として講じうる措置は、「医療の負荷の増大が認められる場合に、地域の実情に応じて、都道府県が「BA.5対策強化宣言」を行い、すでにおなじみになった感染防止対策への「協力要請又は呼びかけ」を住民や事業者に求める程度になっている。緊急事態宣言は21年9月30日に終了。その後のまん延防止重点措置も3月21日に終了した。「宣言」にともなって講じられてきた事業者への協礼金、事業復活支援金もともに打ち切られている。

今、中小企業者は、コロナ禍、物価・資材高騰、円安の三重苦にあり、しかもコロナ禍で講じられてきた支援も打ち切られている。「下期営業動向調査」（9月初旬の予定）ではこの実態が集約されることになるが、当調査はその入口期にあたり、その実態は端緒的にしか反映されていない。その制約を補うための緊急アンケートも紹介しながら、三重苦の特徴と求められる対策、そしてそれに呼応し民商・全商連がすすめてきた取り組みを紹介したい。

1 続くコロナ禍で資材物価高騰―「経験したことのない苦境」

「2022年上期（3月）営業動向調査」の最大の特徴は、原材料・商品の仕入れ値の急上昇である。原材料・商品の仕入れ値DI値（注）は、前々期21年上期36.7から前期22年下期に60.1、今期22年上期は75.6と、2期連続で上昇した。リーマン・ショックが起きた過去のピーク（08年下期の80.4）に次ぐ値である。モニターからは、原材料やガソリン・軽油等の価格上昇の実態が多数寄せられ、建設資材等の物不足などで仕事が回せないなど厳しい経営環境が伺える。「販売価格（単価）引き上げ」20.7%など経営努力も行われるが、利益DI値は低迷している。急激な仕入れ値の上昇にもかかわらず価格への転嫁が進んでいないことが分かる。

総合的経営判断DI値は、マイナス55.9で前期と比べ5.3ポイントの改善がみられた。業種別に見ると金属製品・機械器具製造、サービス業、食品・繊維・木製品・印刷関連製造の3業種で改善傾向が見られる、建設業、宿泊・飲食業の2業種は新型コロナウイルス感染症不況から抜け出せていない。

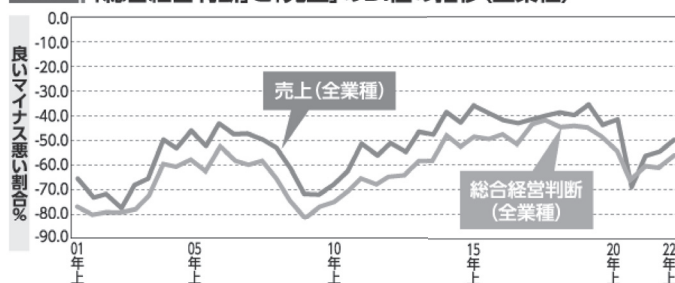
売上DIも全体マイナス49.7で前期から4.7改善である。しかし、原材料・商品の仕入れDI値が全業種で上昇している。食料・繊維・木製品・印刷関連では26.0ポイント上昇し79.4に。商業・流通は20.5ポイントの上昇で65.4に。宿泊・飲食業は17.1ポイント上がり81.5、建設業は13.2ポイントのアップで84.4。サービス業は10.2アップで60.2などで

ある（図1、2参照）。コロナの感染拡大が減少傾向にあったことが要因と考えられる。総合経営判断や売上高の改善傾向がうかがわれるも、仕入れDI値の上昇が利益DIを引き下げる要因になっている。次期経営見通しDI値も全体でマイナス44.2と2.2ポイントの悪化を見通している。

上期調査後、前述の三重苦のなか、事業者・会員から、「これまで経験したことのない厳しさ」が指摘された状況となった。民商・全商連は緊急アンケート実施を提起し、実態の掌握を現在進めているところである。いち早く取り組みを開始した広島県商工団体連合会の「営業動向調査」（以下、「広島県調査」）の中間集約が手元にある。経営実態の厳しさとともに事業存続のためには、資金等の確保への柔軟な資金繰り支援や、固定費を補助する直接支援策等が緊急に求められていることが明らかになっている。次の章では、現下の経営実態と支援のあり方について検討したい。

図1 各種DI値の推移

グラフ1 「総合経営判断」と「売上」のDI値の推移（全業種）



グラフ2 原材料・商品の仕入れDI値の推移（全業種）



資料：全商連付属・中小商工業研究所「営業動向調査」より

図2 2022年上期の各数値(カッコ内は前期)

総合経営判断DI値 ▲55.9(▲61.2) 5.3ポイント改善。業種別では3業種が改善、2業種が悪化、1業種が横ばい。
売上DI値 ▲49.7(▲54.4) 4.7ポイント改善。3業種が改善、1業種が悪化、2業種が横ばい。
単価・マージンDI値 ▲6.8(▲8.7)
原材料・商品の仕入値DI値 75.6(60.1) DI値は15.5ポイント上昇した。この値は、過去のピーク(08年下期80.4)に次ぐ。全6業種で著しく上昇。前期調査から2期連続で急上昇している。
利益DI値 ▲55.9(▲56.5) わずかな動きがあるが、横ばいといってよい。原材料等の仕入れ値の急上昇が影響し、利益が出ていない。業種別では1業種が改善、3業種が悪化、2業種が横ばい。
次期の経営見通しDI値 ▲44.2(▲42.0) 約半数が次期経営判断で悪化を見通す。業種別では、1業種以外の残り5業種が経営悪化を予測する。

II 調査概要

調査期間
2月16日～3月19日
有効回答
679人(調査対象モニター人数:47都道府県1190人、有効回答率57.1%)
業種構成(新6業種分類)
①建設業(建築設計含む) 26.7%
②食料・繊維・木製品・印刷関連製造業10.6%
③金属製品・機械器具製造業14.8%
④流通・商業20.1%
⑤宿泊・飲食業8.4%
⑥サービス業19.4%
事業形態
個人61.8%、法人38.2%

資料：全商連付属・中小商工業研究所「2022年上期営業動向調査」より。

2 経営危機回避へ対策は…

(1) 3割が返済に困難。第一は資金繰り支援

「広島県調査」(中間集約 791 事業者)によると、全事業者のうち「借入金」が「ある」は43.9%、「ない」は56.1%。返済について「順調」が66.7%、「条件変更中」13.7%、「利息のみ」2.7%、「遅延」8.0%、「延滞」2.3%、「据え置き中」6.7%となっている。33.3%が返済に困難を来していることが分かる。

東京商工リサーチは第23回「新型コロナウイルスに関するアンケート」調査(調査期間8月1

～9日、インターネット調査)で、新型コロナ感染の第7波が高止まりするなか、企業への影響が再び悪化していると報じた。企業活動への「影響が継続している」と回答した企業は71.9%で、前回(6月)から3.2ポイント悪化。「廃業検討率」は5.3%と、前回から0.2ポイント悪化としている。今年7月の単月売上高が、コロナ前の2019年7月に届かない企業は約6割(59.1%)に上るとする。

「7月からコロナ新規感染者数が急増した第7波は、行動制限は行われていないが、感染拡大への懸念から消費者意識も行動も変わってきた。自粛ムードも強いし、4人以上の予約は入らない。売上は経営維持水準にも届かない」と飲食関連業者は語る。「困難」(自由記載)の中で、「仕事・顧客の減少」「資金繰り」「物価・経費の高騰」が多いことが特徴である。

コロナ危機が継続している上、物価の上昇はさらに深刻化する見通しで、返済に窮し倒産に追い込まれる中小企業が急増することが危惧される。対策は待ったなしである。このようななか、アンケートで業者が求める要求・施策は以下(表1)の通りである。

『2022年版中小企業白書』は、コロナ禍にも企業倒産が少ないことを指摘し、その理由として「コロナで売り上げが減少した企業を支援する特別貸付(ゼロゼロ融資)をはじめ各種補助制度が講じられてきたため」と述べる。

ゼロゼロ融資は、実質無利子・無担保で最長3年間お金を借りることができる仕組みで、コロナ危機のもと、中小企業の資金繰りのために始められ、この融資を含めたコロナ対応の融資残高の規模は、政府系金融機関と民間金融機関を合わせ21年4月末で56.3兆円に達する。

コロナ関連融資の返済はこれから本格化する。融資の返済が重い課題となつてのしかかることは間違いない。資金繰りへの支援制度の継続・拡充

とともに、早急に中小企業の過剰債務を軽減・免除する仕組みが求められる。

(2) 実情を踏まえた自治体による直接支援が励みに

国による事業者に対する直接支援が打ち切られるなか、中小企業者に救いの手を差しのべてきたのは自治体施策である。2020年、国は総額1兆円規模の地方創生臨時交付金を創設した。コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して、自治体が地域の実情に応じて活用することが可能とされる。この地方創生臨時交付金を財源とした自治体によるコロナ対応の事業者支援制度は、多くが事業者の声や要望を踏まえたものになった。

政府の協力金は営業規制を受ける飲食料者等に限定されていたし、応援金では業種規制は緩和されたものの、売上減50%以上などの条件が設けられるなど制約が残った。申請をウェブに限定し「不備ループ」問題を引き起こしたばかりか、経済産業省官僚らによる詐欺なども生んだ。これに対し、自治体の独自支援は固定費補助、雇用補助、休業補償、観光業等補助、感染防止対策補助、芸術補助など、地域特性に対応した多彩な支援が行われた。

これらの支援は、自治体への要請や働きかけで改善・拡充されてきたものである。

全商連の調べでは、8月末時点でのべ125自治体が事業者への直接支援に踏み出していることがわかった。北海道・津別町「原油高騰対策支援金」、山形・南陽町「燃料価格・物価高騰緊急経営支援給付金」、神奈川・厚木市「あつぎ中小企業原油価格・物価高騰対策交付金」、福井・勝山市「運送事業者等燃料費疎遠交付金」、山口・萩市「がんばろう萩！原油価格・物価高騰対策支援金」、

表1 中小商工業者が求める新型コロナウイルス危機打開策

コロナ危機打開有効策（複数回答）	数	率（%）
持続給付金、事業復活支援金などの直接支援	460	39.3
家賃支援金などの固定費への直接支援	158	13.5
資金繰りへの支援	121	10.3
借入金への利子補給	73	6.2
借入金支払いの凍結	62	5.3
雇用調整助成金（コロナ特例）	64	5.5
旅行・飲食への割引支援	45	3.8
納税緩和措置の活用	174	14.9
その他	14	1.2
計	1,171	

資料：広島県商工団体連合会「営業動向調査」（2022年8月実施）中間集約より。

福岡・岡垣町「令和4年度岡垣町中小事業者支援金」、鹿児島・大崎町「令和4年原油価格・物価上昇対策支援金」等である。支援は少額であるものの、「先が見えないなか、それだけでも励みになる」という声が寄せられている。

地方創生臨時交付金は今後も増額を含め措置される見込みである。活用が期待される支援制度を調査・紹介し、各自治体で創設・普及・利用の運動を呼びかけているところである。

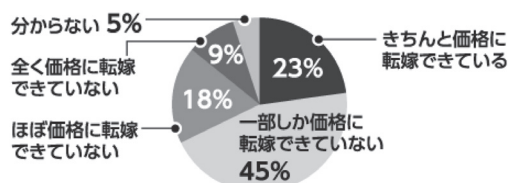
(3) 価格転嫁と公正な取引ルールの確立を

原材料価格や燃料費の高騰、人件費の上昇が続く中、「値上げラッシュ」が続く。大手外食53社が値上げを公表しているが、中小企業者は競争や取引先との関係などでたやすく値上げできないという特殊事情を有する。

中小商工業研究所「営業動向調査2022年上期」では、価格転嫁では「きちんと転嫁できている」は23%にすぎず、「一部転嫁」が45%、「ほぼ転嫁できていない」が18%に上る（図3）。

建設業では「物価スライド条項」を約款に入れることが推奨されているが、民間工事では、それがあっても認めてもらえないという悲鳴も聞こえる。立場の弱い企業にしわ寄せされないよう中小企業の取引環境を整備し、価格転嫁がスムーズに進むよう、公正な取引ルールの確立への啓発と不

図3 原材料・仕入れ値の上昇分を価格転嫁できているか



資料：全商連付属・中小商工業研究所「営業動向調査 2022 年上期」より

断の監視が求められる。

3 むすびにかえて

物価・資源高騰の背景には、食料もエネルギー

も自給には程遠い我が国の脆弱な経済構造がある。再生可能エネルギーへの転換と自給をはじめ持続可能な循環型経済への転換を急ぐ必要がある。また、インボイス制度の実施が2023年10月に迫っている。インボイスが実施されれば、消費税実務の負担から「廃業を検討する」免税業者は28%にもものぼる。コロナ廃業に加えインボイス廃業が続く事態はなんとしても阻止しなければならない。インボイス導入の根拠は「税率10%と複数税率のため」である。さらなる税率引き上げを食い止め、物価高騰の影響を抑えるためにも、消費税減税とインボイス中止が重要になっている。

(ふじた のぶよし・全商連元事務局)

【政党の立場から】コロナ禍の中小企業支援策と直面する課題

佐田 珠実

コロナ禍は内需への依存度が高い中小企業の経営と生業を直撃した。コロナ関連の経営破たんは4,759件に達し、このうち従業員数が判明した4,344件の正社員だけで4万2,029人にものぼっている¹。感染拡大の長期化による世界的な供給網の寸断に加え、ロシアのウクライナ侵略にともなう原油・原材料の高騰と物価高。さらに急激な円安による仕入れコストの上昇で、いま中小企業・小規模事業者の経営がかつてない危機に直面している。ここで十分な支援を行わなければ、「ギブアップ」廃業や倒産をもたらしかねない。

ところが自公政権は、コロナ禍を奇貨とするかのように、生産性の低い中小企業の淘汰を「成長戦略」の基本方針として掲げた。菅前首相が肝いりで設置した成長戦略会議のメンバーに、かねてから「日本の中小企業は生産性が低い」として、その数を半分に以下にする「中小企業淘汰論」を主張する実業家・デービッド・アトキンソン氏を起用したことに象徴されている²。まさに、自己責任の名のもとで中小企業を切り捨てるものにほかならない。

政権を引き継いだ岸田首相は、「新しい資本主義実現」と看板を掛け替えたが³、世界でも異常な「賃金が上がらない」「大企業と中小企業の格差」などの、ゆがんだ経済を正そうともせず、弱肉強食の新自由主義をいっそう推し進めようとしている。

日本共産党国会議員団は、国会論戦で現場の切実な要求や実態を突き付けながら、事業所の

99.7%を占め、労働者の3人に2人が働いている雇用の担い手、地域経済の支え手でもある中小企業を支えぬくよう求めてきた。さらに、コロナ禍が浮き彫りにした、食料やエネルギー、原材料を海外に依存した、冷たくてもろい経済・産業構造の根本的な転換を提案してきた。本稿では①中小企業・小規模事業者の“頼みの綱”となった給付金の検証、②エネルギー危機をあおり原発再稼働を推し進めようとする動き、③半導体工場の誘致に大盤振る舞いの3つの角度から、直面する課題について明らかにしたい。

1 頼みの綱の給付金——審査の改善、巨額の委託費の解明を

政府や地方自治体からの、休業や営業時間の短縮要請により、仕事と収入を奪われた中小企業の頼みの綱となったのが、持続化給付金を皮切りとした直接支援策だ。

当初直接支援に後ろ向きだった安倍政権は世論に押される形で、持続化給付金を実施。開始初日(2020年5月1日)に18万件もの申請が殺到し、給付金事務局のウェブサイトがダウンしたことから、切望ぶりが見て取れる。持続化給付金は、コロナの影響で売り上げが50%以上減少となった中小企業・個人事業主に対して、「半年分の固定費」に相当する、法人200万円、個人100万円を上限とした給付を行うものだが、当初は対象が「事業所得」で申告を行っている事業者のみに限

定されていた。雑所得や給与所得で申告しているフリーランスなど、当事者らの機敏な動きで、対象の拡大を求める署名が短期間に4万人分を超えて集まった。国会での度重なる追及も相まって、2カ月遅れでようやく対象に追加された。

7月には、固定費の中でも比重が大きい家賃への直接支援も実現した。野党が共同提出（2020年4月28日）した、売上が20%以上減少した中小企業者に対し、家賃の支払いを1年猶予する法案がその先鞭となった。その後、与党もようやく家賃負担軽減を求める提言をまとめ政府に提案。第2次補正予算に2兆円が盛り込まれたことで、半年分の家賃の3分の2の補助が実現した。

これまでに事業者向けに、持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、事業復活支援金の、累次の給付金が措置された（表）。給付総額は8.6兆円に及び、「助かった」「一息付けた」と喜ばれたが、支援規模は徐々に縮小され、岸田首相が「持続化給付金第二弾」（2021年10月）だと打ち出した事業復活支援金は、持続化・家賃両給付金の8分の1規模にとどまっている。第7波に続き第8波の感染が広がっているにもかかわらず、

22年4月以降は、何ら直接支援策がない状態に置かれている。コロナ危機の中で必死にがんばっている中小企業・小規模事業者を支えぬく支援策が切実に求められている。

実現にあたっては、これまでの給付金の問題点の検証と改善が必要だ。第一に、給付金の申請がオンラインのみに限定されたことだ。申請から2週間で給付を行う迅速性を売りにしていたが、形式ありきで実態を見ない審査が不正受給を許し、逆に、いかに実態があろうとも機械的・画一的な審査ではねつける事例が多発した。一時支援金や月次支援金では、事務局からの書類の提出要求が延々と繰り返される「不備ループ」という言葉まで生まれたほどだ。不正受給への厳正な対処は当然だが、現金商売など、多様な事業の実態をどう把握するのか。届けきするための審査への改善が不可欠である。

第二は、中小企業庁から給付金事業の委託を受けた事務局の実態の解明だ。持続化給付金事務局を委託されたサービスデザイン推進協議会（サ推協）から電通への委託費の丸投げが問題となったが、会計検査院報告書によると、委託費669億円

表 中小企業・個人事業主向け給付金の実績と事業委託先

給付金名称 (申請受付期間)	申請件数	給付件数	給付金額	事務局委託先	委託額
持続化給付金 (20年5月1日～21年2月15日)	441万件	424万件	5.5兆円	(一社) サービスデザイン推進協議会	【確定】669億円
				デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社	【確定】306億円
家賃支援給付金 (20年7月14日～21年2月15日)	108万件	104万件	9,000億円	(株)リクルート(デロイトトーマツコンサルティング合同会社、(株)ベルシステム24、(株)TMJ、凸版印刷(株)、(株)ニューズベースとのコンソーシアム体制)	【確定】869億円
一時支援金 (21年3月8日～5月31日)	57万件	55万件	2,221億円	デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社	938億円
月次支援金 (21年6月16日～22年1月7日)	249万件	234万件	3,047億円		
事業復活支援金 (22年1月31日～6月17日)	234万件	230万件	1.7兆円	デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社	960億円

*経済産業省・中小企業庁公表資料を元に作成、事業復活支援金の給付実績は22年11月14日時点。

*委託額が確定していない事業の委託額は契約額を記載。

の96%が電通に再委託された上、のべ723者、最大9次請けという多重下請構造のもとで実施されていた⁴。その他の給付金事務局については詳細が明らかになっていない。とりわけ、一時支援金以降の事務局を独占しているデロイトトーマツについては、累計で2,200億円にも及ぶ委託費の大きさからみても、しっかりメスを入れる必要がある。

2 エネルギー危機をあおり原発再稼働へ意欲——再エネ中心・気候危機打開に逆行

コロナ禍で苦境にあえぐ中小企業に追い打ちをかけているのが、資材や原材料、燃料、食料品の価格高騰だ。経済産業省の調査でも、価格高騰分をすべて転嫁できたのは、わずか14%にとどまっている⁵。仕入れコストの上昇分を価格に転嫁できなければ、さらに採算が悪化する。「自分たちの利益を削ってやってきたけれども、もう限界」とあらゆる地域・業種から悲鳴が上がっている。政府は、ガソリンなどへの補助金で価格を抑える「激変緩和対策事業」に6.2兆円を投入⁶、さらに「節電ポイント」等による電気・都市ガス料金の負担軽減策⁷などを打ち出し、多額の国費を投入してきたが、その恩恵は過去最高益を上げた石油元売り⁸など、ごく一部にとどまり、中小企業には届いていない。

日本のエネルギー自給率はわずか1割程度で、先進国で最低水準だ。エネルギーの85%を海外からの化石燃料に頼っていることで、原油やLNGの国際的な供給量や価格の変動に大きく振り回されてしまうことになる。海外依存のエネルギーから、純国産で燃料費ゼロの再生可能エネルギー中心に転換することは、中小企業の経営の安定にも寄与する。さらに、それぞれの地域の条件

にあった再エネ源と、畜産や林業など地域の産業を結びつけることで、地域の雇用や仕事起こし、資金循環など、地域経済の活性化に役立つ。この方向は、かつてない豪雨や暴風、猛暑をもたらしている気候危機打開の道筋とも重なる。

しかし政府・経産省は「電力不足」「需給ひっ迫」や資源の争奪戦など、エネルギー危機をことさらにあおり、原発活用路線に大きく舵を切った。岸田首相は8月24日に開催された「GX（＝グリーン・トランスフォーメーション）実行会議」で、17基の原発の再稼働に向け国が前面に立つと表明。さらに、原発を「将来にわたる選択肢として強化」するため、運転期間の延長や次世代型原発の開発・建設などの方策について年末までに具体的な結論を出すよう指示した⁹。これを受けて経産省・資源エネルギー庁は、原発の運転期間を「原則40年」とする原子炉等規制法の条文を削除する方針を打ち出した。規制側の原子力規制委員会は「運転期間は利用政策側が判断すべき」と、これを容認。東京電力福島第一原発事故で厳しく批判された「規制の虜^{とりこ}」の再来である。原発事故がなかったかのような政策を強行することは断じて許されない。

3 “経済と安全保障の要” 半導体への日米一体の巨額支援

コロナ禍による半導体不足が長期化している。自動車の納車遅れや、給湯器が品薄で工事を待ってもらっているなど、その影響は広く及んでいる。全国建設労働組合総連合（全建総連）の工務店アンケート¹⁰には、「給湯器が規模の大きな建設会社に搬入されても、町場の小さな工務店は後回しになっている」との声が寄せられている。立場の弱い事業者にしわ寄せが及んでいる一方で、経済安全保障を口実に、半導体工場の新規誘致に巨額

の国費がつぎ込まれようとしている。

2021 年秋の臨時国会で 5G 投資促進法が改正され¹¹、先端半導体の施設整備計画を国が認定し、認定計画に基づく設備投資に対して、最大 2 分の 1 の補助を行う仕組みが創設された。その認定第 1 号となったのが、世界最大手の台湾の半導体製造会社・TSMC が熊本県菊陽町に新設する工場だ。現時点での補助額は 4,760 億円。これは 2022 年度の中小企業対策費 1,713 億円の 2.8 倍に相当する。少なくとも過去 10 年、1 社に対しこれ程の規模の補助金を措置した例はない¹²が、政府・経産省は誘致によって「ミッシングピース」を埋めることになると、正当化した。

しかし、80 年代まで世界市場をリードしてきたわが国半導体産業の凋落は自然現象ではない。日米半導体協定の対米従属、産業空洞化と大リスクによる技術流出がもたらした今日の衰退は、自民党・経産省の失政が招いたものと言わざるを得ない。その反省もなく TSMC 頼みでは、破

たんした過去のプロジェクトの二の舞にしかならない。

7 月 29 日の日米経済政策協議委員会（経済版 2 プラス 2）で合意された行動計画では、次世代半導体の日米共同研究開発の推進が明記され、日本側の取り組みとして、年末までに新たな研究開発拠点「技術研究組合最先端半導体技術センター（LSTC）」の立ち上げも決まった。将来の量産製造拠点となる新会社 Rapidus（ラピダス）には、国から 700 億円の技術開発費が投じられる¹³。

半導体を経済安全保障上の「特定重要物資」に指定し、「経済と安全保障の要」（レモンド米商務長官）として、対中国を念頭に、まさに日米が一体となった技術覇権争いに突き進もうとしている。日本の強みである半導体装置、素材産業を支える町工場や下請事業者へのきめ細やかな支援による、ものづくり技術全体の底上げという視点はどこにもない。

（さだ たまみ・日本共産党国会議員団事務局）

1 東京商工リサーチ 2022 年 11 月 22 日公表資料

2 内閣総理大臣決裁 2020 年 10 月 16 日「成長戦略会議の開催について」

3 内閣総理大臣決裁 2021 年 10 月 15 日「『成長戦略会議の開催について』の廃止について」

4 会計検査院 2021 年 11 月 5 日「2020 年度決算報告」

5 経済産業省 2022 年 8 月 15 日「価格転嫁対策等について」（第 3 回物価・賃金・生活総合対策本部資料 5）

6 経済産業省・資源エネルギー庁「燃料油価格激変緩和対策事業」2021 年度補正予算 893 億円、2021 年度予備費 3,500 億円、2022 年度予備費 2,774 億円（4/28）、2022 年度第一次補正予算 1 兆 1,655 億円、2022 年度予備費 1 兆 2,959 億円（9/20）、2022 年度第 2 次補正予算案 3 兆 272 億円

7 経済産業省・資源エネルギー庁「電気利用効率化促進対策事業」2022 年度予備費 1,784 億円、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」2022 年度第 2 次補正予算案 3 兆 1,074 億円

8 2021 年度有価証券報告書による最終利益は、ENEOS ホールディングス 5,371 億円、出光興産 2,795 億円、コスモエネルギーホールディングス 1,389 億円で、いずれも過去最高を計上

9 首相官邸 2022 年 8 月 24 日「総理の一日」GX 実行会議

10 全国建設労働組合総連合（全建総連）2022 年 4 月 26 日「建材・住宅設備の価格高騰・納期遅延の影響に関する工務店アンケート調査」

11 正式名称は「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」。経産省所管の法律で初めて目的に「我が国の安全保障に寄与する」が盛り込まれた

12 2021 年 12 月 15 日、衆議院経済産業委員会での笠井亮議員に対する萩生田経産大臣答弁

13 経済産業省 2022 年 11 月 11 日「次世代半導体の設計・製造基盤確立に向けて」によれば、Rapidus（株）にはトヨタ自動車、NTT、ソニーグループ、キオクシア、ソフトバンク、デンソー、NEC、三菱 UFJ 銀行が合計 731 億円を出資

労働戦線NOW

「組合の真価が問われる」——物価高の23春闘

——連合は29年ぶり5%程度要求、「国葬」出席で会長弁明、
全労連は24年ぶり3万円・10%以上要求と国民的春闘、
岸田政権から国政転換へ

青山 悠

23春闘構築への論議が始まった。焦点は物価高騰下の実質賃金の引き上げと、組織の強化拡大である。連合は29年ぶりに定昇込み5%程度（ベア3%程度）の賃上げ要求を決めた。また10月には参院選の総括論議と「国葬」に出席した芳野友子会長の弁明も行われた。全労連は3万円・賃金10%以上の引き上げを提起し、24年ぶりの要求水準を設定。消費税減税などを含む国民的な春闘を展開する方針である。憲法が生き、人権が守られる社会へ岸田内閣から国政転換へ市民と野党の共闘も掲げた。

■連合は29年ぶりベア3%込み5%要求

連合は23春闘の賃上げ要求として、3%程度（ベア）と定昇相当を含む5%程度を設定した。中小は1万3,500円となる。5%程度の要求は1994年の「5～6%」以来29年ぶり。

賃上げ要求について連合は「賃金が物価に追いつかない実質賃金マイナスの打開」「国際的に見劣りする日本の賃金水準の引き上げ」「分配構造の転換」を掲げ、経済・社会のステージを変える転換点としている。

その背景には物価高騰下の生活防衛や成果配分の歪みがある。物価は10月に3.6%と40年ぶりの上昇である。一方、実質賃金は9月で1.3%マイナスと連続して低下し、先進国でも異例とされている。逆に大企業の内部留保はコロナ禍でも21年度で過去最高の484.3兆円に増加。大企業1,100

社の今年4～9月期の純利益も前年同期から5%増え、2年連続して過去最高を更新している。分配のゆがみ是正は23春闘で大きな課題となっている。

ところが、連合の要求は29年ぶりに水準を引き上げたとはいえ、昨年より1%程度の微増であり、要求内容も過年度物価分（予測2.6%）が中心で、物価ミニマム要求となっている。連合の組合からも「5%の提示で物価上昇に賃金が追いつかない状況を打破できるのか」などの意見が表明され、日本総研の山田久・副理事長も「もう少し高めの要求があつてよい」と提言している。

連合の芳野会長は集会などで「物価上昇に賃上げが追いついておらず、家計の厳しさが増している」と指摘。先進国で最下位争いをしている日本の賃金水準の長期停滞の打開へ「コロナ禍で業種格差はあるが、物価分3%に取り組み賃上げを」と表明。内部留保の活用を問われ「人への投資が重要であり、大きなテーマになる」と語っている。さらに「今春闘への社会的な期待もあり、これまでの延長でなく歴史のターニングポイントとなる社会的なうねりを」と訴えている。

討論では、「23春闘は消費者物価の上昇だけでなく、企業物価上昇で企業のダメージも大きい。企業の収益確保・賃金原資のため価格転嫁を推進。政府や会社だけでなく、働く仲間、連合も大きな行動を」（JAM）、「物価高騰で生活は厳しい。23春闘では賃上げ水準の社会的波及の拡大を」（全

国ユニオン）などが出された。

23 春闘の闘争体制では、製造や流通・サービス、公益、交通・運輸など5つの部門別共闘連絡会議の連携を重視。5 共闘による春闘相場形成・波及力が注目される。また労働基本権にこだわる闘争の展開も提起した。

■JC春闘「閉鎖」し、連合春闘に移行へ

自動車、電機、鉄鋼、JAM などの金属労協 (JCM) は9月の大会で、組織改革を確認した。組織の役割を国際労働運動と人材育成に絞り、春闘や政策は連合の「連合産業別活動センター（仮称）」へ移行とする組織見直しであり、来年の大会までに完了する計画である。金子晃浩議長（自動車総連会長）は「大事にしていたJC共闘の灯が消えてしまうのではないかという懸念があるが、今後も守り続ける」と述べた。

23 春闘に向けては、22 年度の過年度物価上昇率を2%程度と予測。その上で、金属産業にふさわしい賃金水準や「成果の公正な配分」、物価上昇に対応した実質賃金の引き上げを図っていくことが基本になるとしている。

金属労協は1964年の結成以降、春闘の相場形成への影響を強め、労働戦線再編の軸として運動してきた。特に75年の政官財労一体の「管理春闘」からは、春闘相場をそれまでの高位平準化から、ストなし一発回答で低位平準化へと春闘変質を推進してきた。連合春闘への移行で連合運動への影響や相場形成のあり方など、今後の動向が注目される。

■要求自粛の自動車、電機

連合では、ベア要求3%を守る産別と、連合要求以下の金属労協との足並みの乱れも起きている。

自動車総連、電機連合など金属労協は、これまでも共闘より「産別自決」を優先し、連合より

低い要求で自粛。23 春闘でも連合より低いベア6000 円以上（2%程度）を検討し、当初から実質賃金マイナス要求で、組合の存在意義と社会の期待に背くことにもなりかねない。しかも金属労協は産別間でも要求でスタンスの違いがみられる。

自動車総連は産別として要求を設定せず、企業連・単組自決としている。自動車総連の金子晃浩会長は、2%超の物価上昇の23 春闘について、コロナ禍でも労働の質の向上や、昨今の物価上昇に伴う生活への影響、適正取引を推進する必要性をあげ、「産業・企業の競争力をいかに高めるか。日本経済の好循環につながる取り組みとなるよう総合的に判断」と抽象的である。

電機連合の神保政史委員長は23 春闘に触れて「物価上昇に注目した要求策定になると思うが、物価上昇だけに注目しすぎると、これまで積み重ねてきた交渉との整合性が取れなくなるのではないか。経済成長や産業を取り巻く環境、生活実態、賃金水準から、賃金改善を14年以降積み上げてきた。それらの重みを踏まえながら、物価上昇を加えて要求内容をつくりあげたい」と語っている。電機は23 年闘争の課題として、単組の妥結水準の違いを認め合う「妥結の弾力化」と統一闘争推進へ情報連携を強めるとしている。産別統一闘争61 年史で大きな転機を迎えている。

基幹労連は2 年サイクルの春闘で既に鉄鋼大手は22 年3,000 円、23 年2,000 円で結着。23 年は個別年度で造船や、格差是正へ業種・グループ関連の支援が中心になる。

一方、中小金属のJAMは「物価が上がれば、賃金上がるのは常識だ」として連合要求を踏まえ、ベア9,000 円（3%）と定昇込みで1 万3,500 円以上を要求し、付加価値の還元を重視。「これまでと違った成果が必要だ」と表明し、ドイツ金属労組は7%（鉄鋼）の賃上げを獲得していると強調している。

■UAゼンセン、連合上回る6%要求

UAゼンセンは連合要求の引き上げも視野に、他産別に先駆け連合要求を超えるベア3%以上、4%程度とし、定昇込み6%程度を設定した。

松浦昭彦会長は、日本の実質賃金は先進国の中でも長期停滞しているなか、物価高で実質賃金低下は内需を冷え込ませ、企業も苦境に陥ると指摘。欧米では物価上昇に対応して賃金は急速に上昇と述べ、「労働組合への社会的な賃上げ期待や組合員の期待を失望に変えることは、私たちのやるべき事ではない」と強調している。

さらに、「物価高の生活実感と他産別より相対的に低い賃金実態も考慮し、ベア4%程度を提起した」と強調。「我々で社会的水準をつくり、先進国並みに賃金も物価も上がる好循環へ雇用社会の改革に努力しよう」と提起。長期停滞の賃金ベクトル転換の分岐点であり、チャンスの春闘と訴えている。ゼンセンは産別会長が妥結権を持ち、23春闘でも産別統一闘争を強める方針だ。

食品関連13部会で運動するフード連合は物価高の23春闘について「産別共闘と相乗効果の発揮」を提起し、闘争体制の強化を重要課題としているのが特徴である。

■人材確保も各産業・業種で重要課題

23春闘では、各産業・業種とも人材確保が労使の重要な課題となっている。『22年版労働経済白書』では、雇用人員は全産業で「不足」で推移し、「宿泊・飲食サービス」でも21年12月調査から「不足」に転じている。白書は「労働市場は再び、コロナ感染拡大前から続く人手不足の状況になった」と指摘している。

組合でも日本通運やヤマト運輸などの運輸労連は、6年後にトラック運転手が約28万人不足すると予測。人材確保へ他産業との賃金・労働条件

の格差是正を実現し、魅力的な運輸産業に変わることが必要だと強調している。

私鉄でもコロナ禍を理由とする会社のリストラと青年層の離職増加で要員不足などの問題が起きており、春闘で賃上げを含む処遇改善が重要となっている。JR連合なども人材確保からも春闘で賃上げを重視している。

一方、非正規公務員の会計年度任用職員は来年度末の再任3回制限で数十万人が雇止めの危機にあり、制度の乱用防止が大きな課題となっている。

■問われる昨年比4倍のベア獲得と闘い方

問題はベアの獲得水準と闘い方である。連合はこの8年間、賃上げ4%（定昇2%・ベア2%）を要求し、結果は1～2%台、ベアは0.4～0.6%台にすぎない。23春闘でベア3%程度の実質賃金を確保するためには、22春闘（0.63%）より約4倍強のベア獲得が求められる。さもないと実質マイナス春闘に転落し、「賃金ベクトルの転換」とはならない。

連合総研フォーラムでは、仁田道夫東京大学名誉教授が「ベア3%を獲得しないと賃上げにならない。定昇込み5%獲得でトントンとなり、組合は信頼される」と提言している。会見では記者から「欧米ではスト攻勢で成果を獲得している。連合もストを含む労働基本権を行使するのか」なども出されている。

連合は賃上げ世論を高めるため春闘では珍しく、12月から来年4月まで「賃上げ実現・くらし支援、あしたを変える緊急アクション」を全国で展開する方針である。

23春闘は「賃金上昇へのベクトル転換のチャンス」とされている。産別統一闘争と共闘を強め、スト権など労働基本権行使を含む連合春闘のたたかい方が社会的にも問われている。

■「自律的労使関係制度の確立へ」自治労

自治労は重視する運動課題として定年引き上げ、会計年度任用職員の処遇改善、「自律的労使関係制度」の整備、改憲阻止、組織強化拡大などを掲げている。人事院勧告を踏まえ、給与水準の引き上げと一時金の改善を確実に行わせるほか、初任給の引き上げ、昇給・昇格基準の見直しなど、賃金の運用改善へ「1単組・1要求」を行うよう求めている。

労働基本権が制約されている問題の改善へ働きかけも強める。消防職員への団結権付与について国と協議を進めるとともに、民主党政権時に検討された非現業職員に協約締結権を付与する「自律的労使関係制度」の検討・協議を政府に求める。併せて立憲民主党のプロジェクトチームを通じ、来年通常国会での議員立法をめざす方向である。

■フリーターなど組織拡大・強化へ動き

各産別は組織拡大・強化も重視している。

実績ではUAゼンセンの年間4万8,228人の拡大が目される。コロナ禍で日本全体では組合員が減少するなか、産別として組織化活動に精力的に取り組んだ成果としている。

ゼンセンは組織拡大で業種戦略、地域戦略、自社内拡大を重視し、ターゲットに外食、介護などを設定。この10年間で44万人を拡大し、食品スーパー60組合、ドラッグストア25組合、外食30組合、介護30組合の合計145組合を拡大している。全国オルグは本部に9人、都道府県に約200人を配置して運動を展開している。

フード連合も組織拡大で「ターゲット」を設定し、JECも6業種別部会で「ターゲットリスト」をあげているのも注目される。

全国ユニオンは、インターネット通販大手のアマゾンジャパンで組合支部を増やしている。神奈

川では6月に「東京ユニオン・アマゾン配達員横須賀支部」を10人で結成し、9月5日には2番目として「長崎支部」を15人で結成した。労組が結成された職場では、就労時間など労働環境の一部が早くも改善されている。

会社は配達員を個人請負労働者として、組合を認めていないが、「話し合い」として協議に応じている。組合はアマゾンや下請会社の指揮命令を受けているとして、労組法、労基法とも労働者性があるとして、個人請負契約を労働協約に改めようとしている。

都労委は11月25日、ウーバーイーツの配達員を労組法上の労働者と認める判断を日本で初めて出し、ウーバーの運営会社と団交に応じるように命じた。

連合もフリーターなど「あいまい雇用」の組織化を重視して、新たな組合結成を支援。「Wor-Qアドバイザーボード」を設置し、緩やかなネットワークづくりを広げたい考えだ。

■選挙で集票力低下し、産別で政党間きしみ

連合は10月に参院選まとめを行い、23年春の統一地方選挙での前進を提起した。まとめでは集票力の低下に危機感を表明。比例代表で連合は立民、国民党から9人を擁立し、8人が当選。個人名票152万5,800票（連合組合員704万人）は過去最低であり、「深刻に受け止める必要がある」と指摘している。

連合の集票力低下については、「野党間の争い」や「政権交代の機運が低下し、与党を応援した方がよいという組合員の意見もあるという」ことなどをあげている。芳野会長も「連合としても、組合員からの共感が得られ、期待に応えられる存在になっているか」と述べ、政策実現と政治の取り組み強化を訴えた。

産別では集票力の低下に危機感を表明しつつ、

立憲民主と国民民主党との支援関係でミゾが生じている。自動車総連の金子会長は「連合組織内議員の所属政党はできるだけ大きい固まりで結集する必要がある」と述べ、「国民民主党の政策を柱に多くの仲間が集えるように、関係組織と連携していく必要がある」との見解を示した。

UAゼンセンの松浦会長は政党関係について「国民民主党と立憲民主党との共闘で、立憲民主党は共産党との関係や、エネルギー政策の見直しなど、国民民主党が歩み寄ることのできる環境づくりを求めている」との見解を示した。

基幹労連は、JAMと連携して組織内候補者を15年ぶりに立憲民主党から当選させたことを評価し、「立憲、国民両党を中心に対応していく」と述べ、大会の来賓も両党から出席した。

自治労の川本淳委員長は支援の立憲民主党に対して「提案型野党が敗因の一つと総括している。追及すべきは徹底的に追及し、政権と対峙する姿勢も示すべきだ。存在感を高め、野党第一党として野党間の連携に尽力してほしい」と提言した。

■「国葬」出席で連合会長弁明

安倍元首相の「国葬」は9月27日に終わったが、「国葬」問題は終わってなく、国会無視の強行や安倍元首相の統一協会との癒着問題など民主主義にかかわる問題として国会、政府などで検証論議が行われている。

連合では芳野会長の「国葬」出席をめぐり、産別や世論の反対意見もあり、10月6日の中央委員会のあいさつで会長の弁明も行われた。

芳野会長は「国葬」について、「政府は、国民の理解が広がらない中で行われたことを重く受け止めるべきだ」と指摘。さらに「国会の関与をおろそかにし、閣議決定だけで行われたことは議会制民主主義や立憲主義の軽視であり、安倍政権以降の一強政治のおごり」と批判した。

一方、「出席」については、「政労使三者構成の一角であるナショナルセンターとして、国際社会が参加する式典に対応する責任」をあげたほか、「諸問題の検証と、弔意の区別」などを勘案。「苦渋の判断として、連合会長として弔意を示す一点で出席せざるを得ないと判断した」と弁明した。

産別では自治労、日教組、全国ユニオンや連合加盟産別などで構成する平和フォーラムも「国葬」反対を表明していた。

岸田首相は、「国葬」を安倍政権の礼賛と「故人に対する弔意と敬意を国全体で表す儀式」と語っている。連合の言うように「弔意の一点」とか、「諸問題の検証と、弔意の区別」などはしないで一体の儀式としている。

また「出席」は、「政労使三者構成とナショナルセンターの責務」にしても、国民の6割超が反対し、全労連、全労協なども反対している。連合会長の「国葬」出席が、すべての働く者の利益を代表するナショナルセンターとして適合した行動かどうかの検証も求められよう。

■全労連24年ぶり3万円・10%要求と組織拡大

全労連など国民春闘は、賃上げ要求案として歴史的な物価高を踏まえ、3万円・10%以上の引き上げを提起した。3万円台は1999年の「35,000円以上」以来、24年ぶりの要求水準となる。要求根拠の1つとして、職場アンケートが例年より4,000～5,000円高く、これまでの要求25,000円にプラス要求としている。

最低規制は誰でも、どこでも時給1,500円以上、月額22万5,000円以上の産業・企業内賃金を掲げている。労働時間は1日7時間、週35時間などを掲げた。

闘い方では、春闘のバージョンアップとしてストを重視。最大のヤマ場に初めて、「納得のいかない回答の抗議と上積み」を求め、産別・地方・地

域はスト支援の行動、集会に取り組む」ことを掲げた。内部留保の社会的還元も重視し、社会的に「賃金上げろ」の大波をつくり、すべての職場で要求提出（22年61%）、スト権確立（49.3%）、スト実施（4.8%）をめざしている。職場のストを促進するため、全労連として「ストライキの手引き」も作成する予定である。

回答は23年3月8日で連合大手より1週間先行し、9日に全国的スト、10日に記者会見で先行回答発表を予定している。

23春闘討論集会も11月24～25日に横浜で開かれ、小畑雅子全労連議長は「物価上昇を乗り越える賃上げと、大軍拡による生活・福祉破壊を阻止し、政治転換へ本気の春闘を」と呼びかけた。

討論では「納得できる回答をめざし、職場と世論の支持を背景に5波のストで成果」（JMITU）、「大幅賃上げと大幅増員へ産別統一闘争を強める」（医労連）、「44回目のトヨタ総行動を展開する」（愛労連）、「非正規支援のスト集会で組合員を50人拡大した分会もある」（全労連全国一般）、「最賃闘争を拡大させている」（神奈川）、「地域春闘を強化」（埼玉）、「企業内組合春闘でなく、産別・地方共闘の強化を」（東京地評）、「闘争強化へ労働基本権回復を求めている」などの決意が相次いだ。

春闘では組織拡大・強化も展開されている。組織強化拡大交流集会を9月に開催し、映演労連は「会社が『ジョブ型』を導入し、人事評価で最大4割の賃下げを計画したため、若手社員に生活不安が広がり、50人が新たに組合に加入した」など、要求実現と組織拡大の成果も交流されている。

23国民春闘結成総会の10月には組織化と要求実現運動で成果をあげているアメリカのレイバーノーツ大会の参加を報告。これまでの幹部請負型の「ビジネス・ユニオニズム」に対し、労組や職場の組合員が社会や地域の課題に向き合い連携する「ソーシャル・ムーブメントユニオニズム」（社

会運動的労働運動）で全員参加型運動の「対話」や組織拡大のオルグ育成などを紹介。「ストがスト呼ぶ」状況下で賃上げや組織拡大で成果を獲得しており、全労連の運動にも生かしてきていると報告した。12月にはレイバーノーツのスタッフの来日講演会も計画している。

■全労連など国民的な総がかり春闘へ

「このままでは自民党に殺される」とツイッターでトレンドされるほどの労働者と国民生活の危機打開へ向け、全労連などは国民的な春闘の展開を重視している。

要求課題は「消費税5%への減税、インボイスの中止」「生活保護費や年金引き上げ」「社会保障と教育の負担軽減」「農産物の価格保障・所得補償」「再生エネルギーの普及」「気象危機打開」など約10項目を掲げ、政治転換を含む国民的な春闘を展開する方針だ。

かつて総評は73年の狂乱インフレ下で「第2春闘」を展開し、インフレ手当などを獲得した。次いで74春闘では野党を含む反インフレ共闘で大集会やデモ、ストを背景に賃上げ32.9%、約3万円の賃上げを実現し、新組合結成と組合員増加、組織率向上など労働運動を前進させている。

今回の運動では、全労連や平和フォーラムなどの総がかり行動実行委員会が運動領域を拡大させ、「軍事費増やして生活こわすな 改憲反対」を掲げ、各地で集会・デモを展開。さらに「軍事を削って、くらしと教育・福祉の充実を」国民大運動も闘いを強化する方針である。

岸田政権は「構造的な賃上げ」として、「物価上昇に見合う賃上げの実現」を提起している。しかし、賃上げ減税を含め実効的な具体策はなく、「リスキリング」（学び直し）や年功賃金から職務給への変更など転職を促進。首相が「解雇の金銭解決」など違法解雇の合法化まで提唱し、雇用流

動化による正規労働者の転職・入れ替など日本の雇用システムの造り替えを狙っている。

岸田政権に対して全労連などが物価高騰下の大幅賃上げと軍事費を削減して福祉充実などを掲げ、野党・諸階層を含む国民的な春闘の展開はこれまで以上に重要な総がかり運動となっている。

■欧米のスト闘争と成果に関心強まる

「欧米では物価上昇に対応して賃金は急速に上昇している」とUAゼンセンの松浦会長。「世界から遅れた日本の賃金水準の改善を重視。ドイツの金属産別は7%の賃上げを獲得している」(JAM安河内会長)など、連合産別から物価高騰と闘い、成果をあげている欧米の労働運動に高い関心が寄せられている。

イギリスでは、物価上昇率を上回る賃上げなどを要求してストライキが相次いでいる。8月には港湾、造船、郵便、通信、看護、新聞などが経営側の低額回答を不満としてストを実施。9月も鉄道や地下鉄、自治体、ごみ収集などの労働者のストを構えた闘いが連日続いた。

6月に3波の24時間鉄道ストを打ち抜き、過去30年で最大規模の一連のスト闘争の先陣を切った鉄道海運運輸労組(RMT)は、単刀直入に「富を再分配せよ」と訴えている。労働者のスト・市民の抗議が広がり、10月20日にはトラス政権を退陣に追い込んだ。

ドイツでは、金属産別IGメタルが7%(鉄鋼)、8.5%(電機・自動車・機械)の賃上げを獲得。航空労働者は7月27日に賃上げ9.5%を掲げてストを実施し、8月4日に労働協約を締結した。賃上げは3段階で今年7月の全一律200ユーロ(2万7,300円)から23年7月までの合計で5.0%賃上げとなり、13.6~18.4%の賃上げとなる職種もある。サービス産業労組も賃上げと職場改善を掲げてストを行っている。

最低賃金もドイツでは10月から6.7%アップの1,683円に引き上げられる。年金水準も大幅に引き上げられ、5.3%(西独)、6.1%(東独)とこの30年間で最大の引き上げとなる。賃上げを最賃・年金改善へと波及させているのが特徴である。

フランスではナショナルセンターCDT(労働総同盟)と運輸、医療産別が主催して11月10日、物価に応じた賃上げと最賃、年金を掲げて6万人が参加し全土で大規模デモを展開した。

アメリカではストが急増し、組合結成も前進。「ストライクトーバー」(ストと10月オクトーバー)の造語も生まれ、「米国を覆う労働争議と『大退職』」(『選沢』21年11月号)と報じられている。

ストの波は大手スーパー、農業機械、医療、大学などに拡大。米貨物鉄道と国際機械工の鉄道部門など3労組は24%の賃上げで8月29日に暫定合意した。最賃もカリフォルニア州の2,240円など20州で引き上げられる。組合結成もアマゾンやスタバなどで相次いでいる。

OECD(経済協力開発機構)調査では加盟35カ国のうち、20年の平均賃金で日本は22位と低位。19位の韓国は20余年で90%以上の賃上げをしているが、日本は4%にとどまる。実質賃金でも韓国157、フランス132(97年100)と大幅に増加しているが、日本のみ89とマイナスに転落している。

闘争で日本と異なるのは欧米ではナショナルセンターと金属、鉄道、通信、航空、公務など大企業の労働組合と官公労がストに立ち上がっていることである。物価高騰下で組合の真価が問われる23春闘。日本もスト復権に挑戦すべきチャンス。全労連はこれまでも春闘ストを実施しているが、さらにスト拡大へ闘争のバージョンアップに挑戦しており、産別、地方、地域で歴史的な23春闘の展開が注目される。

(あおやま ゆう・ジャーナリスト)

Editor's note

編集後記

■今号は、およそ3年間も続いているコロナ禍において、これまでに経験しなかった危機に直面する中小企業について、幅広い観点からの研究成果を取りまとめた中小企業問題研究部会による特集である。

■吉田論文で指摘されているように、外に出ていく一方のグローバル化においては、国内生産や中小企業にはそもそも展望が見込めない。国民経済を犠牲にして大企業だけが利潤を増やす構造となってしまったのは日本の特徴である。30年にもわたる日本経済の低迷から抜け出すためには、この構造を転換しなければならない。そして、この転換につなげるための象徴的、かつ効果的な一手として期待されるのが最低賃金の全国一律化であり、1500円への引き上げである。

■特集以外でも、物価高騰下において実質賃金の引き上げが焦点となった23年春闘構築の議論、連合による参院選の総括、闘争のバージョンアップへ向けて組織拡大と強化に取り組む全労連等の解説を掲載している。ご一読の上、是非感想をお寄せいただきたい。(S.N.)

次号予告 (No.126 2023年冬季号)

【特集】高齢期の生活保障

□総論：「全世代型社会保障政策」は高齢期生活をどう変えるか？
(浜岡政好)

□各論：

- ・活き活きとした高齢期生活は国民の権利
- ・コロナ禍に直面する高齢者の生活の実態
- ・地域・コミュニティにおける高齢者の支えあいの活動
- ・コロナ禍が高齢者の健康に及ぼした影響
- ・最低保障年金創設は女性の「人権宣言」
- ・「雇用類似の働き方」に対する各国の裁判・法規制と日本への

示唆

ほか

※内容は変更する場合があります。

2023年2月中旬発行予定

Information

「読者の声」欄への投稿を募集

本誌についての率直な感想、ご意見を、編集部までお寄せください。掲載分には図書カードを進呈します。

E-mail: rodo-soken@nifty.com

季刊 労働総研クォーターリー No.125 (2022年秋季号)

2022年12月25日発行 定価：1320円(税込) 年間：5280円(税込)

編集 ● いっぱんしゃだんほうじんろうどうんどうそうこうけんきゅうじょ
一般社団法人労働運動総合研究所

発行 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501

TEL.03-3230-0441 FAX.03-3230-0442

<http://www.yuiuidori.net/soken/> E-mail: rodo-soken@nifty.com

発売 ● 株式会社 本の泉社

〒112-0005 東京都文京区水道2-10-9 板倉ビル2階

TEL.03-5810-1581 FAX.03-5810-1582

<http://www.honnoizumi.co.jp/> E-mail: mail@honnoizumi.co.jp

印刷・製本 ● 亜細亜印刷 株式会社 / DTP ● 木原 隆夫

落丁本、乱丁本は小社にてお取り替えいたします。定価は表紙に記載されております。

本書の内容を無断で複製複製、転載することは、法律で定められた場合を除き、著作権の侵害となります。

©The Japan Reseach Institute of Labour Movement (Rodo Soken) / HONNOIZUMISHA INC.

Printed in Japan

たたかう労働組合のバージョンアップ
低賃金と物価高から生活守る 大幅賃上げ・底上げを

最新刊

2023年 国民春闘白書

全労連・労働総研 編 [A4判 96頁]

定価 1100 円 (税込)
(ISBN 978-4-7617-0916-7)

〈おもな内容〉

総論 2023 国民春闘の焦点

—低賃金・物価上昇から生活守る
実質賃金の大幅な引き上げ・底上げをめざす

- 1 私たちをとりまく経済情勢
- 2 労働者の大幅賃上げこそ必要
- 3 安心して働き続けられる職場の確立をめざす
- 4 生活圏での公共を取り戻そう
- 5 気候危機を克服し、憲法を守り発展させよう
- 6 主要企業の内部留保分析
- 7 春闘基本統計（時系列、地域別）



【発売】学習の友社 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館内 TEL 03-5842-5641 FAX 03-5842-5645

コロナ禍で問い直される日本の社会保障
その全体像と運動の焦点を分野別にコンパクトに解説

社会保障運動入門

労働総研 社会保障研究部会／原富 悟 編 [A5判 135頁]

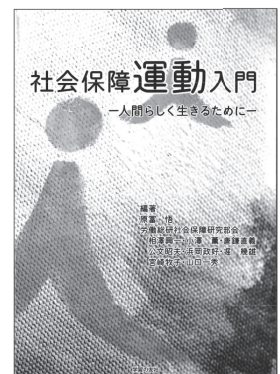
定価 1320 円 (税込)
(ISBN 978-4-7617-0731-6)

【執筆】

相澤與一 福島大学名誉教授
小澤 薫 新潟県立大学准教授
唐鎌直義 佐久大学特任教授
公文昭夫 元中央社保協副会長
浜岡政好 佛教大学名誉教授
原富 悟 労働総研理事
堀 幾雄 元中央社保協事務局長
宮崎牧子 大正大学教授
山口一秀 中央社保協事務局長

〈もくじ〉

- はじめに
- 第1章 社会保障運動への接近
～私たちの暮らしと社会保障
- 第2章 制度の成り立ちと現状
～日本の社会保障制度
- 第3章 社会保障の必然性を考える
～理念と運動
- 第4章 現代の暮らしと社会保障の
争点～各分野の制度と運動
- 第5章 社会保障をよくする運動の場
～職場・地域からの運動
- コラム 10 項目／年表社会保障形成史



【発売】学習の友社 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館内 TEL 03-5842-5641 FAX 03-5842-5645



<Featured Theme>

COVID-19 Pandemic, Japanese Style Globalization and Small and Medium-sized Companies

Prefatory Note Kazuo MATSUMARU

Japanese Style Globalization Poses Threat to the Survival of Small and Medium-sized Companies, Aggravates Employment and Labor Conditions

..... Keiichi YOSHIDA

Zenroren's "Small and Medium-sized Support Measures" for Realizing the

National Minimum Wage Masaomi AKIYAMA

Progress and Characteristic of Japan's Minimum Wage Rise in 2022

..... Hiroshi ETO

Korea's Minimum Wage Increase and Small and Medium-sized Companies

..... Hak-soo OH

New Phase of the Two Laws Protecting Subcontractors from Unfair Trade

Practice by Their Contractors Toshio AIDA & Yasuhiro NAKAJIMA

Actual Situation of Small and Medium-sized Companies' Management

Reflected in the Business Survey Atsutami YAMAMOTO

Reports from Industrial Unions

Toru SUZUKI, Masaaki SUZUKI, Mitsutaka TAMURA,
Rika WATANABE, Seitaro KITAGAWA

From Small and Medium-sized Companies' Perspectives

Challenges Facing Small and Medium-sized Companies and Efforts of Small and Medium Entrepreneurs

Extraordinary Price Hike Due to the COVID-19 7th Wave Demands Immediate

Measures to Protect Small and Medium-sized Companies Nobuyoshi FUJITA

From Political Party's Perspectives

Small and Medium-sized Companies Assistance Measures in the COVID-19

Crisis and Challenges Tamami SADA

<Labor Front Now>

"Trade Unions Are Being Tested" - 2023 Spring Struggle in the Face of Skyrocketing Prices

Rengo to Demand about 5% Pay Hike for the First Time in 29 Years, Rengo's President Make Excuses about Attending the "State Funeral," Zenroren to

Demand 30,000 Yen/More Than 10% Wage Raise for the First Time in 24 Years,

Resolved to Change National Politics by Ending the Kishida Government

..... Yu AOYAMA

ISBN978-4-7807-1894-2

C0336 ¥1200E

定価：1320円(税込)

本の泉社